

令和4年第1回定例会会議録目次

会期日程	1
第1号（3月3日）（木曜日）		
1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第 1	会議録署名議員の指名	5
1. 日程第 2	会期の決定	5
1. 日程第 3	諸般の報告	5
1. 日程第 4	行政報告	6
1. 日程第 5	令和4年度施政方針説明	7
1. 日程第 6	一般質問	16
	広 田 勉 議員	16
	緊急時の避難について	
	子ども食堂について	
	補助金への課税は	
	国の救済法について	
	東中の引継ぎは	
	（村上総務課長、高岡町長、廣介護福祉課長、 高城農林水産課長、新田税務課長、田畑健康増進課長、 太学校教育課長、幸野副町長、福教育長）	
	福 岡 兵八郎 議員	35
	徳之島自動車学校存続について	
	改正離島振興法について	
	改正種苗法について	
	（吉田企画課長、高岡町長、高城農林水産課長）	
	宮之原 順 子 議員	48
	防災対策について	
	（村上総務課長、廣介護福祉課長、田畑健康増進課長、 太学校教育課長）	
1. 散 会	55
第2号（3月4日）（金曜日）		

1. 開 議	59
1. 日程第 1	一般質問	59
	是 枝 孝太郎 議員	59
	財政政策について	
	助成制度の拡充について	
	農業振興について	
	(高岡町長、廣介護福祉課長、太学校教育課長、 高城農林水産課長)	
	竹 山 成 浩 議員	68
	母間港の利活用について	
	健康の町づくりについて	
	(廣介護福祉課長、吉田企画課長、田畑健康増進課長、 高岡町長、茂岡社会教育課長)	
	勇 元 勝 雄 議員	76
	子育て支援について	
	入札について	
	津波について	
	水道行政について	
	ソテツトンネルの整備について	
	トイレ設置について	
	ハーベスター代の助成について	
	コロナ対策について	
	トイレ洋式化について	
	(高岡町長、幸野副町長、高城農林水産課長、 村上総務課長、清山建設課長、吉田企画課長、 茂岡社会教育課長、保久水道課長、清瀬地域営業課長、 田畑健康増進課長)	
	植 木 厚 吉 議員	97
	地域防災について	
	道路整備について	
	世界自然遺産センターについて	
	(村上総務課長、幸野副町長、清山建設課長、高岡町長、 高城農林水産課長、吉田企画課長、清瀬地域営業課長)	

松田太志議員	111
--------	-----

徳之島町における災害時の対応について

子育て環境について

住環境の充実について

(村上総務課長、高岡町長、廣介護福祉課長、
田畑健康増進課長、茂岡社会教育課長、幸野副町長、
太学校教育課長、尚花徳支所長)

1. 散会	126
-------	-----

第3号(3月7日)(月曜日)

1. 開議	131
-------	-----

1. 日程第1 議案第1号 専決処分について承認を求める件	131
-------------------------------	-----

1. 日程第2 議案第2号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について	133
---	-----

1. 日程第3 議案第3号 徳之島町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について	134
---	-----

1. 日程第4 議案第4号 徳之島町課設置条例の一部を改正する条例について	135
---------------------------------------	-----

1. 日程第5 議案第5号 徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について	135
---	-----

1. 日程第6 議案第6号 徳之島町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例について	136
--	-----

1. 日程第7 議案第7号 徳之島町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	137
---	-----

1. 日程第8 議案第8号 徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について	138
--	-----

1. 日程第9 議案第9号 工事請負変更契約の締結について(徳之島町役場新庁舎新築工事(1工区))	139
---	-----

1. 日程第10 議案第10号 工事請負変更契約の締結について(徳之島町役場新庁舎新築工事(2工区))	140
---	-----

1. 日程第11 議案第11号 工事請負変更契約の締結について(徳之島町役場新庁舎新築工事(3工区))	142
---	-----

1. 日程第12 議案第12号 物品購入変更契約の締結について(令和3年度徳	
--	--

		之島町役場新庁舎備品購入（2工区）	……	143
1. 日程第13	議案第13号	物品購入変更契約の締結について（令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（6工区））	……	145
1. 日程第14	議案第14号	物品購入変更契約の締結について（令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（7工区））	……	146
1. 日程第15	議案第15号	物品購入変更契約の締結について（令和3年度堆肥生産基盤整備事業）	……	147
1. 日程第16	議案第16号	物品購入変更契約の締結について（地元産材活用促進事業（3工区））	……	148
1. 日程第17	議案第17号	物品購入変更契約の締結について（給食配送車購入事業）	……	149
1. 日程第18	議案第18号	令和3年度一般会計補正予算（第8号）について	……	150
1. 日程第19	議案第19号	令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について	……	162
1. 日程第20	議案第20号	令和3年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について	……	163
1. 日程第21	議案第21号	令和3年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について	……	164
1. 日程第22	議案第22号	令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について	……	165
1. 日程第23	議案第23号	令和3年度水道事業会計補正予算（第4号）について	……	166
1. 日程第24	議案第24号	令和4年度一般会計歳入歳出予算について	……	167
1. 日程第25	議案第25号	令和4年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について	……	167
1. 日程第26	議案第26号	令和4年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について	……	167
1. 日程第27	議案第27号	令和4年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について	……	167
1. 日程第28	議案第28号	令和4年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について	……	167
1. 日程第29	議案第29号	令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算		

		について	167
1. 日程第 30	議案第 30 号	令和 4 年度水道事業会計歳入歳出予算について	167
1. 日程第 31	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	170
1. 日程第 32	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	171
1. 散 会			171
第 4 号 (3 月 9 日) (水曜日)			
1. 開 議			175
1. 日程第 1	議案第 24 号	令和 4 年度一般会計歳入歳出予算について	175
1. 日程第 2	議案第 25 号	令和 4 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について	175
1. 日程第 3	議案第 26 号	令和 4 年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について	175
1. 日程第 4	議案第 27 号	令和 4 年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について	175
1. 日程第 5	議案第 28 号	令和 4 年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について	175
1. 日程第 6	議案第 29 号	令和 4 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について	175
1. 日程第 7	議案第 30 号	令和 4 年度水道事業会計歳入歳出予算について	175
1. 日程第 8	議員派遣の件		180
1. 日程第 9	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について		180
1. 閉 会			181

令和4年第1回徳之島町議会定例会

会期日程

令和4年第1回徳之島町議会定例会会期日程（案）

令和4年3月3日開会～令和4年3月9日閉会 会期7日間

月	日	曜日	会議別	日程
3	3	木	本会議	○開会 ○開議 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸般の報告 ○行政報告 ○令和4年度施政方針の説明 ○一般質問（広田・福岡・宮之原）3名
	4	金	本会議	○一般質問（是枝・竹山・勇元・植木・松田）5名
	5	土	休会	
	6	日	休会	
	7	月	本会議 委員会	○条例・補正予算等審議・採決 ○令和4年度当初予算上程（特別委員会設置、付託） ○予算審査特別委員会
	8	火	委員会	○予算審査特別委員会
	9	水	本会議	○委員長報告 ○閉会

令和4年第1回徳之島町議会定例会

第1日

令和4年3月3日

令和4年第1回徳之島町議会定例会会議録

令和4年3月3日（木曜日） 午後1時30分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開 会

○開 議

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 令和4年度施政方針説明

○日程第 6 一般質問

広田 勉 議員

福岡兵八郎 議員

宮之原順子 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
10番	是枝孝太郎君	11番	広田勉君
12番	木原良治君	13番	福岡兵八郎君
14番	大沢章宏君	15番	住田克幸君
16番	池山富良君		

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 福田誠志君 次長 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	村上和代君
企画課長	吉田忍君	建設課長	清山勝志君
花徳支所長	尚康典君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	水野毅君	地域営業課長	清瀬博之君
農委事務局長	藤康裕君	学校教育課長	太稔君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	廣智和君
健康増進課長	田畑和也君	収納対策課長	吉田広和君
税務課長	新田良二君	住民生活課長	大山寛樹君
選管事務局長	白坂貴仁君	会計管理者・会計課長	当洋子君
水道課長	保久幸仁君		

△ 開 会 午後 1時30分

○議長（池山富良君）

皆さん、こんにちは。

ただいまから令和4年第1回徳之島町議会定例会を開会します。

△ 開 議 午後 1時30分

○議長（池山富良君）

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池山富良君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番富田良一議員、10番是枝孝太郎議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（池山富良君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月9日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月9日までの7日間に決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（池山富良君）

日程第3、諸般の報告を行います。

一般的な事項については、お手元に文書で配付してありますので、口頭報告は省略いたします。

なお、この際、特に報告いたしますことは、監査委員から、令和3年12月分、令和4年1月分、2月分の例月現金出納検査の結果報告がありました。

なお、関係資料等は事務局に常備してありますので、御覧いただきたいと思ひます。
これで諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（池山富良君）

日程第4、行政報告を行います。

○町長（高岡秀規君）

詳細につきましては、お手元に配付してありますので、要約してお伝えいたします。

12月16日から12月17日、令和3年度北方領土返還要求運動鹿児島県民会議の理事会に出席しております。令和3年度鹿児島県奄美地域離島航空路線協議会、令和3年度奄美群島航空・航路運賃軽減協議会に出席しております。

12月23日、内外情勢調査会鹿児島支部2021年12月現地懇談会に出席しております。

1月6日から1月7日、令和4年観光関係者の新年互礼会に出席しております。

1月12日から1月14日、次期生物多様性国家戦略策定に向けた地方公共団体首長ワークショップにてタンカンのクロウサギの対策、そして、また今後のICTの観光、教育等が認められプレゼンをしてまいりました。離島緊急医療現況報告会及び意見交換会に出席、令和3年度地方自治振興促進懇談会及び懇親会に出席しております。

1月25日から1月28日、自民党奄美群島振興開発特別委員会に出席、鹿児島県町村会1月理事会に出席、一般財団法人全国自治協会評議員会、ウェブ会議で出席、全国町村会理事会、ウェブ会議にて出席しております。

自民党の奄美群島振興開発特別委員会につきましては、次期奄振の延長における指針、そして、また今後の奄振の在り方等々が議論になり、今後の奄振の要望の在り方等を検討しなければいけないと感じております。

2月9日から2月10日、令和3年度全国離島振興協議会第4回理事会に出席、離島振興法改正・延長実現総決起大会並びに同法改正・延長実現要望活動に出席しております。

2月15日から2月17日、大島郡町村会・大島郡町村議会議長会の各種会議に出席しております。並びに南日本政経懇話会2月例会に出席しております。

2月23日から2月26日、鹿児島県市町村行政推進協議会令和3年度市町村長研修会に出席、第137回鹿児島県町村会定期総会に出席、第83回鹿児島県過疎地域協議会臨時総会に出席、鹿児島県町村ICT・IoT活用推進協議会令和3年度定期総会に出席、奄美群島世界自然遺産登録徳之島黒糖焼酎と特産品フェアに出席しております。

2月28日から3月1日、令和4年第1回鹿児島県市町村総合事務組合議会定例会に出席。

3月2日から3月3日、第9回奄美保健医療圏地域医療構想調整会議に出席しております、

今後のベッド数、病床数について要望、意見を述べたところであります。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（池山富良君）

これで行政報告を終わります。

△ 日程第5 令和4年度施政方針説明

○議長（池山富良君）

日程第5、令和4年度施政方針説明を行います。

○町長（高岡秀規君）

令和4年第1回徳之島町議会定例会の開催に当たり、町政に臨む所信を申し上げるとともに、令和4年度徳之島町一般会計予算案及び特別会計予算案、関連議案を提出し、町民の皆様方並びに町議会議員の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、令和4年度の一般会計予算案の総額は、歳入及び歳出それぞれ79億8,625万円となっており、前年度と比較いたしますと3.2%の減となっております。

歳入歳出の主な事柄といたしましては、徳之島町観光拠点施設整備事業、東天城中学校建設事業、尾母団地住宅新築工事等になります。

それでは、6つの基本計画に沿って令和4年度事業施策を申し上げたいと思います。

令和4年度事業施策について。

1つ、人と資源を融合させ、活気あふれるまちづくりについて。

農・畜産業の振興について。

主幹産業である農・畜産業の推進につきましては、各種補助事業を活用した経営基盤及び生産基盤の強化を図るほか、担い手となる人材育成を強化することで生産者所得の向上や後継者不足の解消を推し進め、町全体の活性化を図りたいと思います。

令和2年産のサトウキビの収穫実績につきましては、面積で1,101ヘクタール、単収5,110キログラム、生産量5万6,261トンとなり、令和7年産の目標生産量である7万692トンの達成に向けて生産拡大を目指しております。

園芸につきましては、消費者に安心して安全な農産物の安定的な供給、地域や環境に優しい農業の普及を目指し、化学肥料や農薬の低減を図るなど環境保全型農業の推進を行っています。

今後もグリーンな栽培体系への転換に向けた栽培マニュアルと産地戦略の策定、各産地に適した技術の検証を行うとともに、生産力向上と持続性の両立を実現するため有機農業等を促進していきます。

また、ICTを活用したスマート農業の推進に向けて、農業用ドローンによるバレイショの農薬散布試験等を行い、超省力、高品質な作物の生産に向けた新たな農業の推進を図ります。

このほか、特殊病害虫の蔓延防止及び早期の根絶に向けて関係機関との連携を強化し、迅速な初動対応や未発生地域への蔓延防止を図ります。

鳥獣被害対策につきましては、引き続きイノシシ等の捕獲圧の向上に努め、新規狩猟免許取得者に対して助成を行うとともに、狩猟従事者の掘り起こしを図るほか、ICTを活用した捕獲機材の導入を進め、効率的な有害駆除、捕獲を推進してまいります。

畜産の振興につきましては、優良雌牛自家導入事業や畜産クラスター事業等の各種事業を継続することで、畜産生産基盤の強化と畜産農家の所得向上を図ります。

豊かな農村環境の保全に向けては、多面的機能交付金事業を活用した農地水環境保全対策事業を町内10組織で推進してまいります。

農業の基盤整備につきましては、県営畑地帯総合整備事業を、第一母志、第一花徳、第二下久志、第二尾母1期・2期、徳之島北部、第二南亀、第一尾母1期・2期の9地区で行ってまいります。

水資源の安定供給につきましては、基幹水利施設の保全事業としてストックマネジメント事業を第一花徳地区、第二神嶺地区の2地区で行い、農業用水の安定供給を図ってまいります。

農地の有効活用につきましては、人・農地プランのさらなる充実に取り組むほか、農地中間管理機構を活用した農地集積及び集約化を図ります。

島内生産産物の地産地消に向けては、幅広い世代を対象とした食文化の継承推進と食や農業への理解を図るとともに、町内で生産される農産物等を活用したイベントの開催、食育の普及促進を目的とした食育アドバイザーによる講演会の開催を行ってまいります。

林業の振興について。

林業の振興につきましては、豊かな森林から得られる土砂流出防止機能や水源かん養機能等の保全対策として、松くい虫被害対策事業を継続してまいります。また、松くい虫被害による枯損木となった松については、倒木による人的被害や人家の損壊被害の未然防止を目的に、伐倒、除去を進めてまいります。

水産業の振興について。

水産業の活性化につきましては、漁業経済を支える拠点港の役割を担う亀津漁港の護岸補修工事を実施するほか、漁業集落協定に基づいた種苗放流や藻場造成等を行い、漁業活動の支援と水産業の発展に向けた活動を展開しています。

令和4年度においては、機能保全計画に基づく水域施設の浚渫工事を実施するなど、漁業従事者が安心して取り組める漁業環境の確保に努めます。

商業の振興について。

新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、地元中小企業の経営支援を目的とする商工会育成事業やプレミアム商品券の発行に対する助成等を継続することで、消費者の購買意欲向

上による島内消費拡大を図り、地域活性化につなげてまいります。

観光の振興について。

観光の振興につきましては、エコツーリズムの推進、エコツアーガイドの育成に継続的に取り組むほか、港の玄関口である亀徳新港の観光案内所の強化に努めてまいります。また、修学旅行やインターンシップ等の誘客推進を図り、都市部からの人材受入れを積極的に行い、観光産業の振興を図ります。

観光施設等の整備につきましては、老朽化によって様々な不具合が発生している里久浜トイレ・シャワー室の再整備を行い、観光で訪れる方々の旅行満足度の向上を図りたいと思います。

新たな産業創出と雇用の確保について。

徳之島産の農林水産物等の販売に係る支援につきましては、奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業を活用することで、出荷時等に発生する物資輸送費の一部助成を行い、外海離島が抱える条件不利性の解消に取り組んでおります。

北部地区の振興につきましては、北部創生推進委員会や各集落駐在員と連携を図りながら、北部観光パンフレットの制作や地名表示板設置、ポータルサイトの作成、SNS動画配信等を行ったほか、空き家活用計画を策定し各集落の空き家調査や課題等の掘り起こしを行いました。令和4年度は、北部地区空き家流動化モデル構築の実証に取り組み、空き家活用の促進に努めてまいります。

このほか、令和6年度に供用開始予定となっております観光拠点施設の基本設計や実施設計を進めてまいります。拠点施設には各種イベントや体験プログラム等の情報提供、地場産品直売所機能等を持たせることで、施設を中心とした徳之島町全体の地域振興策を図るとともに各種産業の活性化を推進します。

心の通い合う健康と福祉の元気なまちづくりについて。

健康・医療の充実。

特定健診及び国保保健事業では、特定健診の受診率向上や運動習慣の定着を図り、生活習慣病の発生予防や重症化予防を推進するとともに、特定健診やがん検診の受診、ウォーキングなどの健康増進に積極的に取り組む元気なまちづくりを目指しております。子供から大人まで様々なライフステージの方を対象に健康問題を明確にして健康増進と疾病予防に努め、その人らしい健康な生活が送れるように各事業を実施してまいります。

また、徳之島町食育推進計画を基に住民の意識を高め、食生活の改善等に関心を持ち食育を通して心と身体が健やかになれるよう、食育関係組織と連携をして推進してまいります。

自殺予防につきましては、悩みを抱えた人への個別相談対応と支援を行うとともに、臨床心理士による相談会を開催するなど、誰も自殺に追い込まれることのないまちを目指した取組を進めてまいります。

また、次世代を担う子供たちが自己肯定感を高め生きる力を育む、いのちの授業、SOSの出し方教室を継続して実施いたします。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に当たっては、令和3年12月から3回目接種を開始しております。国の方針に基づき、希望する方がスムーズに接種を受けることができるよう接種体制の構築を進めてまいります。

高齢者福祉の充実。

高齢者福祉の向上につきましては、75歳年齢到達者宅への訪問を開始し保険証の交付を行う中で後期高齢者医療制度の説明や保健師による健康確認などを行ったほか、地域サロンではスクエアステップを導入し、高齢者がより楽しく健康づくりに取り組めるような活動を取り入れました。

認知症の方や在宅医療ケアを要する高齢者が増加していることから、医療、介護関係者の連携体制の充実、各種ボランティア、認知症サポーターの養成を行い、地域での支援対策を強化していくとともに、関係機関と連携をしながら地域包括ケアシステムの構築を図ります。

1人暮らし高齢者等の地域社会活動における見守りに加え、緊急時の体制確保等、コロナ禍でも高齢者自らが健康づくりに取り組める環境を整え、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく元気に暮らせる町づくりを目指します。

障害者福祉の充実について。

障害者福祉の施策につきましては、障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画を策定し、障害者施策に関する基本的な方針等の計画や目標を掲げております。障がいのある人もない人も共に生きる島づくりを基本理念に、基本計画の推進や目標の達成に向けて、徳之島地区地域自立支援協議会と連携を図りながら福祉の向上に努めてまいります。

子育て支援・児童福祉の充実。

子育て環境の充実に向けては、健やかな妊娠と出産を支援するため、母子手帳発行時の全数面談や保健指導、マタニティクラス等を実施するなど、保護者の育児不安を解消し、子供の健やかな成長を支援できるように努めております。

各種健診や親子教室等を実施する中で、医療、保育、福祉分野の関係機関と連携しながら妊娠期から子育て世代への支援に継続して取り組みます。

また、ハイリスク産婦への産後ケア事業を含めた専門的な支援を行いつつ、産前産後サポート事業を活用し、地域での支援体制づくりに引き続き努めてまいります。

豊かな自然と安全安心な生活が調和する環境社会づくりについて。

自然環境・生態系の保護・保全。

豊かな自然環境の保全につきましては、外来種の駆除や盗掘盗採のパトロールを強化することで、固有種や希少種の生息環境の改善を図るほか、官民学が一体となったロードキル対策を

進め、生物多様性の象徴であるアマミノクロウサギの保護に取り組んでまいります。

また、野良猫のTNR事業、飼い犬及び飼い猫の不妊、去勢手術費の助成を行うことで犬や猫の繁殖を抑制し、希少動物の捕食防止や衛生環境の向上を図ります。

海岸漂着物の取組といたしましては、町内の海岸線全域において大量の漂着物が流れ着いており、海岸線の良好な景観を阻害する原因の1つとなっていることから、海岸漂着物地域対策推進事業を活用した海洋環境の保全に努めております。

福岡岡ノ場の海底火山の噴火により発生した軽石の漂着も続いていることから、引き続き早期回収に努めるとともに海洋環境の回復を図ります。

循環型社会の推進について。

持続可能な循環型社会の構築につきましては、テレビやエアコンなどの4品目に加え、自動車の廃棄時に発生する海上輸送費を助成することにより、リサイクル率を高めるとともに住民の負担軽減を図っています。

地域防災の充実。

安全な地域づくりにつきましては、災害情報配信システムの登録促進を進めていくとともに、テレビのデータ放送を利用した情報配信等、迅速かつ確実な情報提供を図るなど、様々な情報伝達手段の充実や強化、啓発を努めてまいります。

また、災害に強いまちづくりの推進のため、自主防災組織の強化を図り、災害発生初期時における情報連絡や避難誘導、救出等が行える地域住民による自主防災組織の育成と強化を図ってまいります。

加えて、デジタル式防災行政無線の全戸配付を令和3年度中に実施したことにより、災害発生予測時における情報伝達、災害被害の低減を図り町民の生命及び財産の保護に努めます。

交通安全の推進。

交通安全対策につきましては、関係機関と連携した交通安全対策の推進や街頭指導を行い、交通安全意識を啓発するとともに災害共済制度への加入促進や通学路等における歩行者の安全な通路の確保、ロードミラーやガードレール等のハード面の整備、交通安全教室などのソフト面での強化に努めてまいります。

防犯体制の充実。

防犯対策につきましては、犯罪のない安全・安心で明るく住みよい地域社会づくりのため、警察署や防犯協会、自主防犯ボランティア団体等と連携を図りながら、防犯意識の向上のための普及活動を行ってまいります。

消費者被害防止では、鹿児島県消費者行政活性化補助金を活用した弁護士相談会を開催するなど、消費者被害の未然防止に取り組むほか、消費者の安全と安心を確保するため消費者行政の機能を維持してまいります。

誰もが快適に暮らし続けられる、人に優しいまちづくりについて。

道路・交通網の整備・充実。

亀津中央線内の道路改良工事を継続するほか、亀津19号線の道路拡幅工事のための用地買収や建物補償、ゾーン30整備事業を活用した通学路や生活道路等の整備を図ります。

また、橋梁長寿命化計画に基づいて橋梁点検を行い、補修が必要な橋梁の補修工事を行ってまいります。

住環境の充実について。

花徳2団地新築、徳和瀬及び内千川団地の現地建替えを実施したほか、港ヶ丘団地4棟の外壁改修工事を実施するなど、快適に生活できる住宅の確保及び住環境の向上を図りました。

また、1件の民間住宅改修資金助成を行い、住宅確保要配慮者の民間住宅への入居の円滑化を図りました。

令和4年度において、尾母6団地の建替え、港ヶ丘団地3棟の外壁改修工事を実施し、良好な住環境の整備を進めてまいります。

また、地震による建築物の倒壊等から町民の生命を保護するため、徳之島町耐震改修促進計画の見直しを行い、町内の建物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

公園の整備につきましては、徳和瀬総合運動公園の施設改修及び設備の更新を実施しており、利用者が安全に安心して利用できる公園施設の整備を進めてまいります。

上下水道の整備について。

水道事業につきましては、亀津浄水場の新設事業として大原地区に浄水場を設置、亀徳地区の配水管布設工事を行うなど、安全な生活用水の安定供給に向けた取組を推進しています。

下水道事業につきましては、下水道整備による快適な生活環境づくりや、河川、海域の水質汚濁防止を目的とした管路工事を進めてまいります。

思いやりと文化を育む人間性豊かなひとづくりについて。

学校教育の充実。

本町の全般的な教育の推進につきましては、令和元年度に改定した徳之島町教育大綱に基づき、未来を創造する新たな教育へ挑戦を目指し、各学校等と連携しながら総合的に取り組んでまいります。

各幼稚園、各学校等の施設整備につきましては、令和3年3月に策定した学校施設長寿命化計画に基づき、長寿命化や災害時における避難路の整備や東天城中学校の新校舎建築に向けた諸準備等を行います。

教育力の向上につきましては、GIGAスクール構想に基づくICT活用による新しい時代の教育を推進します。特に、北部地区の4校では、県内外の教育機関と連携した遠隔教育、徳之島型モデルの充実に努めます。

プログラミング教育の充実に向けては、花徳小学校において大島地区プログラミング教育の研究指定公開を行います。

併せて、みらい創りラボ井之川において、小学生及び中学生を対象にプログラミングスクールを実施するほか、徳之島プログラミングコンテストを開催するなど、プログラミング的思考の育成に向けた支援を推進してまいります。

また、学士村塾や向学塾等においては、ICT等を活用したオンライン学習講座の実施をはじめ、学力向上試験、漢字検定、数学検定等の各種検定試験を実施するなど、新しい時代に対応した学習環境の整備を図ってまいります。

加えて、校務支援システムの導入による各学校の教職員の働き方改革を推進することにより負担軽減と教育の質の向上を図ります。

新型コロナウイルス等の感染症対策につきましては、各幼稚園や各学校の普通教室等に空調機器を整備したほか、学校休業中における学習環境の構築に向けて家庭学習用Wi-Fiルーターの整備を行うなど、引き続き感染症に対応した教育環境を推進します。

幼・小・中学校（園）再編につきましては、引き続き最終答申に基づき、小中一貫教育や望ましい教育環境を提供するという観点から総合的な検討を行います。

また、学校教育課と社会教育課が連携をして学校運営協議会や地域学校協働活動についても推進してまいります。

留学生の受入れにつきましては、北部地区における学校において留学生の受入れを積極的に進めるとともに、新たに親子留学制度についての検討を進め、小規模校の問題解決と校区の活性化を図ってまいります。

家庭教育の充実について。

家庭教育の推進に向けては、県教育委員会による家庭教育支援モデル市町村として2年目を向かえ、新規支援員の発掘及び研修の充実に努めました。家庭教育の推進には家庭及び学校、地域の連携が必要であることから、家庭教育支援員の全小学校区への配置を目指し、今後も地域全体で子供たちの成長を支える地域学校協働活動を推進し、地域と連携した学びの機会や家庭教育の支援を行ってまいります。

青少年健全育成の推進について。

青少年育成につきましては、青少年育成町民会議において、早寝・早起き・朝ごはん、地域活動への参加、スマホ等の使用の3項目に継続して取り組み、青少年が健全に成長していくための地域づくりを地域ぐるみで推進します。

また、中高生の望ましい勤労観や豊かな職業観の育成を目的に、引き続きインターンシップの機会を設け、首都圏及び関西圏での大手企業や行政への訪問や職場体験を行います。町の未来を担う人材として将来に夢と希望を持ち、活力に満ちた人材の育成を目指します。

芸術文化活動につきましては、小学4年生以上を対象に、劇団四季「こころの劇場」をオンライン配信で実施したほか、中学生を対象とした文化芸術による子供の育成事業を実施いたしました。離島では体験することのできない舞台芸術の鑑賞機会を設けることにより創造性と心の豊かさを育ててまいります。

生涯学習・生涯スポーツ活動の推進。

生涯学習の推進につきましては、新規講座の開講やホームページ等を活用した広報活動を行い、アフターコロナを見据えた形で町民の生涯学習の意欲向上を図ります。

生涯スポーツ活動の推進につきましては、各種屋内競技活動に加え、様々な行事等で活用されている体育センターにおいて、施設の老朽化による不具合等が生じていることから、屋内照明設備の改修を行い、スポーツ振興の拠点施設として利用促進を図ります。

また、合宿受入れや講演会誘致事業等を積極的に行い、各種スポーツ教室や講演会を通じて地域の方々にスポーツ等の魅力を発信し、多種多様な種目のスポーツ振興及び健康づくりを推進してまいります。

郷土文化の継承・活用について。

埋蔵文化財を含めた文化財の調査を実施し指定等を行ってまいります。

また、徳之島3町で行っている水中遺跡調査につきましては、合同でシンポジウムを開催し、その成果を町民に還元してまいります。

指定文化財を適切に保存、管理できるようにし、修復が必要な指定文化財については助成金などを活用して修復できるように努めてまいります。

郷土資料の収集につきましては、文化財保護審議委員や教育機関、町民などと連携を重ね、さらなる資料の収集に努めるとともに体験学習講座や企画展を開催することにより郷土の自然や文化に対する理解を深めていくよう努めます。

また、本町で記録している映像資料などをデジタル化し、デジタルアーカイブとして広く町民が視聴できるような機会を設けます。

町史編さん事業につきましては、町史編さん事業の集大成となる通史編を刊行いたします。最新の学術成果を土台に図や写真を多用し、約3万年前から現在までの徳之島や関係する世界の歴史を描きます。

また、これまで刊行した自然編、民俗編及び今年度刊行する通史編を基に、より普及に適した簡易版の編集を開始いたします。

みんなが主役、協働で展開する結いのまちづくりについて。

男女共同参画社会の推進。

男女共同参画の推進につきましては、特定事業主行動計画に基づき女性職員が働きやすい環境を整えることを目標に掲げて取り組んでおります。

また、鹿児島県から任命された男女共同参画推進委員と連携をし、引き続き男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。

令和4年度におきましては、性別に関わりなく全ての人々がお互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指し、男女共同参画を推進するための指針といたしまして、第2次男女共同参画基本計画の策定を行います。

行財政運営の効率化について。

住民サービスの根幹をなす自主財源の確保については、個人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び法人税、たばこ税の申告納税を促進し、各種町税の公平公正な賦課に努めます。

徴収業務では、町広報紙やホームページを活用して電子決済サービスや口座振替等による収納方法を周知徹底し、納期内納付の推進や納税意識の向上を図るとともに、納税者の公平性を保つために滞納処分の強化に取り組んでまいります。

ふるさと思いやり基金推進事業につきましては、新たにA5等級徳之島牛をはじめとする地域の資源を生かした特産品が誕生しております。世界自然遺産登録を契機とした積極的なPRを続け、地域に活力をもたらすふるさと納税制度を最大限に活用し、関係人口や交流人口の拡大、自主財源の獲得に取り組んでまいります。

結びに、新型コロナウイルス感染症との闘いが始まり早2年が経過いたしました。この間、医療従事者をはじめ関係者や町民の皆様には感染症対策に御協力を頂いていることに深く感謝申し上げます。

いまだかつてない規模の感染の波が日本を覆っており、島内においても教育現場での感染拡大など厳しい局面を迎えています。コロナ禍の社会においても孤独や貧困を生み出さないこと、安心・安全に暮らせるまちづくりを目指して町が一丸となり総力を挙げて取り組んでいく所存であります。

さて、令和3年7月26日、私たちの暮らす徳之島が世界自然遺産に登録され、これまで島の宝であった自然が世界の宝として認められました。豊かな恵みを生み出す自然環境をつないできた先人たちに畏敬の念を覚えるとともに、自然との共存の中で誕生した文化を次の世代に継承を続ける地域の方々に深く感謝を申し上げる次第です。

世界自然遺産登録を契機とした行政改革にも取り組み、税務課と収納対策課の統合、新たにおもてなし観光課を設置し、行政組織運営の効率化と町民サービスのより一層の向上を図ってまいります。

昨今の社会情勢では、テレワーク等の新しい働き方の普及により都心から地方への人口流出が加速しており、穏やかな時間や良好な景観、人と人のつながりを意識した暮らしを求める若

者が増加する潮流が生まれています。

島の最大の魅力である自然と文化について、まずは島に暮らす私たちが再認識するとともに、都会では味わえない出来事を子供たちが体感する機会を設けることで、関係人口や交流人口、移住者の増加を図ってまいります。

また、私が兼ねてより注力しています人材の教育については、日本の抱える少子高齢化問題や多様化する経済構造、社会問題、マイクロプラスチック問題やカーボンニュートラルといった国際的な取組について、正確な情報を基に冷静な分析を行えるグローバルな視点を持った人材の育成に引き続き惜しみない支援を続け、町民一人一人が自ら考え自発的な行動に移せるよう意識改革を推し進めていく覚悟でございます。

町の長といたしまして、柔軟な対応と大胆な決断を下し、本町の発展に向けて全力で取り組むことを申し上げまして、施政方針とさせていただきます。

○議長（池山富良君）

以上で、施政方針説明を終わります。

△ 日程第6 一般質問

○議長（池山富良君）

日程第6、一般質問を行います。

広田勉議員の一般質問を許可します。

○11番（広田 勉君）

皆さん、こんにちは。

任期4年間、最後の議会にトップで質問させていただき、大変、光栄に思います。この4年間の中で、私は母の弔いが9月の始めにあり、その年の9月議会の質問を取下げたことが一番悔やまれております。そこで、私はコロナ禍でも質問を取下げませんでした。

新しい課長が大勢誕生した今議会であります。質問されることは勉強と思って頑張りたい。私ももっと精進して頑張っていきたいと思っております。ただし、次回もこの立場におられるということが前提でありますけれども、11番広田勉は通告の5項目についてお尋ねいたします。

まず、1番目の緊急時の避難についてであります。今年の正月気分もそろそろ抜けようとする1月15日の土曜日、午後トンガ諸島近海の海底火山噴火が起き、その影響で津波が発生いたしました。太平洋沖の父島では気象庁の津波到達予測時刻より2時間以上早く、そのときの15日の午後8時前後から潮位の変化が見られたと、最大観測値は90センチメートルに達したらしい、奄美名瀬小湊では午後11時台、ちょうどこのころは干潮の時間帯ではあったんですけど、午後11時55分に1.2メートルの津波を観測したらしい、そこで、本町での水位、潮位は何

時頃に最高どのぐらいまで記録されたのか、お分かりでしたらお願いいたします。

○総務課長（村上和代君）

広田議員の御質問にお答えいたします。

警報が発表された際の本町での水位はどのぐらいまで上がったかというお尋ねでございました。

名瀬測候所に確認いたしましたところ、トカラ列島から与論島までの間において潮位観測計が設置されている箇所は、トカラ列島の中之島と奄美大島の名瀬港、名瀬小湊港の3か所だけとなっているため、徳之島での潮位は不明とのことでした。

○11番（広田 勉君）

観測がないと、しょうがないわな、今、言ったように小湊のほうはやっぱり1.2メートル上がってきたということでしたので、恐らく似たようなものが、干潮だったのでよかったのかなというふうにも思っているんですけども、今回、全集落での本気の避難行動が取られたのではないかなと思います。全集落ごとにいろんな問題点や課題、今後の備え、避難訓練等の指針が明らかになったのではないかなと思いますので、その各集落ごとの課題はどのように把握されておられるのか。

○総務課長（村上和代君）

広田議員の御質問にお答えいたします。

今回の事態を受けまして、後日、課長会を開催し、課題等について話し合いをいたしました。その後も、各課においてそれぞれの関係する施設等の状況確認を行った上で様々な課題を取上げております。

また、徳之島町議会政策提言会議の議員の皆様からも自然災害発生時における対応についての提言書を頂き、課題や問題点について意見交換会を行ったところでございます。

2月25日には防災会議を開催いたしました。コロナ禍ではございましたが30名余りの委員の皆様にご参加いただき、防災計画の見直しや津波警報についてを議題とした会議が行われました。

駐在員の方々にも確認をいたしましたが、それぞれ高台へ避難されており、集落内の状況については分からないとの声がほとんどでありました。そのため、全体的な課題として、お答えしたいと思います。

沿岸地域にある集落の皆様におかれては、多くの方々が高台へと避難したようであります。その際、長時間の津波警報であったことに加え、警報発令時が未明であったこと、また、定期的に徳之島においても一番寒さの厳しい時期だったことから、徒歩で一時避難をされた方々は暗闇の中で寒さをしのぎながら、不安な時間を過ごされたと伺っております。

また、長時間であったため、防寒対策やトイレの問題、体育館などの緊急避難所の開放がで

きなかったり、開放の遅れなどが、主な問題として取り上げられております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

集落によっていろいろ違ってくると思うんですよね。例えば金見なんか行くと、ちょっと上がったらずぐ高台ですので、そんなにまで苦にならなかったと、トイレにしてもそうだし、例えば母間集落になると、もう上のほうに全部上がってしまったがために、トイレが非常に難儀したとかいうふうな話。そして、私の蔵越の周りは車がいっぱいでありました。

私は一回下を下りて、森のほうまで下りてずっと見てきたんですけども、大原行く道なんかもう身動きとれないぐらいの混雑しておったというふうな話とか、今言われたように、徳高の体育館が開放されずに困ったというふうな話。そして、名瀬なんかだと、自衛隊の施設で駐車場とトイレを開放してくれた。あと、パチンコ屋の駐車場もトイレも開放してくれたとか、いろんなことがあったわけですよね。だから、これはやっぱりその声をずっと取っておくべきじゃないかなというふうに思いますので。

あと、大瀬川に住んでいる方で、もう都会の子供から電話でようやく起きて飛び出して行ったと、慌てて出たものだから、着のみ着のまま車で出たけども、翌日、隣のおばさんから、次回は自分も連れて行ってくださいと頼まれたということとか、いろいろ事例があるものから、そういったものを一個一個やっぱり拾って行って、記録しておくべきじゃないかなというふうに思いますけど。

ただ、区長さんはじめ話が余り分からなかったみたいな雰囲気言われるとちょっと困るんですよ。

長時間というのが非常に町民にとっても大変で、一旦避難しておったけど、帰ってきた夜中の3時頃に避難してくださいともう一回言われたと、いや、俺は今帰ってきたところだというふうなこともあって、避難してくださいと誘導する人もそれ以上は言えなかったと、もう一回避難してくださいというわけには、夜中の3時ぐらいですね。そういったこととか、いろいろ具体的にいろいろあるんですよ。

この避難要請はいつ頃出して、解除はいつ頃なされたのか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

津波警報が発令いたしましたのが未明の零時15分でございます。16日の零時15分頃に津波警報が発令されました。16日零時30分、県の災害対策本部大島支部の設置に伴いまして、徳之島町災害対策本部を設置しております。

その後、情報を収集いたしましたものをすぐ防災無線のほうで放送して、避難を呼びかけております。

解除は2時に津波注意報へと切り替わりましたので、午後2時に解除いたしております。

○議長（池山富良君）

広田議員、いいですか。

○11番（広田 勉君）

いやいや、午後2時。

○総務課長（村上和代君）

はい。

○11番（広田 勉君）

翌日の、16日の午後2時ですか。

長いね。

海底噴火が起きたのが前日の1時ぐらいなんですよね。ということは、丸24時間、注意、警報があったというふうに、それは初めて知りました、分かりました。

去年12月18日に鹿児島大学の島めぐりという講演会が伊仙町であったので、ちょっと参加させてもらいましたんですけども、その中で、避難訓練の在り方についてお話があったんですよ。

本気度の訓練でないとやっぱり意味をなさないと、訓練は訓練であるがゆえにということで、どういうものかということ、避難訓練のとき、車椅子を小学生に押させたりする写真とかいろいろあったんだけど、こういうのは絶対駄目だと、これは大人がすべきと、子供は即逃がせというふうなこととか、避難訓練を本当の訓練場所まで行くと遠いものだから、途中ではしょって、訓練だからといって、そこでこの場所で逃げなさいという訓練をしたものだから、東北で、そこへ行ってみんなのまれたという事例があるとか、そういう講義があったんですけども、だからやっぱり訓練ははしょっては駄目だということで、今回のことは、本当の本気度の避難のほうになったのではないかなと思いますので、やっぱり研修して、次に備えるべきと思うんですよ、いかがでしょう。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

すみません、先ほどの発言に誤りがございましたので訂正いたします。

7時30分に津波警報から津波注意報へ変わりました。このときに、午後2時に解除はいたしましたが、その前に注意報に変わっておりますので、こちらのほうでもまた放送を流しております。

避難訓練の在り方につきましてですが、確かに今回の津波警報におきまして、皆様、たくさんの方が高台のほうへ避難したり、必死で避難をされたということでいい訓練になったとおっしゃっていらっしゃる方もいらっしゃいました。

避難訓練の在り方につきましては、今後も防災教育等も通しまして、防災教育でもしっかり子供たちにも教育をしながら、地域住民の方と連携を図りながら、訓練をしていきたいと考えております。

○11番（広田 勉君）

どうしても訓練となると、やっぱり気が抜けることはもう間違いないんだけど、やっぱりこのはしょるということは絶対よしてほしいと、それとやっぱりこういうふうな専門家がおっしゃっていることは、やっぱりそれは取り入れていただきたいというのと、ここ30年以内に南海トラフ地震が起きるといふことはずっと言われておるんですけども、ただ高台へ逃げろとだけでなく、その後のフォローを考えてほしいんですよね。

食糧支援とか、遭難した場合、場所でトイレを探すのも大変だし、ラジオは津波警報ばかり流し、聞いたかった地元の情報というのが非常に少ないと、やっぱり今後はこの役場に地元の情報を流す緊急放送場所を設けるとか、例えば、東区の避難道路を早めに手をつけるとか、こういう避難関係の前倒しというのか、今回の教訓でやっぱり予算をいろいろつけんといかんじやろうなというふうな予算計上等は、町長考えていないものでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

国のほうでも、国土強靱化につきましては計画を立てて、ある程度早急な対応をするというふうな方針を出しておりますので、私どももまず何を優先的にハード整備するかということは、今後は検討していかなければいけないかなとは考えております。

○11番（広田 勉君）

この間の件は非常にいい教訓になったんじゃないかなと、そして、やっぱり役場のほうも真剣に、今までただ予定をされているわけよね、東区の。

それは、この間、建設課の課長にも聞いたんですけども、ちゃんとこういう予定になっておりますということはずっと前から聞いているんだけど、一向に進む気配がないわけよね。

今回このような、寒いからみんな車に乗って逃げていく、道も狭いとか、そういうふうないろんなのが出てきているものですから、やっぱり真剣になって、もう少し予算の前倒しとか、そういったものもやっぱり必要じゃないかなと、私はそう考えるんですけど、そういったもので、検討しますだけじゃなくて、もっと真剣に考えてもらいたいと。

施政方針の中にも、「災害に強いまちづくりの推進のため、自主防災組織の強化を図り、災害発生初期等における情報連絡や避難誘導、救出等が行える地域住民による自主防災組織の育成を図ってまいります」とありますが、もう少しこれ詳しく説明はできないものでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

自主防災組織の育成強化ということですが、各集落において自主防災組織をつくって

いただきます。

現在、井之川地区とか轟木地区では自主防災組織をしっかりと持って、訓練を何度か行ったということで、今回の避難のときにも、それがすごく生かされたというお話も伺っております。

ほかの地域におきましても、このような自主防災組織をしっかりと持った上で、皆さんが避難をするときに、どのように動けばいいのかというようなところをしっかりと個々で、それぞれの家庭でまずはどこに逃げるか、警報が鳴ったときにどのような行動を取ろうかというようなことを細かく各家庭でまずは考えて、これをまた自主防災組織の中にはめ込んでいって、避難をするという形が一番ベストではないかと考えております。

○町長（高岡秀規君）

今の課長の補足であります。今現在、私が感じたことは、緊急時に津波警報が出たときに、10分ぐらいしてから出れたんですかね。そのときにはもう既に車が往来していました。だから、その自主防災組織のどうやって逃げるかというのは車なのか、徒歩なのかということを、本当に車で逃げて、皆さんがいいのかどうかも含めて、車だけが逃げる方法ではないということも検討しなければいけないと。

そして、ある程度、その防災についての研修等々を拝見しますと自助しかないわけです。1にも自助、2にも自助、3にも自助だと、公助というのはなかなか聞こえはいいけども、ある程度なかなかできなかったということが、東北の震災で分かったということですから、まず自分の命を自分でどうやって守るかということと、あと要介護者につきましても、その津波の時間、10分で来るのか30分で来るのか、そういったことも検討しながら、効率のいい逃げ方、そして、効率のいい要介護者の支援等々は、今後はしっかりと議論を進めなければいけないというふうに考えております。

○議長（池山富良君）

広田議員、しばらく休憩します。

○11番（広田 勉君）

はい。

○議長（池山富良君）

2時45分から再開します。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時45分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き開議を開きます。広田議員。

○11番（広田 勉君）

じゃあ、今、町長が言われたように、その自助が主ということですけども、私もそう思いま

すんですけども、やっぱりその中で公助が必要なところがいっぱいあるわけですよ。

例えば、今、北区でいいますと、婦貴田住宅の、今、更地がございますよね。あの辺の有効利用をどうするか、あとはまた蔵越のほうに公園がありますけども、そこにトイレを1つ造るとか、母間の場合は下からみんな上がったら、下のほうにはいろんな公共のトイレがあるんだけど、上へ上がったらもう何にもないというふうなこととか、いろいろ今回出てきましたので、そういったその公助の部分ね。積極的に取り入れていただきたいというふうに思って、ただ高台に逃げろ逃げろだけじゃだめだということをちょっと言いたいもんですから、町長一つ。

○町長（高岡秀規君）

今回の議員の皆様方からも提言いただいた事項がございまして、それを加味しますと、トイレの整備であったり、あとその防寒用に寒さをしのぐものがなかったりしたものですから、今後やるべきは公助となると、場所の選定をしっかりと行くと。どこに逃げるかというのはしっかり行って、逃げる場所にはちゃんとした整備を行うということが、今後必要になってくるかというふうに思いますので、まずは避難所の確保をしっかりとしてほしい。ほいて自分がもし津波になった場合どこに逃げるのかということもしっかりと認識することが必要じゃないかなというふうに考えておりますので、しっかりとその整備については国のほうも進めておりますから、しっかりと対策を打っていきたいというふうに思います。

○11番（広田 勉君）

先ほどもちょっとありましたように、徳之島高校の体育館を開けてもらうとか、たまたま土曜日の休みの晩でしたのでそういったこともあるんですけど、先ほど言うたように名瀬なんかはパチンコ屋の駐車場全部開放したり、しかも中のトイレを開放したというふうなこともありますので、徳之島の場合は高台にそういったものはないので、今の近隣公園のトイレをもう少し多くするとか、いろんなことを施策をぜひやっていただきたいというふうに、これをいろんな意見が出てくるはずですので、もう出てきているんじゃないかなと思いますので、これを全部集約しまして、先ほど言ったように東区の場合は道路計画はずっと前にやっているけど、なかなか進まない。これをもうちょっと進ませる方向でどうしたらいいとか、いろいろ考えていただきたいというふうに思いますので、今回の本当の本気度のその避難訓練ができたかなというふうに思っていますので、これを教訓にしてもらいたいということで、次にまいります。

次に、子ども食堂についてでありますけども、本町で運営されているところは何か所ぐらいあるのか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えします。

本町で子ども食堂を実施しているのは、3施設が町内4か所で実施をしております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

この役場はほとんどこれ関係ないとかいうふうな話は聞いておるんですけども、社会福祉協議会のほうからはよくボランティア団体のほうに、子ども食堂の応援要請があるわけですよ。行政としてもその関わりはしたいのか、したくないのか、どのようなものがあるものか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

現在のところ、議員のおっしゃるとおり、行政のかかわりがあるのは社会福祉協議会が実施している子ども食堂事業ということになります。

どういった内容かということですので、子ども食堂のみの理由、社会福祉協議会でやっている子ども食堂というのは、通常の子どもの食堂だけではなくて、子ども宅食受託費、御飯を持って行ったりすることもあるんですけども、徳之島町の要保護児童対策協議会や地域の中で支援が必要な児童の見守りを兼ねて行うことで、国の支援対象児童見守り強化事業を活用することが可能であったので、この事業で実施をしています。

事業開始の経緯は、社会福祉協議会のほうからこの補助事業を実施したいとの相談があって、県とも協議を行いながら国へ交付申請を行って決定されたということでございます。

以上です。

○11番（広田 勉君）

ずっと、4年前ぐらいから子ども食堂についてずっと御相談は受けておるわけですよ。特にその北区などは学校に近いので北区の公民館の炊事場をちょっと貸していただけませんかとかね、いろいろ相談があったんだけど、そのとき校長先生ともいろいろ話したりいろいろして、育児放棄の分もちょっと考えられるもんですから、そのときにはちょっと承諾せずにお断わりした部分があるわけですよ。

それで、それからずっと経緯を、今、ちょっと見ておるんですけども、そのいよいよ調べてみたら、平成24年に大田区の八百屋さんがかわいそうなちょっと障がいのある親御さんのお子さんが食事ができないお子さんのおって、それでこれはかわいそうだということでやり出しておったのを、ほんで子供が1人でも来ても食べられるように、怪しまれないような食堂という意味で名前をつけたのが、だんだんワンコイン子ども食堂と。これが全国の子どもの食堂の先駆けらしいんですけども、その中で子ども食堂という名前ですが、大人が来てもいいよというふうな場所らしいんだけども、花徳でやっているものもあるんですけども、子供たちには全部無料なんですよね。お金取らずに無料でやっているし、大人は200円というふうなことで、その方々が亀津の東区の公民館でも第2日曜日やっていらっしゃるというふうなチラシもあるんですけども、無料ということはどこか補助がないと絶対これやっていけん話だし、これ大変なことをなさっているなと思うんですけども。

だから、この仕組みは役場は少し把握されているのかどうか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

役場で把握はしておりますけれども、実際、国や県等で実態調査とかそういったものはございませんので、町としてもそういった調査をしていないのが現状です。ただ、その相談とかは少しあったように聞いております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

子ども食堂なんだけど、高齢者も来ていいというふうなことらしいんですけども、やっぱり私は子供よりも、むしろ1人暮らしの高齢者。これは食事を作るのがもの凄くおっくうになってくるらしい。それで、自分が作るのがおっくうになってくると、食べるのももう要らないというふうになってくるんですね。

これ自分の親を見ていてつくづく思ったんです。年いけばいくほど、もう何にもしたくないというふうになってくるもんですから、そのために社会福祉協議会が弁当の配達とかいろいろなさってはくれているんですけども、やっぱり子供というよりも、そういう高齢者が集まって食べるというのもいいのかなというふうに考えたりするわけよね。

ほんでそういった意味で、やっぱり高齢者向けの食事ができるよとかいうふうにもっと宣伝してもらって、この制度を広めていったらなとも思うんですけども、今後その子ども食堂というのは増えると思うのかどうか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

宣伝とかいう話もございましたので、少し御説明いたしますと、先ほども申しました要保護児童対策協議会とか地域の中で支援が必要な見守りを兼ねているということで、そういった子供たちとかを抱える保護者等があれば、例えば集落のほうから御相談があったときに民生委員とか関係者が行って、こういった子ども食堂があるということをお伝えはしているというふうに聞いております。

また、今後増えるかどうかというところなんですけれども、ただ介護福祉課長としたら辞令をいただいてから日が浅いものですから、事業に関して詳しいわけじゃないので、まだ増えるかどうかは分かりません。

ただ、今後各事業所からも状況を聞くなど、地域において必要であって事業を実施したいという方などがいましたら、事業の実施に向けて何等かの形でお手伝いができるように関係機関、また担当も含めて協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

役場のほうも一応このコロナ禍で子供たちのその教育とかいろいろなものに補助金を5万、10万出したりいろいろしておるんですけども、やっぱりその昨日のチラシに食料&日用品無料広場ということで、一応何かそういう催し物をされるみたいですけど、非常にいいことだなとは思っただけど、本当に困っている老人の人たちは出られない人が多いのよね。

歩ける老人というのはそう、困っていないとは言いませんけども、ほとんど外へ出られないような人たちが困っているんじゃないかなと、私はずっとそう思っておるものですから、それでこういったこともいいなど。

ほんで、もう我々の年代になると、やっぱりボランティアを主にだんだん生きがいにしていきますので、こういったこともいいなというふうに思っておるんですけどね。

やっぱりこの町のコロナ禍の商品券とかそういうのもあるんだけど、買いに来なさいと。むしろ、出られない人たちにどういうふうにして、行き渡らせるかということをやっとやっぱり考えてもらいたいなというふうに、そういう配慮がほしいなという思いがするものですから、もっと民生委員を使ってというわけじゃないんだけど、先ほどの避難でもないんだけど、次は自分も車に乗せてくださいと言われる1人暮らしの人がいらっしやるわけよね。

この間の地震のときも、名瀬のうちの叔母さんに電話したら、車がないから出られないからと言ってね。長浜という埋立地に住んでいるんだけど、避難しないと、ずっとテレビの情報を見ているというふうなことで、身動きが取れない人がいらっしやるわけですよ。

だから、そういった人たちにどういうふうに、今度、町長、公助じゃないけど、自助できない人たちをどうして公助で助けていくかということをやっとちょっと配慮をいただきたいなと思いますので、これは別に答弁は要りません。要望としておきます。

次に、補助金の課税はいかがなものかと。

私も昨年、猟友会に入会いたしました。イノシシが毎日私の畑に来て食べるのを見ながら狩猟免許を取ったんだけど、恐らく皆も同じ思いで大勢の人が受験をし、免許を取ったとは思っただけどね。

しかし、入会費が非常に高額ですよ。会員にならない人もおるんじゃないかなと思っただけども、この現在、会員は大体何名ぐらい徳之島町いらっしやるもんか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

狩猟免許につきましては、令和2年にわな、猟銃免許併せて53名。令和3年には4名の新たな取得があり、既に免許を持っていた方も含めて、本町猟友会においては令和3年度は、67名の方が会員として加入し登録されております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

これ全員がずっと続けていっていると思いますか。

○農林水産課長（高城博也君）

まず、このわなの免許を取って猟友会に入っていない方が何名かいらっしゃいます。

まず、免許を取られた以前も何かの機会で答弁したと思いますけれども、免許を取ったからといってすぐに捕獲できるものではないというふうなものは答弁しております。

ですから、経験がやはり二、三年はかかってくるだろうと思いますし、実際にこの免許を取った方が二、三年にかかって、ここにきて捕獲頭数が上がってきているというふうなところで、農林水産のほうは捉えております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

私もわなの免許を取りまして、2か所に仕掛けてあるんですけど、全然反応なし。以前ある課長が答弁されていましたが、イノシシ7頭捕ったけど、まだ採算が取れていないというふうなことでしたけども、課長も免許を持っていらっしゃるからようわかるんですけども、高額な入会費とか、狩猟用の材料費ね。そして、毎日のパトロール、これ毎日欠かさずに仕掛けたところはパトロールして見ないといけないもんだから、そのガソリン代等の経費は非常に高額になっているんですよ。狩猟さんにとっては、もの凄く負担になっているわけです。

そこで電話がかかってきて、税務課より捕獲料の課税通知が来たとき、これはどういうことかというふうな相談があったもんですから、もう私は捕獲していないから何の連絡もないんですけど、ほんでただ単純にイノシシを捕ってこれだけ入っているだろうと。それは課税するのは、もちろん当たり前のことは当たり前だけれども、しかしその捕るまでの経費をちゃんと見ているのかどうかというふうなことですけど、いかがでしょう。

○税務課長（新田良二君）

お答えいたします。

課税所得の範囲につきましては、所得税法に定めがございます。第9条に規定する非課税所得以外の全てが課税所得になりますということです。

報償費でございます。ハブ、イノシシ、カラス、カミキリムシ等の報償費は、非課税所得に該当しませんので、課税所得となります。

ハブ、イノシシ、カラス、カミキリムシ等、いわゆる有害鳥獣捕獲対策事業で事業する報償費は、所得税法第35条第1項に規定する雑所得となります。

雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、一時所得、山林所得及び退職所得のいずれにも該当しない所得の総称でございます。

報償費の補助金なんですが、この報償費については雑所得でございますので、総収入から収入を得るために必要な経費を差し引いて、申告をしていただくこととなります。

以上でございます。

○11番（広田 勉君）

これ他町さんもやっぱり同じようにやっていらっしゃるか分からない。ほかの町村も。

○税務課長（新田良二君）

把握はしておりませんが、全国一律だと思います。

以上です。

○11番（広田 勉君）

畜産奨励のため、畜産農家の一定額所得は無税にすると政治判断をされた政治家がおられます。その中で、ハブ、イノシシ、カラス、カミキリ等の助成金を出してまで駆除しようとしている者に対して、課税はちょっと酷じゃないかなと思いますんですけども、そのこういう確かに言われたように、その法律は何条で課税せよとなっておるんですけど、その経費とかそういったものには目をつぶるのか。もしくはどこそこは、助成金は引いてとかいろいろそういうことはないのかどうか。

○税務課長（新田良二君）

この報償費等についても、税負担の公平を図る点から税務署も雑所得としての申告が必要であるということですので、国の指導の下、今年度は1月の広報誌で確定申告等の申告をぜひお願いしますということで、掲載している次第でございます。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

関連する案件でありますので、かかわっている案件でありますので、農林水産課からも一言答弁いたしたいと思います。

現在、狩猟登録者や会費などに係る経費は、免許の種類、数によって異なりますけれども、わなのみの場合を例に上げると約2万5,000円程度かかり、くくりわなセットが1セット約3,000円、これは5本セットとして販売されておりますので、約3万円程度はかかっている。また、それ以外に必要なものは多種多様なものがありまして、そういったものになろうかと思われま。

しかし、本町においては、それらの軽減を図るため、一昨年より狩猟者登録費用に係る経費を対象とした2分の1、上限2万5,000円の補助である狩猟者登録促進事業やわな及び電気仕掛け等を対象とした2分の1補助の被害防除対策施設整備事業といった町単独事業を実施しております。

次に、報償費についてでありますけれども、ハブ以外で農林水産課で扱っているイノシシ、カラス、カミキリムシ等は報償費の項目で買上げ金のほうとして支出しておりますので、中身は奨励的意味を持つものでありますが、買い上げているものとして取り扱っております。

また、ちなみに畜産とは、動物のうち家畜、家禽を繁殖、飼育または肥育し、その畜産物を得て生活に役立つ産業で、その産業振興を図るため各種補助金として支出しているもので、狩猟で得るものとは異にするものであることなので、御承知いただきたいと思います。

また有害鳥獣駆除や狩猟によって得られた収入は、雑所得に該当するようでありますし、もし漁師や有害鳥獣駆除をなりわいとしていけば事業所得となるようなので、いずれにしろ確定申告等による申告が必要であるかと思われまます。

以上です。

○11番（広田 勉君）

課長も採算取れていますか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

私は免許を取るときに補助は受けておりません。これは自分の考えでもって、やはり率先してこういうものに参加してやるべきだと思っております。

実際に採算は取れておりません。しかし、毎日見ております。檻わな等をやって、実際、物は3頭は捕りました。なおかつ、幼獣についても3頭捕っております。

しかしながら、そういったものはあえて自分の畑に来たものを捕獲して駆除やこの事業を町の単独事業をつくる段階で、私自身がそういうふうな意味で、町長等、財務部と掛け合っておりますので、そういった方針で私のほうは考えてやっておりますので、今のところは採算を考えておりませんし、そこまでわなにお金をかけている状況ではありませんので、御理解いただきたいと思います。

答弁になっているかどうか分かりませんが、以上です。

○11番（広田 勉君）

課長は趣味の範囲内というふうな受け取り方でいいと思いますけども、とにかくアルバイト感覚でやられている人が結構いらっしゃるはずなんですよ。

ほんで、この赤字になってしまうとやっぱり捕獲を断念する人が出てくるという可能性もあるわけです。ほんで、現にハブの買取価格が下がったために、経費がかかるという捕獲をやめた人が結構いらっしゃるわけです。

そうならないためにも、鳥獣被害を減らすことを施策としてすべきですので、捕獲費をもっと増やすべきだと私はそう考えて、だからそのやめてしまう方向をとめる方法を考えるといかんじゃなかと思っておりますけど。

○農林水産課長（高城博也君）

広田議員のおっしゃることは、もう申し分ないというか、当然だと思います。

しかしながら、この私が農林水産課長を拝命してから、こういうふうな町長と財務当局に相

談して、周りの要望に応じてこういうふうな新規登録者の助成事業、わな等の防護柵等の助成事業をやっております。

捕獲頭数は伸びております。今年も恐らく見通しで750頭前後はいくんじゃないかなと思っております。ですから、今の方法でこうやってやっていって、令和3年度67名で、令和4年度の登録希望でやっているのは、2月末現在で54名、これは3月まで加入希望で取れると思いません。

また、4月からの猟友期間外の4月1日から10月までの期間外に関しましては、有害駆除という形で町のほうもお願いするわけでありまして。そういった場合にこういう猟友会に登録していないと、そういった方たちにお願ひできないというふうな形であります。

当然、今から3月につけて、私も当然やると思いますがけれども、先ほど趣味の範囲でと言いましたけれども、私は自分の生活のために畑を守るためにやっているということで、こういった方はほかにもいらっしゃると思います。

ですから、以前から言うように農業を守るためには、自分で守ることをこうやって、そのための方たちにこういった助成施策を打っているというふうな認識でありますので、そこら辺は御理解いただきたいと思ひます。

○11番（広田 勉君）

課税するのも当たり前ですし分かるんだけど、やっぱりこの政治的に助成金を出して減らそうとしているところに対しては、やっぱりある程度はもう政治的に無税というふうなことが一番私はいいと思うんですね。

なぜかという、そのハブが5,000円の時代と3,000円の時代でだいぶ減ってきているというのが、ハブ自体も減っているような感じはしはするんですけども、今、大体課長がおっしゃるように750頭ぐらいになりそうだというふうなことは、予定は大体400頭ぐらいでずっと予算はつけてきていると思うんですね。それがずっと増えておると。去年ぐらいから少しいノシシの頭数が減ったんじゃないかと感覚もありはするわけですよ。

というのは、やっぱりこれだけ捕られておると。しかし、補助金が出ているがゆえに、幾ら収入があるというのは役場はちゃんと把握しているものだから、ごまかしはできないわけですよ。その課税をする人たちのあれは。

だから、きちっとその課税の額は捉まえていると思うんだけど、やっぱり政治的にこういった報奨金があるやつは、やっぱりこう考えるべきじゃないかなというふうな考えをしているものだからね。

○農林水産課長（高城博也君）

先ほど、畜産の関係も絡めながら御質問があったかと思ひますがけれども、畜産の関係に関しましても恐らく御存じのとおり、免税と言ひますがけれども、免税証明書を持って行かない限り

控除は受けられないというふうな形となっております。

やはり競りに出したから、または畜産で出荷したから申告したりすると、申告書のほうに特別措置法の記載欄があります。それに対して、添付資料をつけないと、当然、課税としてかかってくるわけです。ですから、そういった意味でいえば、やはり申告はちゃんとしていただくというふうな形。

あとこの控除等に関しては法律でありますので、この国のほうの法律で検討していただけないと、今の段階ではこの租税特別措置法等では市町村の段階ではできないと認識しております。

農林水産所管課といたしましては、とりあえずちゃんとこうやって認識した上で申告を促す。農業所得でもそうですので、そういった形を促す方向でやって行かざるを得ないというのが現状であります。

○11番（広田 勉君）

これ要望ですけども、やっぱり税務課が課税するのは当然だし、しかしあなたのほうはやっぱり奨励せんといかん立場ですので、どうしたら課税を免れるというか分らんけど、そういうふうな方向をやっぱり、そういういろんな方法を探してもらいたいわけ。みんながやりやすい駆除をできる方向を探してほしいと思うんですよ。

ほんで、絶対何かあるはず。でないと、奨励はしたは税金は取られるはじゃ、とてもじゃないけどやっておれんというふうな人が出てくる可能性もありますので、そういったことはぜひまたいろんな方策で、なるべくこの報奨金はどうぞという感じでもらえるようには状況を検討してもらいたいと、お願いします。これ要望です。

次に、国の救済法の告知ちゅうんかな。私もよくあんまり分からないんだけども、そのアスベスト法が法改正があったんだけども、中皮腫症患者の救済がだいぶ進んではおるみたい。この病の厄介なことは、治療法がないことと、アスベスト関連業務後の仕事に就いた後の25年から45年後に病気が発症するということですよね。

ほんで相談に来られたもんだから、いろいろ話を聞いたら、若い頃尼崎のほうへ出稼ぎに行って直接アスベストの袋を触っておったと。当時から体に悪いなと本人も気がついてはおったらしいんだけど、80歳近くになってから肺のほうから2リッターの水を抜いて、それからずっと治療しておったんだけども、中皮腫症と診断を受け、大阪の専門病院で病名の確定を受けて、今、治療をどうするかという手続を今度はまた相談したわけ。

どういうふうで徳之島町ではちょっと難しいと。しかし、以前島から出稼ぎにいっぱい出たんですけども、大体が3Kの仕事に就いている人が多い。そして、アスベストの関係の業務が結構あったということですので、ほかにもそういう方がいらっしゃるんじゃないかなと思いはするんだけど、こういったものがありますから心当たりないですかというそういう告知という

んかな、そういったものはどこかの課でされているものかどうか。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えします。

国の保障制度があることは知っておりますが、そういった告知等はしていません。あと町民から問い合わせがあった場合、必要に応じて情報等を提供し、実施機関等に取り次いだりしていきたいと考えています。

以上です。

○11番（広田 勉君）

このアスベストのほうは、一応解体業とかも非常にあるし、あと煙突の周りに塗ったとかいろんな業務でかかわった人は結構いらっしゃるみたいなんですよ。

それで、この2リットルの水を取った人も、本人はほとんど気がつかんかったみたい。しかし、健康診断でも映像がおかしいと、それで調べていたら3年後ぐらいにこのアスベストの影響だというふうな結果が分かったんだけど、これ治療をどうするかとなると、これもまた大変なことですよ。島ではちょっとできないというふうなことで、治療法がないというのも一つあるんですけども、こういった情報があるということ把握しておればいいけど、またいろんな相談が来ると思いますので、一つまたよろしくお願いします。

それと同様、今度はハンセン病の件もちょっとずっと以前に相談を受けて、ハンセン病の方がなくなって、その遺族に国の保障があるよというその申請の仕方を教えてくれと相談を受けたもんだから、私も全然意味が分からずに、そのいろいろインターネットで調べながらその申請の仕方をずっとやったんですけども、こういったことは役場のほうは熟知しているのかわか。もちろんプライバシーがあるもんだから、なかなか公表はしづらいんだけど、やっぱりこういう救済法があるよというふうなことはね、やっぱり知らすべきじゃないかなと思うんだけど。

○健康増進課長（田畑和也君）

健康増進課といたしましても、そういった制度があることは知っております。

でも、そういったのが町民から問い合わせ等がありましたら、やっぱり必要に応じて情報を提供していくような形になると思いますけども……。

以上になります。

○11番（広田 勉君）

私は全然知らなかったもんだからね。ちょっとこれ役場はどうなっているのかなというふうな思いで質問しているんですけども、例えばこのハンセン病の人が1人おられて亡くなりました。その家族に大体150万ぐらいくるみたい。何の金か知らんけど。その申請をちょっとしてあげただけだね。これは1世帯1人なのか、どんなものか、子供たち兄弟に全員に来るのか、

その辺は分かりませんか。もう分かる範囲内でいいんだけどね。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えします。

その件につきまして、今はちょっと分かりませんので、後ほど回答させていただいてもよろしいでしょうか。

○11番（広田 勉君）

構わん。

私が一応申請した人は150万ぐらい国のほうから来たんですよ。その人の兄弟も申請したら全然世帯が別だからね、もらえるのかどうか、そういったこととかいろいろあると思うんですよ。そこまで私も調べていなかったもんだから、その人本人の申請だけしかしていなかったんだけど。

もの凄く書類が、誰がハンセン病と診断したか、いつそういう診断があったとか、そういったものを全部申請書に書かんといかんから大変な厄介なものはものであるんだけど、しかし、やっぱり国の制度としてありますので、これをもしあれだったらみんなにこういうのがありますよということを知らせてもらいたいなというふうなことで、まだほかにもこういったややこしいような国の保障制度がまだあるのかないのか。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えします。

調べましたところ、国の保障制度が受けられるものの一例といたしまして、特定B型肝炎ウイルス感染者に給付金支給に関する特別措置法、あと予防接種健康被害救済制度などがあります。

以上です。

○11番（広田 勉君）

たまに広報なんかでも、拾い上げるためにこういうのがありますよという告知をしてもらったらなというふうに思いますので、また御検討のほどをお願いしたいと思います。

次に、東天城中学校の新築工事の引継ぎについてですが、前尚課長は東天城中学校の卒業生なので、学校の歴史をよく知っておるという思いで多くをいろいろ聞かなかったんだけど、学校の不都合部分とかいろんなことを熟知しておられると思っていましたのでね、新課長になったことで老婆心ながら引継ぎがきっちりなされているのかどうか、心配であるためにちょっとどうですかとお聞きいたします。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

東天城中学校の引継ぎに関しましては、中学校の建設に関してを主に引き継いでおります。

令和3年度に学校とPTA、地域で構成されている東中学校の新築委員会と教育委員会、建設事務所とで協議して基本設計が完成しております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

先ほど、防災の件の中では言いましたけども、鹿児島大学の講演の中で、そのときの中で東天城中学校で何回も講演をしたと、その先生はおっしゃっていたんだけど、前の課長のときと恐らく今年また委員会を開いたりいろいろすると、少し意見が違ってくるんじゃないかなと、そのトンガの津波騒動でいろんなまた違った意見が出てきて、再度また一から見直す必要があるんじゃないかなというふうに思うけど、そういった検討会なんかは何か予定はされているのかどうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

基本設計が完成いたしました。令和4年度に関しましては、学校関係者、教育委員会、駐在員、役場の各課などの構成いたします推進委員会を立ち上げて、実施設計をいたします。

実施設計の中で津波でも十分対応できる校舎とか、そういったものも含めて協議してまいります。

○11番（広田 勉君）

推進委員会を開いて、ずっとまた引き続きみんなで検討していくと。これはよっぽど何回も何回も協議していかないと、前回の東中みたいな50年で3回も水没するような校舎を造ったらいかんわけですよ。

その当時の生徒に聞いたら、1メートルぐらい教室が水浸しになったというふうな話も聞いたことがあるんですけども、やっぱりその建て替えに対する校舎の位置、グラウンドのかさ上げ、そういったものも何回も会議を重ねてね、奄美一の学校にしていきたいなとそういうふうに思っておりますので、来年度からの予定をまだ分かるあれでスケジュールを。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

令和4年度に関しましては、建設予定地のボーリング調査を行います。それに伴いましてプールの解体工事も行います。実施設計を行います。完成次第建築予定となっております。

建築に関しましては、津波対策を考慮した3階建てのピロティ方式を現在検討しております。以上です。

○11番（広田 勉君）

大体は分かりましたけども、1つだけ戻ってよろしいですか。

その、今、デジタル方式に全部変えて我々ラジオをいただいておりますけども、その前の

やつとのその時間差があるんじゃないかという話があるんだけど、大丈夫ですか。避難連絡のデジタル方式と、その前の方式と。その1点だけすみません。忘れていた。時間差は大丈夫ですか。例えば、前のがもう終わりました。今度は新しいのが始まりますという、これ同時ではいけないんだけど、今、ラジオを全部配布されていますよね。ほんで、配布されていないところ、これ前のやつはもう切ったんでしょう。切ってからこの差があるのかないのか。

○副町長（幸野善治君）

ちょっと今、総務課のほうで各世帯からのいろいろなお褒めの言葉やら逆にお叱りのいろいろ苦情等もあります。一般的に大変あれいい事業だったということで、多くの方が賛同しておりますが、その広田議員が、今、言ったのは、今、初めて聞きました。僕は聞いておりません。

それと、下久志近辺から井之川近辺が電波が悪いということですので、その地域に関して、今、対処、いわゆる中継棟を建てるか、方法を、今、検討しているところです。

○11番（広田 勉君）

じゃあ、分かりました。

以上です。

○健康増進課長（田畑和也君）

先ほどのハンセン病元患者家族に対する補助金の件なんですけども、対象者が配偶者、親子、一親等の親族等であってハンセン病歴のある方と同居していた方には180万円、兄弟、姉妹、祖父母、孫、ハンセン病歴のある方と同居していた等の方には130万円となっております。

以上です。

○教育長（福 宏人君）

ありがとうございます。

先ほど、広田議員のほうから今回の津波のことにしまして、東天城中学校のほうにおいても新築の基本的な設計も含めて、検討委員会のほうからの陳情書の中で、東天城新校舎の建設促進について、過去は先ほどおっしゃったとおり、校庭におきまして、台風、大雨の浸水も含めて、今後その地震、津波、高潮、こういったような自然災害も、今、予測されるということで、そういったものに対応するような校舎造りというようなことでございます。

この東天城中学校の自然災害につきまして、既に役場のホームページ等もございます南西諸島の海溝における地震、マグニチュード8クラスのいわゆる南海トラフの巨大地震、さらにそれより上回る奄美諸島太平洋沖北部の地震ということで、どれだけ津波の波が東天城中学校の付近に到達するのか、これはホームページのほうに示されておりますが、現在のところ、今、東天城中学校、海拔が3メートルあります。

今、浸水で予測されているのが、最低0.3、30センチ、最高1メートル未満と、そういったようなことが出ておりますので、これが津波予想で平成26年9月24日に公表されておりますの

で、こういったような最新知見も想定しながら、今後の津波のこと、それから台風の風水害も含めて、またいろいろと協議しながらそういったような防災にも対応できるような校舎にしていきたいというふうに考えております。

○議長（池山富良君）

広田議員、よろしいですか。

○11番（広田 勉君）

はい。

○議長（池山富良君）

お疲れさまでした。

しばらく休憩します。3時50分から再開します。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時50分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福岡兵八郎議員の質問を許可します。

○13番（福岡兵八郎君）

委員会室で議長の許可を得ました。マスクを取りますということで、どうぞ取ってくださいということですので、お許しを頂きたいと思います。皆さん、こんにちは。

先ほど、在職15年以上、池山議長、27年以上在職、住田議員、大沢議員、表彰おめでとうございます。私たち議会の使命は、町民福祉の向上と町政発展に寄与することとあります。共にさらに発展した活動ができればと、強く希望を持っております。

そしてまた、新しく就任された課長の皆さんの力強い決意を拝聴しました。子供たちが大きな夢を持つ。そして、お年寄りが安全安心で暮らせるような、また町長の旗印であります、夢をかなえる徳之島町構築に、共に頑張っていこうではありませんか。よろしく願いいたします。

今日は、中身の濃い町長の施政方針がございました。その中で、環境社会の構築と有機農業の推進という項目の2つから、最近、私が心に留めたことを2つだけ、まず前段にお話をさせていただきたいと思います。

4年1月16日に、北海道の知人が徳之島訪問されました。全国有機農産物を探しての訪問であります。以前から隣の伊仙町で、有機サトウキビでつくった黒糖を生産をされておられるということでありまして、ついでに拙宅まで来ていただいて、いろんな情報を頂きました。

その彼から頂いたメールを原文のまま紹介したいと思います。

「貴殿の有機農業への取組を拝見して、熱い思いが伝わってきました。私の師、木村秋則は、

「奇跡のリンゴ」として今では有名ですが、自然栽培を始めた40年ほど前は、周りの農家や地域住民から排除されて、回覧板まで回ってこなくなったそうです。

奥様が農薬に弱い体だったことから、無農薬のリンゴ栽培を始めたのですが、そんなに簡単ではなかった。10年以上、無収穫のどん底を経験して、ようやくリンゴが実るようになってからも、販売できる場所がなくて苦労したそうです。

大阪の駅に直接リンゴを送りつけて、物すごく怒られたこともあった。駅員さんをお願いして、駅前で販売したこともあったそうです。なかなか売れなく、極限の貧乏を経験しております。その後、少しずつリンゴの収穫量も増え、世の中にも認知される。そして、本の出版などもあり、各地域から講演の依頼などが入ってくるようになりました。

転機は、2006年のNHK「プロフェッショナル」番組に出演して、番組史上最高の賛否の電話が殺到したそうですが、今でもその記録は抜かれることがないようであります。

その後、「奇跡のリンゴ」が出版され、映画化されました。映画ではエンターテインメントとして描かれていますが、本人は涙が出て見られないとのことで、まだ見ていないそうです。映画での主演女優の菅野美穂さんが、木村さん本人と奥様に会って号泣したそうです。

木村秋則が大変な思いをしてつくった自然栽培、有機栽培の道です。今ではSDGs活動の一環として、世界中から注目を集めています。2021年7月に世界自然遺産登録された徳之島でも問題はたくさんあると思いますが、環境に配慮した農業を行うのはすばらしいことであり、必ずすばらしい未来があるはずです。徳之島をオーガニックアイランドにしてください。100年先までも持続可能な農業を目指し、共に頑張りましょうではありませんか。」

これは、私のスマホにメールそのままの原文であります。

それと、もう一つ、地元の話になりますが、12月28日の地元新聞の記事で、「環境を守るような大人になりたい」という記事が目に入ってきて、心に留まりました。

「第16期かごしまこども環境大臣の任命式・環境サミットが、27日に県庁であった。県内小学生9人が大臣に選ばれ、奄美関係では、手々小5年の東郷千広さんが選ばれた。環境問題や保護活動に関心を持ってもらうため、県内の小中学生を対象に、日頃の環境保護活動へ取組と未来の自分に宛てた環境レターを募集。小学校25校から595人、中学校16校から1,828人から応募があり、優れた内容だった小学生6人、中学生3人の9人が大臣に任命された。

近所の海岸に漂着物などのごみが散乱していく海岸清掃に取り組んだことが、環境問題に関心を持つきっかけになった。日頃つけているクリーン日記には、節電や節水等、毎日の環境保護への取組をチェックする項目が18あるけれども、毎日全部クリアするのは難しいと痛感。全部クリアして環境を守る大人になりたいと、環境レターにつづっております」ということであります。

3町議会でも、手々から金見の海岸の清掃をしました。ハンゲル文字のペットボトルがいか

に多かったことが、まだ記憶に残っております。

小学校5年生の視点で、この課題を見つけたということは素晴らしいことであります。この子供たちの夢をまた実現し、私たち大人が、今を生きる私たちが、また未来へつなぐような活動を本当に原点に立ち返ってしなければならないと、この記事を見て私は思いました。今の文章は、この地元新聞に出た文章そのものを使わせていただきました。

さて、13番福岡が通告の3項目について質問いたします。町長並びに所管課長の明解なる答弁をお願いいたします。

では、最初に出してあります、徳之島自動車学校についてであります。

ある高校生から聞かれて、どのように返事をしていいのか分かりませんでしたので、じゃあ、今度議会で取り上げてみますねということで返事をいたしました。上げております。

自動車学校、南三島にとって多大な貢献されてきました。人口減少に伴い、受験生の減により経営が大変困難な状況と聞くが、以下の項目についてまず伺います。

まず、①の現在の受験生と免許の種類。

そして、2番目の奄美や鹿児島で受験した場合、その経費の比較をどうなっているのか、まず①と②をまとめてお願いいたします。

○企画課長（吉田 忍君）

福岡議員の御質問についてお答えいたします。

まず、①の現在の受験生と免許の種類はということでございますが、受験生というよりも、令和2年度の実績が出ておりますので、そちらのほうで御説明いたします。令和2年度の卒業生合計で240名、内訳といたしまして、徳之島町在住者が107人、伊仙町が49人、天城町が63人、そして島外及び合宿による卒業生が21名となっております。

次に、取得できる免許の種類はということでございましたが、1つ目が普通一種、こちらのほう、マニュアル車とオートマチック車でございます。2つ目が中型一種、3つ目が準中型、4つ目が大型特殊、5つ目が普通自動二輪、こちらのほうもマニュアル車、オートマチック車となっております。

そして、最後に、限定解除等としまして対象となっておりますのが、中型、準中型、大型特殊、オートマ解除、小型二輪解除となっております。

次に、2つ目の奄美や鹿児島で受講した場合の経費を比較するとどうかという御質問についてお答えいたします。

まず、本年2月21日現在の自動車学校のホームページの情報をを用いて、学校までの交通費を加味せずに試算いたしました。まず、本町、徳之島自動車学校におきましては、自宅から通学して普通自動車、こちらのほうマニュアル車を最短で取得するためには16日程度かかります。

金額は、教習料金が32万330円、仮免許受験料1,700円、仮免許交付手数料1,150円、修了検

定受験料4,400円、卒業検定受験料4,400円、以上合計いたしますと、33万1,980円となります。

次に、奄美自動車学校の先ほどの5つの項目で計算いたしますと、奄美自動車学校の場合は、33万870円となっております。通常の取得の場合は、この33万円に船賃や宿泊等が加算されることになってまいります。

なお、奄美自動車学校のほうでは、新型コロナウイルスの影響により、現在受入れ中止中ではございますが、合宿プランやホテルで宿泊するリゾートプランがあるようです。合宿プランの料金は通常期で29万円、こちらのほうは宿泊費、講習料込みでございます。ホテルの場合ですと、ホテルによって異なりますが、32万から45万円ぐらいとなっております。

奄美大島での合宿プランを利用した場合ですと、約4万円ほど奄美自動車学校のほうがお安いようですが、こちらのほうに航空運賃または船舶運賃を加味いたしますと、島内で受講した場合と同等の費用がかかると考えております。

次に、鹿児島県本土にある自動車学校、こちらのほうを少しお調べいたしましたが、どこも送迎のサービスはありましたが、合宿施設等は少なかったように感じました。費用は大体一緒ですので、本土で取得する場合につきましては、通常取得ですと、航空運賃または船舶運賃、そして宿泊用のウイークリーマンション等の宿泊費用、こちらのほうが約7万円ほど加算されることとなりますので、島内で取得する費用より、約9万円から10万円ほど費用が多くかかると思われます。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

この直接費用と併せて、やはり時間も要するわけですので、この徳之島自動車学校はどうしても存続しないといけないと島民の皆さんは思っていると思います。

元年の6月26日、陳情書が出ているわけですが、自動車学校から。徳之島町は、去年も今年も当初予算で企画の枠の中で700万予算化されておりますが、天城町、伊仙町、何で前回継続審査したのかと聞きましたら、事務局も分かりません、議員も分かりません、誰も分かりませんという答えでした。なぜ継続審査したのか聞きたくて、しました。

やはり今、人口減少に合わせた、やはり受講生は減ってきているけれども、高齢者受講というのは非常に増えているわけですね。だから、その中でやはりこれは今、費用から見ても変わりますし、時間も必要でありますし、非常に今、高校生なども不安に思うのは当たり前だだと思いますが、健全経営を継続する場合に、どのような課題を今抱えているのかお伺いいたします。

○企画課長（吉田 忍君）

御質問についてお答えいたします。

課題につきましては、徳之島自動車学校へお聞きいたしました。

内容は、総売上高と販売費及び一般管理費を比較して、総売上高が上回るのが理想ではありますが、現状では、少子高齢化により入校生の減少が続いている状況でございます。

また、高齢者の事故が増加したことにより、複雑化した認知機能検査や高齢者講習等に対する人件費の増加、老朽化した車両の入替え、保守整備費用等の課題がありますとのことでした。以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

そうなんですよね。施設の老朽化もあります。また、車もその時代に合わせて、整備または準備していかなければいけないと思います。これは本当に徳之島にとって自動車学校だけの、もちろん民間ではあるんですけども、自動車学校だけの問題ではありません。徳之島3町の大きな重要機関だと思います。

高岡町長、この自動車学校についての見解を伺います。

○町長（高岡秀規君）

徳之島全体としての子供たちのために、そしてまた人口減少に歯止めをかけるために、住みよいまちづくりのために総合的に見て、自動車学校は指定校ではありますので、これをなくしてしまいますと、一層若い人たちが帰ってくるという環境が劣悪になってくるだろうというふうに考えております。

よって、この自動車学校については、3町でしっかりと指定校を守っていくことこそが、若年層への支援策にもつながるだろうというふうに思っています。

○13番（福岡兵八郎君）

それで、提案なんですけれども、今、広域連合、愛ランドや介護保険、消防組合とかあるわけなんですけれども、例えば、徳之島町は予算化しました。天城町、伊仙町は学校が徳之島町にあるから予算化しないのか、どっかで陳情したときに、その文章に何か問題があったのかして、天城町も伊仙町も、高校生も高齢者も受講者がおられるわけですから。だから、一緒になって、今、高岡町長がおっしゃった見解を持つべきだと思うんですよね。

であるならば、3町で今広域的な自動車学校存続委員会とか何かそういう組織をつくって、その組織でまずもんでみるとか、そういう機関の設置というのはどうでしょうかね、考えられませんか。

○町長（高岡秀規君）

まず、徳之島町につきましては、議会の皆様から理解を得られたということが一番だろうというふうに思います。幾らトップがある程度の方向性決めても、議会が納得しないといけないということが、今、大きな課題かなというふうに思います。それが継続審査になったゆえんだろうというふうに思いますので、まず、議会の理解を得ることを一番最優先で考えることが大事ですので、今、福岡議員がおっしゃったように、議会を中心に徳之島自動車学校の存続を検

討をするということは必要だろうというふうに思いますので、今後は3町の議会を中心に、大事な自動車学校の存続を話し合っただけであればありがたいなというふうには考えております。

○13番（福岡兵八郎君）

今度、陳情書が出た後、町議会の皆さん、町長も含めてお話ししたときに、本当に全会一致で絶対守るべきだという見解でしたので、非常に力強く思ったことでした。

⑤番目の、④番施設整備、今、先ほど課長からもありましたので、⑤番目の、私が3町としての十分な支援というのは、そういう意味なんですよ。

徳之島町700万出している。であれば、受講している過去3年間の受講生によつての按分と、また受講の実績割とか、そしてやはり健全な経営をしていくための方法をやっぱり考えて、3町の議員大会辺りも、3町の役員されている議員の皆さんにも、やはり前向きに検討していただいて、これを取り上げて、ぜひ高校生や、また高齢者の皆さんに十分な対応ができるような環境づくりのために、ぜひ必要かと思っておりますので、どうかひとつ担当課長、そして町長、またひとつ、また我々議会もほっておくんじゃなくて、積極的に取り組んでいかなければいけないなど思っております。

2番目、改正離島振興法についてあります。

15項目の内容と、そして、その後、町長の見解を伺います。これは、やはりこの離島振興法の後に奄振が出てくるわけですよ。ですので、離島振興法が十分に発展しない限りは、奄振にもつながらないと思っておりましたので、まず先に離島振興法が出てきましたので、この15項目の内容について、まずお伺いいたします。

○企画課長（吉田 忍君）

福岡議員の御質問についてお答えいたします。

離島振興法につきましては、昭和28年に議員立法として制定されて以来、これまで10年ごとに6回ほど延長されてきており、現行法は令和4年度末、来年の3月31日をもって期限切れを迎えることから、離島関係団体におきまして、法延長及び改正に向けた要望活動等の取組が実施されているところでございます。

御質問にありました15項目につきましては、1つずつ読み上げさせていただきます。

1つ目が、離島独自の予算確保と国庫補助率のさらなるかさ上げ。

2つ目が、離島活性化交付金の拡充と増額。

3つ目が、離島自治体の行政基盤の強化。

4つ目、離島振興に資する各種制度、基準の緩和。

5つ目が、離島航路、航空路に対する財政支援の強化及び離島架橋の整備促進でございます。

6つ目が、離島交通の運賃・輸送費低減化対策の強化。

7つ目が、離島の安心安全な定住環境整備の促進。

8つ目が、離島の医療・介護福祉・保健医療サービス確保対策の強化。

9つ目が、離島の教育機会の確保と就学者支援の強化。

10個目が、離島の高速情報通信環境整備の促進。

11、離島の農林水産業、観光と産業振興対策の強化。

12番目に、離島における雇用機会拡充支援の強化。

13番目に、離島における再生可能エネルギーの導入等、先進的な取組の促進。

14番目に、離島における自然災害への対応と防災対策の強化。

15番目に、離島における多様な人材の育成確保対策の強化となっております。

こちらのほうにつきましては、本町のほうより、例年11月に中央要望を行う奄振の要望と大分類似している点はございます。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

もちろん離島振興、奄美振興、これは一緒ですが、離島ですので、そんなに類似が多いと思いますけれども。

本当に、今お話ありましたとおり、1952年、昭和27年に2月10日にトカラ列島、1953年、昭和28年12月25日に奄美群島、特別措置法が制定されているわけでありますが、問題は、あと令和6年からスタートする奄振の新しいスタートであります。4年と5年と2年あるわけですが、この中で住民のいろんなアンケートなり、これから出てくると思います。

前回の奄振の離島振興と重ねて考えていただきたいんですけれども、今後の課題としては、人口減少、少子高齢化対策と輸送コストの軽減。次に、島で暮らしていくために必要なことは、労働条件のよい仕事があること。それから、今後、力を入れたらいい産業は、亜熱帯気候を生かした園芸農業と観光関連産業の育成。

そして、今後とも特別措置が必要であるとの意見は、在住者が85.6%、出身者80.4%、高校生等66.6%となっている。ほとんどの人が絶対必要だということ、強いということがありますよね。

それから、有識者の中での話されたことにおいても、世界自然遺産登録など生かした交流拡大や産業振興が必要ですと。そして、専門的な知識やスキルを持った人材の確保・育成が必要ですと。子供たちの教育環境の整備が必要ですと。出身者を含めた島外の人たちへの運賃軽減が必要ですと。今は、島から出る人たちには運賃軽減がありますけれども、島に来られる方々にもその恩典がないと、人は観光客は増えてこないわけですので、これ今、課題になっておりますので、次の奄振延長に向けては大きな重要なポイントになろうかと思っております。

そして、加工品の輸送コスト軽減、農林水産物の生産資材等の輸入に係る輸送コスト支援が

必要ですよという、今の振興法が延長されるに至ったときのアンケートと残された課題であります。

この離島振興法とほとんど重なると思いますけれども、特に、次に2年後に向けた奄振に向けて、この離島振興法と重ねて、町長は鹿児島県町村会長としての重責も担っておられます。町長の見解を伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

離島振興法につきましては、10年スパンでありまして、奄振につきましては、5年ごとに改正がございます。計画については10年ですが、奄振の交付金については5年ごとの更新で、今回、延長に向けての取組が必要になってきていると。

今後、問題になってきているのが、復帰から70周年、来年で70周年を迎えるに当たって、そろそろ奄美の振興は一般離島でもいいのではないかという話が、当然のごとく話題になっているようでございます。これは今に始まったことではなくて、以前からそういった話が出ている中で、国会議員の皆さんの協力を得ながら奄振の延長を行ったところであります。

さらに、70周年を迎えたときに、今後の奄美のどういう姿を我々が提案していくかによって変わってくるものだろうというふうに思います。そこでの課題については、奄振法の措置法では17項目ぐらいの事業がありますが、いざ交付金、交付事業になりますと、7項目か8項目ぐらいに絞られてくるということです。

今回、私が思っているのは、教育及び文化の振興における事業と、そしてまた農業についても、農業の生産に関する事業というふうになっているところを、農業振興に変えられないかというふうに今考えているところでございます。

今後、そういった提案をしながら、延長に向けて取り組むということになるかというふうに思いますが、この理屈が1つだけ、私はこういった本、ものを読むというのをあまりしないんですが、非常に今回、奄振の延長に向けて70周年を迎えるということで、昭和29年の5月26日の衆議院の保岡武久議員から、一般質問の提案理由がございました。その議事録を見ますと、まず、「長きにわたる空白を速やかに埋めるために」、これは復帰を28年にしていますから、その戦後間もない8年間、7年間を指しているものだと思います。

「できる限りの法等を講じ、同群島の急速な復興と民生の安定等、期することは、その義務であると存ずるものであります。同群島は大島本島、徳之島、喜界島、沖永良部島、与論島の主要5島を中心として対象十余の島しょから成り、面積は12万8,000町歩であります。田畑は僅かに1万6,000町歩、総面積の1割3分強にしかすぎず、経済的にも極めて恵まれない環境にあります。

戦前におきましても、同地域の経済的自立はすこぶる困難でありまして、同地域の経済を内地経済と同様の程度に引き上げるためには、国の強力な施策を必要とするものとされ、昭和10

年を初年度とする大島郡振興10か年計画は立てられておったのでありますが、この復興計画は実施の途に就いておりましたが、昭和12年の日清事変が勃発し、引き続き太平洋戦争への進展に伴い、その後、延々と何事も進まず、終戦を迎えるに至ったのであります」とあります。

そしてまた、1年前に離島振興法が改正されました。「離島振興法が制定されておりますが、奄美群島につきましては、右に述べるような特殊な事情に鑑み、離島振興法によっては、到底その復興を望むことができず、強力な特別の復興対策を講じなければならないと信じます」とあります。

そこで、今回の奄振の延長に向けては、奄美が味わった、確かに戦中は沖縄というのはひどい仕打ち、悲惨なことがありました。しかしながら、奄美は20年から28年の間の復帰前の段階では、沖縄に出稼ぎに行ったり、そういったことを経験をし、復帰後にも沖縄への、生活が苦しい中、出向いたと聞いております。そん中で、沖縄に行くと、奄美は復帰後に行っていますから、外人になるわけです。そこで福利厚生が全然なかったということで、相当奄美の人が苦労され、差別化されてきたと。

そしてまた、本土においても、奄美の方たちは差別された歴史があるということを鑑みますと、沖縄振興法と同等の補助率の今後の奄振法の延長が必要ではないかという話が、国会議員の森山先生のほうからございました。

これを受けて、我々はしっかりとその後ろ盾をさらに強めることによって、奄振の延長と、さらなる発展をすることにより、日本国の島国のモデルとなるような地域振興ができるように、我々はできる限りの努力をしていきたいというふうに考えております。

○13番（福岡兵八郎君）

力強い見解を頂きました。

さきの衆議院選挙で残念なことに自民党は2区からだ、森山先生も力強く言っておられましたけども、残念ながら奄美から国会議員を失ってしまいましたが、その辺のところは、町長、寂しいかもしれませんが、どのようなお考えでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

確かに、奄美については、当然、選挙区の当選された政治家は責任を持つ施策は取るだろうと思いますが、いざ窮地に陥ったときの施策を身を投げ打ってでも国と交渉できるかどうかについては、やはり島の苦しさ、そして、島の人たちといかに触れ合って心を通い合うかによって、私は闘争力、そしてまた思いというものが差が出てくるかもしれません。

よって、我々はどういう代表者、あるいはどうあるべきかということについては、心をやっぱり強く持ち、愛情をもって身を投げ打ってでも取り組むという姿勢を我々も示すべきだというふうに思いますし、それを国会のほうにでも、同じ気持ちを持っていただきたいというふうには考えております。

○13番（福岡兵八郎君）

高岡町長は、今度、奄振審議委員になったわけですね。その辺のところの決意もお願いします。

○町長（高岡秀規君）

審議委員を通して、今、国交省とお話ししているのが、国交省からの提案ございましたが、今までの奄振の要望、年に2回ありますが、あれはあまり意味がない。やはりしっかりと理論武装をし、しっかりと提案もする言葉ないし説得力がないと、今後は厳しいだろうというふうに言われております。

よって、今後の2回の要望活動のみならず、今後は国交省であるとか各省庁との意見交換をしながら具体的に、決まった後ではなくて、決まる前に要望活動をするべきだということで、今後の要望活動につきましては、前もって勉強会を開き、そしてまた何をもって奄振でのやりたいことを提案するかということを、具体的に財務省であったり、各省庁を説得するぐらいの気持ちがないと厳しいですよと言われておりますので、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

○13番（福岡兵八郎君）

私が議長をしておりましたときに、高岡町長が奄振に教育問題を挿入しましたね。大変厚い壁だったと言っていました。本当に、普通だったら簡単に入るかなと。意見したら、すぐ入れてくれるかなと思いますが、なかなか壁が厚かったということ、その一言がずっと忘れられないんですけれども、さらに使命感をもって、地域発展のためにひとつ頑張っていたきたいなと思っております。

また、もう一つは、奄振には小回りの利く振興交付金ちいうのが前回創設されました。また、これを内容をずっと十分充実されて、内容改善が必要かと思えます、ハード、ソフト。

ですので、今度こそ住民のアンケート、2年間ありますから、アンケート、またパブリックコメントを通して内容改善を、皆さんが本当によかったね、奄振はいいねと思われるような充実した内容に持っていければいいなと思っております。

最後に、この件で1つ質問いたします。

離島振興法と奄振と、具体的にどこが奄振の有利性があるかという、具体的にちょっとお話を聞かせていただけませんか。

○企画課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

奄美群島振興開発特別措置法におきましては、昭和28年に米軍軍政下から復帰したこと、そしてまた本土から遠く離れているという地理的特殊性、そして亜熱帯性気候による病虫害の存在や台風の常襲地という自然的特殊性があるため、復帰後の昭和29年に特別措置法が制定され、

各種支援策により現在まで手厚く支援していただいている背景がございます。

本町が活用しております奄美群島振興交付金と有人国境離島及び一般離島において運用されている特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の非公共事業分において、交付率を少し比較してみました。

少し前の情報になりますが、まず1つ目が離島における交付率。こちらのほうは、ほとんどが2分の1でございました。これは国庫補助になります。次に、特定有人国境離島における交付率。こちらのほうが、10分の5から10分の6の間。奄振交付金における交付率につきましては、10分の5から10分の7となっております。

また、事業別に比較いたしますと、農林水産物輸送支援が特定有人国境離島における交付率は10分の6に対し、奄振交付金における交付率が10分の7となっております。

もう一つ、航路・航空路運賃軽減におきましては、特定有人国境離島における交付率が10分の5.5に対し、奄振交付金における交付率は10分の6となっております。

以上でございます。

○13番（福岡兵八郎君）

沖振法と比較しましたときに、畜産はもう沖振法と似てきているなと思うんですね。すごい補助率、畜産はすばらしいと思います。

あと、また、ほかのサトウキビにしても、大分補助制度は充実してきております。

一番遅れているのは園芸関係なんですけれども、やはり沖振法と並べるぐらい、ちょっと充実すべきじゃないかなと思っておりますので、あと2か年の中でしっかりと知恵を出してもんで、塩もみをして、取り組まなければいけないなと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、3番目の改正種苗法についてであります。

この話が出たときに、困ったなと思いました。それは、今例えばサトウキビも自分たちで、ずっと種を切って自由に植えているわけですね。バレイショも自家採取で、取って冷蔵庫で保管している。これまで全部申請しないといけないのかと思って、こうなったら大変だということ、ずっと感じておりました。

この間、議員の皆さんとも意見交換しながら農業してましておりましたが、2月13日の新聞で、サトウキビ、メーカーイン手続不要という、あります。この許諾性の中で、今、私たち例えば徳之島で、徳之島町で栽培している品目について、別に届け出る必要ありません。しかし、これは申請が必要ですよというのが分かっていたらお願いいたします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

島内で栽培されている品目に許諾不要品目ということですので、まず、島内で主に栽

培されている登録品種は、一番メインとするのはサトウキビではないかなと思っております。サトウキビに関しましては、既製品種である23号、22号、30号、27号があり、自家増殖する場合は許諾手続は不要で、遵守事項、登録品種の表示の義務化があるということで、遵守する必要があるということでもあります。

野菜では、鹿児島選の育成品種である実エンドウ、まめこぞうや、農研機構の育成品種であるサツマイモ、紅はるかがあり、自家増殖する場合は許諾手続は不要でありますけども、遵守事項、登録品種の表示の義務化を確認し遵守する必要があり、許諾料は無償ということでもあります。

果樹に関しましては、農研機構の育成品種である津之輝があり、自家増殖する場合は許諾手続が必要になり、許諾料は有償になるということでもあります。

自家増殖の許諾の取扱いについては、他県や民間等もありますので、自家増殖する場合は各関係機関に問い合わせさせていただきたいと思っております。

なお、追加でこうやって回答いたしますと、まず、法改正に関しては、目的は農水省のほうでは、日本の農産物の海外流出を防ぐものだというふうな考えで改定したと聞いております。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

優良品種の海外への流出、特に畜産の受精卵についても非常に中国に流れているとか、いろんなうわさを聞くわけではありますが、今、主要品目のキビや実エンドウ、それから、例えばサツマイモは申請をしなくていいけども、登録品種の義務化というのが必要ということなんですよ。

これは例えばどのような形で、例えば畑に、これはキビ何号ですよ。22号ですよとか、そういう生産者が、ただ自分で表示すればいいのか、それは正式な、例えば県や町の農林水産課の名前が入った表示が必要なのか、その辺はどうですか。

○農林水産課長（高城博也君）

詳細については、また問い合わせたことお伝えしたいんですけども、種苗法自体が農家、育苗育成者等が対象となっておりますので、基本的にはそちらのほうで表示していただくことになると思います。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

申請要らないということでは非常に安心をしましたが、表示の義務がというのが、今、課長の話でありますので、その辺がやはり生産者に十分行き渡るような座談会なり、または広報なりしていただいて、やっぱり徳之島は立派だなあとやはり認めてもらえるように、ひとつ大変でしょうけども、お願いしたいなと思っております。

それから、通告はしていなくて失礼だと思うんだけど、分かる範囲内で結構ですが、今、例えば園芸でバレイショが、ニシユタカ品種が非常に主になっておりますけれども、これあと10年しかないという話を聞くんですが、その辺の対策を、もし課長分かっておりましたら教えてください。

○農林水産課長（高城博也君）

バレイショに関しましては、担当のほうから加えてまた一応確認しました。

一応、一般登録品種になっているということで、許諾等に関しては、ある程度緩やかじゃないかなと思っています。

ただし、今、バレイショの品種を鹿児島県で独自でいろいろ検討していますんで、しまクイーン、しまあかりについては、現在、実証中でありまして、この関係に関しましては、県のほうで登録、許諾等が今後必要ではないかなと考えております。

正式には、はっきりした形が出れば、通達または先ほど御指摘のあったとおり、農家には周知して、ちゃんと確実な方法で表示等をやってもらうように案内いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○13番（福岡兵八郎君）

とにかく施策は10年先を見て打っていかないと、なかなかできないわけですよ。例えば、バレイショの種子にしても、原々種から始まって4年、5年前から、次の栽培の面積を想定してつくっていくわけですので、行政を担う皆さんは、やはり10年先を見て、時代の流れを見て予測をして手を打っていかねばいけない大変な業務だと思いますけども、頑張ってもらいたいと思います。

さて、私たち今、時代の節目を迎えました。やはり私たち徳之島の、徳之島町の発展を考えたときには、何といても農業が基本であります。

私は農家の皆さんに座談会で申し上げておりますが、サトウキビはお父さんですよ、家庭で言えば。畜産は母ですよ。園芸は子供ですよ。だから、キビが駄目で園芸じゃなくて、牛が駄目で園芸じゃなくて、とにかく3脚が大事ですと。

これは徳之島複合型定義というのは、鹿児島にないすごいメリットですので、6,880ヘクタールの徳之島の耕地面積を今後どのように生かしていくかということ、全体像という青写真というのはないわけですよ。牛の担当は牛、一生懸命推進する。キビの担当は、一生懸命キビの面積を確保する。園芸の皆さんは、新しいのいない中で一生懸命するということで、限られた面積をどのように将来つくっていくかという羅針盤というのが全く今ないわけですが、それは難しいかもしれませんが、その辺のところもやはり話題にしてもいいのではないかなと思っています。

どうしても農業が基本だと思います。そして、そのうちに教育も環境問題も観光も福祉も、

全てそこにくっついてくるわけですので、担当の皆さんは、町長をはじめとする職員の皆さん大変だと思うんですけども、ひとつ使命感に燃えて頑張してほしいなと思っております。

また、3月のこの洗礼を受けて、また議員の同志の皆様とともに、また皆さんとともに活動が展開できればなど強い希望を持っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで終わります。

○議長（池山富良君）

お疲れさまでした。

次に、宮之原順子議員の一般質問を許可します。

○5番（宮之原順子君）

皆さん、こんにちは。

1月16日に起きた津波警報での課題は何かということで、5番、公明党の宮之原順子が質問したいと思ひます。先ほど広田議員が質問したことと重なっているかもしれませんが、最後の質問ですので、よろしくお願ひいたします。

1月16日、皆さんが寝静まっている時間帯に突然の津波警報のJアラートが鳴り響き、町民の皆様は着のみ着のままで高台へ避難しました。夕方のニュースでは、トンガで地震が起きたときのニュースでは、日本への影響はないと伝えられていたので、何も準備ができておらず、慌てて避難したと思ひますが、避難所での問題点をお伺ひしたいと思ひます。

○議長（池山富良君）

お知らせします。

本日の会議時間は、議事の都合によって、あらかじめ延長します。

○総務課長（村上和代君）

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

今回の津波警報は真冬の深夜であったこと、津波警報が長時間継続したことにより、寒さをしのぐための毛布などの防寒対策が不十分でありました。また、避難所となっていた施設の開所ができなかったことや、トイレの確保なども問題点としてありました。

防寒具についてですが、備蓄している毛布やマットを避難所や高台に避難している方に配付いたしました。また、避難されている方が自宅へ戻り、毛布を何枚も届けてくださったということもお聞きしております。

今後は、冬の災害時などにも対応できるよう、防寒具などの整備も進めていきたいと思ひます。

○5番（宮之原順子君）

ほとんどの町民の方が、初めて経験したことだと思ひます。急な避難に、防災グッズや非常時持ち出し袋を持って避難した人は、本当に少なかったと思ひます。また、各家庭で防災グッ

ズ等の準備も、ほとんどの人ができていない状態ではなかったでしょうか。

避難場所に毛布やマットを届けてもらったときは、非常に感謝しました。高齢者も多く、たくさんの方が安心して夜を過ごせたと思います。他人事だった非常時持ち出し袋、防災グッズの大切さを本当に大変痛感しました。各自が防災グッズ等の準備を急ぎ進めていただくよう、ぜひ町より喚起していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、避難所についてですが、私たちも避難訓練をしている場所に避難をしましたが、ほとんどの建物には鍵がかかっていて、使える場所は少しの範囲でした。車で避難をしてきた人たちは、車中で過ごすことができましたが、徒歩で避難してきた人たちは大変な思いをしていました。

避難所での施設を使用できるようにしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

現在指定されている避難所は、高台でない場所も多くあります。全ての災害時に対応できる適切な避難所の確保に努めてまいりたいと思います。

また、町の施設以外においては、協定を提携し、緊急時の連絡体制や開所責任者の明確化などをしっかりと図っていきたいと考えております。

○5番（宮之原順子君）

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、2番目ですけど、トイレの確保についてということですが、車で避難された方が、どこにトイレがあるか分からず、我慢のし過ぎで、冷や汗や体調不良を訴えていたと聞きました。トイレは避けられない問題です。トイレに行く回数を減らそうとすると、食事や水分摂取を控える傾向になります。その結果、脱水症状やエコノミークラス症候群や脳梗塞、心筋梗塞等により、命を落とす危険性もあります。

避難所でのトイレの確保はどのようになっていますか、お伺ひします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

高台にトイレが不足しておりました。各学校などと連携しながら、災害時などは学校を開放していただき、避難者がトイレを使用できるよう協議をしてまいりたいと思います。

また、高台にある広場を一時的な避難所として指定している箇所もあります。

今回のように長期化する場合の対応として、トイレの整備等についても、今後は検討していきたいと考えております。

○5番（宮之原順子君）

トイレの確保、非常に重要な問題ですので、ぜひよろしくお願ひいたします。

それと、災害時の備えとして、携帯簡易トイレというのがありますけど、各自で防災グッズにぜひ備蓄していただきたいと思います。本当に簡単に安い値段で売っていますので、それぞれの防災グッズに家族分をきちっと確保していたら、トイレがないときでも、いざというときに使用できるので、ぜひ備蓄していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、3番目の対応に当たる人員不足ということでお伺いしたいと思いますが、よろしく願いします。

○総務課長（村上和代君）

対応に当たる人員不足ということについてお答えいたします。

対応に当たる人員不足はなかったかという御質問ですが、今回は台風や大雨とは違い、特異な突発的な警報でありました。

まず、警報の発令と同時に、町長、副町長、教育長、そして総務課職員は役場へ集まり、気象庁への情報の確認、消防団への警戒指示、防災無線での避難の呼びかけ、避難所となっている施設開放の連絡、消防署や各課長との連携により、沿岸地域、河川近くの住民への避難の呼びかけなどを行っております。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

夜中のことだったので、本当に職員の方も大変だったと思います。

また、それとは別に、また各地域での避難場所での避難者の対応について、人員は足りていましたでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

実際に避難した方々にお聞きいたしましたところ、結構避難してきた皆様方で、もちろんそこに役場職員がいたりとか、高台のほうに逃げて交通整理をしてたりとか、そういった方も職員でもいましたし、もちろん地域の方、駐在員の方をはじめ、地域の方が率先して、いろいろなお手伝いをしたりとか、交通整理をしたりとかしてくださったというお話は何っております。

○5番（宮之原順子君）

私が避難した徳高なんですけど、役場の担当職員とか自治会役員、また消防団の方が自主的に避難者に対応しているのを見て、これまでの訓練が本当に生かされていると思いましたし、また、でも対応に当たる人が少なく、交代要員がいなかったために、同じ方、同じ人数で、本当に少ない人数で、立った状態で皆さんが避難者の対応をしているというのは、本当に負担が少し大きかったんじゃないかなと感じました。

それで、今後は自主的にボランティアをしてくれる人材も必要だと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

では、次に、4番目に行きたいと思います。

高齢者と要配慮者の避難体制はということで、高齢者、要配慮者の皆さんは避難ができたでしょうか、お伺いします。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

平成25年6月に改正された災害対策基本法によりまして、災害時に避難することが困難な高齢者や障害者などの名簿を作成することが義務づけられております。そのようなことを背景に、徳之島町においても、災害時避難行動支援システムを導入いたしまして、避難行動要支援者登録台帳を作成しております。

災害時には、この名簿により電話連絡を行って避難状況を確認し、日常生活動作が自立している場合は各集落の避難場所へ案内、排せつ等の支援が必要な方は、福祉避難所への案内を行っております。

今回の津波警報に人員は、緊急を要する対応でしたので、一般避難所と福祉避難所を分けずに、生涯学習センターが避難所として開設されておりましたので、避難助言職員を配置しております。

また、要支援者の方には、その台帳を基に電話連絡等で避難状況を確認したりしております。その中で、実際、連絡つかなかった方も多いんですけれども、それは既に避難をされているということだと思います。それ以外にも、直接災害対策本部に電話があつたりしまして、避難ができない方に対しては、直接消防団とか、こちらの対策本部が連携を取って、職員が行って避難所へ連れていったりしております。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございます。きちんと連絡をされているということが分かり、安心しました。

家族の方と一緒に避難したり、車で要介護の方がいらっしゃると思うんですけど、今回のように車の中で何時間も窮屈な姿勢でしていると、本当にお年寄りの方というのは本当に大変だと思いますので、一旦、高台に避難した後に、一時的に避難できる場所、施設であつたり、いろんな施設が高台に結構ありますよね。本当に一時的にでもいいんですけど、そういうところで提携結んで、何か利用できることはできないでしょうか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

実際、現在の災害に対する体制というのが、基本的に台風になっておりますので、今おっしゃったように高齢者が避難できる場所というのは、基本的に台風時に考えていまして、社会福祉協議会と協定を締結しておりますので、そちらが福祉避難所になります。

今回、津波警報だったということで、そちらは開設できない状況でしたので、今後、高台に実際に福祉避難所というのはありませんので、例えば民間の施設とか、そういったところと連携できないかというところを、今後検討していかないといけないのかなと思います。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

ぜひ連携していただきたい。一時的にでいいですので、ぜひやっていただきたいと思います。

本当に、災害の犠牲者の本当に多くは高齢者などの要配慮者ですので、誰もが自分たちも将来的には要配慮者になる可能性もありますので、要配慮者を守り切れない地域は本当にそのまま、また将来の自分や子供たちに引き継がれていくと思いますので、そうならないためにも、みんなで、行政だけじゃなくって、みんなで地域で災害に向き合っていくよう、地域でコミュニティを取ることも大切だと思いますので、よろしく願いいたします。

次に行きます。

5番目です。妊婦や乳幼児の避難についてお伺いします。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えいたします。

災害は起きた場合、まずは妊婦や乳幼児も、一次避難所となっている公民館等の最寄りの避難所に避難します。

しかし、一般的な避難所では、妊婦、乳幼児特有のニーズに対応できない等、支障が想定されるため、福祉避難所を設置し受け入れ、何らかの特別な配慮をする必要があると考えます。

妊婦や乳幼児専用の福祉避難所の設置の必要性も含めて、今後どういったことができるかについて、関係課とともに検討してまいりたいと思います。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございます。ぜひ早めに設置をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次には、防災教育の充実についてことですが、学校教育における防災教育についてお伺いします。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

徳之島町の各学校では、学期ごとに地震や津波、台風等の防災訓練を実施しております。徳之島町は、東天城中学校を拠点として、母間小学校、花徳小学校で構成した東母花地区にて、学校安全総合事業を活用した防災教育を令和2年度から令和3年度にかけて実施いたしました。

地震・津波対応訓練、気象予報士による防災講話、ペッパーによる防災学習、心肺蘇生の実

実践訓練等、16項目の防災教育を行い、昨年10月8日に東天城中学校が、防災教育自主公開を実施しております。

また、東天城中学校がこれまでの取組が認められまして、鹿児島県より学校安全優良学校賞を頂きました。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

きちっと防災教育されているようですが、本当に子供たちが自分で自分の命を守るための避難ができるような防災教育を、これからもお願いしたいと思います。

また、各家庭でも災害時どのような避難をするのか、各家庭でも話合いを持っていくことも大事なことだと思います。

また、地域での防災も必要です。自助、共助、公助、共助によっては、地域のコミュニティーは昔に比べると個人個人のプライバシーが優先され、薄れてきていると思います。

ある方が本の中で、「万全な準備と技術があれば災害リスクをゼロにできるという発想では、お役所さん、何とかしてよという話にしかありません。危ないところに堤防を造るのは行政、危険な場所をハザードマップで教えてくれるのも行政、避難が必要なときに逃げろと言ってくれるのも行政、避難先でお世話をしてくれるのも行政、このままでは、あなたの命を守ってくれるのも行政と言ってしまいかねない状況です」とありました。

近年、自然災害の猛威が増えてきています。自分の命は自分で守る、指示されたからやるのではなく、逃げる、備えるの防災の行動をしていただくことが大事ではないでしょうか。

今回の避難警報、避難訓練を普段している人でも、津波は来ないだろうからと避難はしなくても大丈夫と、海の近くの家にとどまった人も結構いました。大きな津波が来ていたら、多くの犠牲者が出ていたのではないのでしょうか。

地域での防災教育も大事なことです。行政と地域と連携して、防災教育を行っていただきたいと思います。防災に対する認識や知識を深めていただき、災害時、自分の命は自分で守るという行動を取ることも、とても大事なことと思います。

以前行っていた、町全体での避難訓練や島全体の避難訓練も大事な訓練になると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

これからも意識の啓発であったり、災害の知識、災害時の判断や行動、防災リーダーの養成など、このようなことに関することを行うことで、町民の防災意識を高めていきたいと思っております。

また、合同の訓練についてですが、3か町でする合同訓練となりますので、3町のほうで協

議した上でなるべく実施していくように、今後も検討していきたいと考えております。

○5番（宮之原順子君）

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問になります。災害の情報をSNSで活用できないかってことですが、高台に避難した場合は緊急放送が聞こえないことがありますので、災害の情報発信をSNSを使って活用できないでしょうか、お伺ひします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

現在、総務課におきましては、登録制メール、MBCデータ放送、ツイッターなどを利用して、災害時の情報を発信しております。ネット環境があれば、高台からでも災害時の情報を発信できるような体制を構築しているため、24時間情報を発信できます。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

今回は避難してから長い間情報が入らず、細かい情報が入ってきていないので、やっぱり車の中でいたり、避難所にいる人というのは、ついつい不安になりがちでしたので、できれば細かい情報を、いづれだけの津波がどこに到達しましたよとか、いつ解除になりますよとか、少しずつでもいいんですけど、細かい情報を発信していただければ、少しは安心できるのではないのでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

実は、今回は気象庁のほうからも、特異な災害、緊急な警報であったために、気象庁のほうも状態がなかなか分からないということで、こちらもほうも住民の方にどのような声かけをしていったらいいのかというところで、戸惑ったところでもありました。

ですので、台風であれば、詳しい情報を皆様にいち早くお伝えすることは可能なんですけど、この災害によって、いろいろ分からないところもありますので、なるべく国の機関、気象庁や名瀬測候所などと連携を取りながら、皆さんにいち早い情報をお伝えできるように努めてまいりたいと思ひます。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございました。よろしくお願ひします。

これをちょっと紹介するのを忘れていたんですけど、いざというときに、「今日からはじめる防災力アップ対策。防災は日ごろの心構えと準備から。」という、大分前にちょっと、これ公明党の大分前に出したものんですけど、こういう防災ハンドブックがあれば、何が必要なのか、

地震が起きたときに何をするのかとか細かく書いてありますので、これは切って畳んで自分の財布に入れられるぐらいの大きさなんですけど、こういうので、もし町でつくっていただいて、配布できればありがたいなと思います。ぜひよろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。以上です。

○議長（池山富良君）

お疲れさま。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございます。

○議長（池山富良君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月4日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 5時06分

令和4年第1回徳之島町議会定例会

第2日

令和4年3月4日

令和4年第1回徳之島町議会定例会会議録

令和4年3月4日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

是枝孝太郎 議員

竹山 成浩 議員

勇元 勝雄 議員

植木 厚吉 議員

松田 太志 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
10番	是枝孝太郎君	11番	広田勉君
12番	木原良治君	13番	福岡兵八郎君
14番	大沢章宏君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（1名）

15番 住田克幸君

1. 出席事務局職員

事務局長 福田誠志君 次長 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	村上和代君
企画課長	吉田忍君	建設課長	清山勝志君
花徳支所長	尚康典君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	水野毅君	地域営業課長	清瀬博之君
農委事務局長	藤康裕君	学校教育課長	太稔君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	廣智和君
健康増進課長	田畑和也君	収納対策課長	吉田広和君
税務課長	新田良二君	住民生活課長	大山寛樹君
選管事務局長	白坂貴仁君	会計管理者・会計課長	当洋子君
水道課長	保久幸仁君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（池山富良君）

日程第1、一般質問を行います。

是枝孝太郎議員の一般質問を許可します。

○10番（是枝孝太郎君）

議長の許可を頂いて、マスクを外したいと思います。

おはようございます。

令和4年3月定例会におきまして、10番議員の是枝が通告の3項目について質問します。

執行部並びに所管課長の明快でかつ的確な答弁を求めます。

初めに、目指すべき地域の姿、どのような地域であっても、どの時代に生まれても住民に安心と安全、そして満足度を高めて幸せをもたらす、また社会の変化にも対応した活力あふれる持続可能な地域社会、それが目指すべき地域の姿であります。

我が国では、住民への身近な行政サービスの主な担い手は、地方自治体であります。国と地方を通じた歳出のうち、社会保障、教育、社会資本整備等、住民に身近な行政サービスに関連する経費の多くは地方自治体を通じて支払われています。地方自治体には、どうした役割を引き継いで適切に担っていくかが、今後の責務だと感じます。このことを踏まえ、1項目めの財政について伺いたいと思います。

コロナ禍で財政出動が増え国際発行も過去最大だ。この状況下で地方の財政政策と国に対しての事業陳情助成金獲得を執行部はどのように考え対応していくのか。そして、国の借金がこれだけ抱えると破綻するということも言われている。それをどのように町長は見ているのか伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

今、皆様方が世間で言われているような破綻というものは、私はないだろうというふうに考えております。日本については、自国通貨の発行国でもあり、そしてまた、国債残高についても、日本経済については、世間で騒がれているほどデフォルトは起こらないというふうに感じておりますので、今後も、地方自治体にとっては通貨は発行できません。よって、財政出動というものが、非常にまだまだ必要であるというふうに私は考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

それじゃあ、町長に伺います。どのような根拠でそういうふうな考えに達しているのか伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

まず、思い起こせば、日本経済が結果的にバブルがはじけた当時、アメリカは世界的に金融緩和を行いました。しかしながら、バブルがはじけたと同時に、日本は金利を上げたわけです。それによって何が生まれたかという、円高が生まれました。そして、1年半ぐらい過ぎてから、金利を徐々に下げていきました。それが、物価が下がったデフレという経済を生み出したと私は思っています。

それをストップかけたのが、2013年のアベノミクスでありまして、アベノミクスである程度物価が下がるのが抑えられたわけですが、しかしながら、2014年に物価がさらに下がりました。それはなぜかといいますと、消費税の増税であります。

よって、今後の経済を考えるとときには、私はしっかりと地方にお金が回るような施策を取らないといけないというふうに思っております。日本経済、一国の経済というものは、政府のお金、そしてまた企業が持っているお金、家計のお金ということでの差引きでありますから、差引きをしますと日本というものは黒字であります。当然、家計の今現在、コロナ禍であつての交付金の給付とかそういったことで、2,000兆円近くまで家計の貯蓄が上がっております。企業についても、超過する貯蓄があるというふうに言われております。そのお金が、実は地方に流れればいいんですが、あと、労働賃金に回ればいいんですが、それがうまく回っていないということでもありますから、そして、その家庭の貯蓄や政府の貯蓄、民間のお金がどこに流れるかという、貯蓄に流れずに、今後は国が発行する国債を買うことによって、その国債が地域に基盤整備であるとかいろいろなものに建設国債であるとか、そういったものに使われるわけですから、今はそういった状況が続いておりますので、今後の財政の在り方については、貯蓄がしっかりと労賃に組み込まれる、そしてまた消費につながるような施策が今後は必要になってくるだろうというふうに思いますので、今は、私は財政出動をし、そして地方がある程度地域経済を潤すような歳出、支出をするということが私は賢明な施策だというふうに考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

こういった問題をどうして出したかという、経済というのは、全てつながり、つながりつながり、最終的には地方に経済がいろいろな形で及んでいくと。国の借金が急速に膨らんでいます。国債の借入金、政府短期証券を合算して、国の借金は3月末時点で過去最大の1,216兆4,634億円に達しています。こういった中で、今後の地方財政に与える影響について、どう

考えているか伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

よくそういった議論で、私どもが地方財政で予算を要望するときには、常にその話題が上ります。その中で、私たちがいかにその情報をキャッチをしながら、いかに議論武装をして地域の予算を少しでも確保することが、私は今重要になってきているなというふうに真剣に考えているところであります。

そこで、日本の1,200兆円もの借金というものがどういった中身であるかということは、例えば、日銀の国債の保有高が5,500億円ぐらいですか。そして、民間からがその残りとなりますが、その利ざやについては、実は政府が持っている金融資産というものの利ざやがあって、それでプライマイゼロというふうに言われております。

我々が思っている以上に、日本の経済は世界的に見ても有数な資産の保有国であるということ、私どもはデータで分かっている中で、地方経済をどういうふうにするかということ、政府、国に対して地方の経済の活性化については、交渉をしていかなければいけないというふうに考えております。

その中で、予期もしないのが、実はウクライナ問題でございまして、これで、恐らく円高、円安の方向に進むかもしれませんが、これは予期せぬ出来事でありまして、この状況を把握しながら、原油高とかという政策を打っても、原油高が止まらないということもありますので、しっかりとそういった状況を見極めながら、地方財政についての必要な額を確保することが今後は重要になってくるかなというふうに、真剣に考えているところであります。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、国民1人当たり約970万円の国が背負っている借金があります。しかしながら、新型コロナウイルス対策のために財政出動は曖昧にしてはならない。コロナ禍が長期化する中、打撃を受けたのは家庭や企業、そして個人商店主の方々です。その方々に確実に支援をすることこそ、必須の課題だと思います。

少しだけ大げさになりますが、大事なことなので聞きますが、今後、日本経済についてどのように町長は考えているのか。鹿児島県下の議長会の会長として、やっぱり国とのやり取りがあるわけですから、どういうふうに考えているのか伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

私は、参考になるのが今回のコロナの臨時交付金の扱いだろうというふうに思います。

実は、一番効果があると言われていたのが、Go Toキャンペーンでありまして、Go Toキャンペーンは、実際に使わないと意味がないという給付金、補助金であります。しかしながら、現金の給付金は、実は統計学上、7割が貯金に回り、3割が使われているという状況で、費用対効果はないだろうというふうに言われております。

そしてまた、GDPが5.6等ともくろんでいたものが、実はもうさほどの効果がないということがデータで分かってきておりますから、今後の地域経済については、実際に使う地域振興券であるとか、そういった経済に直接使われる給付の仕方、そしてまた予算の支出の仕方が今後は重要になってくるのではないかなというふうに思いますので、今後、地域経済というものは、鹿児島県においては農業がある程度輸出額が増えております。だからこそ、円高になってしまいますと、輸出が途絶えてしまうこともありますので、ほどよい円のドルとの為替レートが必要になってくるだろうというふうに考えております。

そこで、私どもは、今後のグリーン化に伴って、恐らく原油高になるだろうというふうに予測はできるわけでごさいます、さらにウクライナ問題が原油高に数倍もの速さで原油高になってくるだろうというふうに思います。だからこそ、カーボンニュートラルであったり、再生エネルギーの対策が今後は必要になってくるというふうに思いますし、今後の原油高というのが、中国でさえもグリーン化に向けたということは、実は原油の採掘については、投資のお金を使って採掘することがあります。だからこそ、投資にグリーン化にいつてしまいますと、原油が掘れないということが現実的に起こってきている中でのウクライナの原油高でございますから、今後は、農業についても輸出を増やすためには、有機農業は最低必要だろうということで、私はしっかりと対策を打っていることであります。

そしてまた、雇用についても、実は外国は労働賃金についての配布率は非常に高いわけですが、日本については、企業がなかなか労賃には回ってこないという現実があります。そして、一番なぜ低いかというと、2,000万人もの非正規職員がいて、自分が好きなときに働きたいというのが日本型の国民性でもあります。だからこそ、保育園の待機児童をゼロにすることで、正規社員でも働きやすい環境をつくるということが、今後の重要な課題になるだろうということで、当初に取り組んだのが待機児童であります。

よって、今後の経済についてもしっかりと今後どうなるかということも、議会の皆様と議論を重ねながら、財政の支出については考えていきたいというふうに思います。

○10番（是枝孝太郎君）

基本的に、地方財政、何でも助成をすればいい、あらゆるところに補助金を出せばいいという考えは、一つは、いけないかも分かりませんが、徳之島町自体に、今財政的にある程度の財政があるのは徳之島町、我が自治体しかありません。民間もそんなに余裕があるわけではありません。だからこそ、町村会の会長として、全項に全て質問を踏まえて、奄振について、離島の活性化実現はどのようなことをしなければいけないかというのを伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

昨今の世界情勢も、我々は自治体は今まではさほど気にしていなかったかもしれませんが、実は、畜産等の飼料の原価が上がってくるとか、そういったものは世界情勢が関わっていると

いうことを、我々は知らなければいけないというふうに考えております。よって、世界情勢を見ながら、今後の地域振興はどうやって行うのかということが必要だろうというふうに思います。

具体的な話になりますと、しょぼい話に聞こえるかもしれませんが、今後は、人材の育成のスキルアップが重要な課題だろうと思いますし、雇用を生めばいいという問題でもなくて、雇用はあるんだけど、人が来ないということが、今現実的に起こっているわけです。

よって、今、デンマークやヨーロッパ等では、トランポリン型といいますか、企業がすぐに人を解雇できるような法的な拘束がないということでございます。

じゃあ、どうやって、やっているかというのと、解雇になった人間をスキルアップ、いろんな職業訓練学校に行くときに、ちゃんと国が保障しているということです。そして、今度転職するときには、労賃が上がるというスキルアップを、支援をしていることがあるそうですから、今後は、私どもこういった分野に人材が不足するか、恐らく病院等の新築、そしてまた福祉関係の人材が、さらに不足し、保育士等の確保も必要だろうということで、保育士の資格を取るための支援を行ってきたわけですが、さらに福祉関係の人材不足ということが考えられますので、例えば准看から看護師等の資格を、スキルアップするときに、町がいかに支援ができるかという体制を、今後は考えなければいけないのかなと、考えております。

今後は、例えば電子マネーの口座を設けて、働くたびに電子マネーを口座に振り落とし、その電子マネーがスキルアップに使えとか、そして地域振興に使えとか、そういった地域を、経済を回しながら、離島振興は考えていかなければいけないのかなと考えております。

今後は、働きやすい環境、こういった人材、そして外部から来る人間が、何を、どんな仕事をしたいかをしっかりと把握をし、仕事の構築に向けて離島としても、奄振を使って、雇用を生んでいきたいと、人材を育成をしていきたいと考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

もう一点だけ伺います。

このまま赤字国債が続けば、財政再建を後延ばしにすると、次世代にしわ寄せがきます。今後こういった方向性で財政再建をしていけばいいのか、地方自治体としても、どういうふうに考えているのか、伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

国債自体は、日本は優秀な国でありますから、0.25%以上は上がらないような仕組みをつくっております。そしてまた国債の発行で、国民の借金が増えるというのではなくて、実は国民が国に貸しているお金でございます。

よって、民間に貸しているお金の利ざやというものは、政府の金融資産の運用で、今現状は賄っています。そしてまた日本銀行が買い取る520兆円もの国債というものは借り換えができ

るわけです。そしてまたその利ざやは、結果的に国の国庫に入ってくるということでもありますから、しっかりと日銀のオーナーは日本ですから、私はデフォルトは起こらないと思っていますし、程よいバランスのいい借入れをしながら、私は、これ以上借金を減らすべきなのかどうか、データを見ておりませんが、借金を減らすことだけが、地域経済ではないと、国の予算ではないと思いますし、GDPにおける資産というものが、データというものは、国の支出額によって決まりますから、恐らく増税でありますとか、そういったものになりますと、支出が抑えられて、GDPが下がって不景気になるということも考えられます。

バランスのよい発展を遂げるためには、地方自治体も国と一緒にあって、連携を取りながら研さんを積み、どういった支出がいいのか、どういった予算確保がいいのかは、今後はしっかりと取り組まなければいけないと、考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

分かりました。

それでは、今の町長の言葉を踏まえて、2項目めの助成制度の拡充について伺いたいと思います。

何でも無償化、何でもただ、最終的には法人税引上げ、そして税制改革をしていかなければ、立ち行きいかない。結局循環に、負のスパイラルになってしまっていくわけです。

それを踏まえて、①低所得者に対しての医療費助成制度の拡充ができないか伺いたいと思います。（非課税世帯を除く）

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

本町においても、乳幼児医療費助成制度、またひとり親医療費助成制度をはじめ、様々な方を対象とした医療費の助成を行っているところでございますけれども、非課税世帯以外の方でも、どのような助成、支援が必要かということ、国、県等が行う調査、報告や本町での低所得者の現状の把握、またいろいろな助成制度が行っておりますので、本町における財源のバランスを考慮しながら、その必要性について、調査などを行っていきたいと考えます。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

ぜひとも行っていただきたいと思います。

低所得者、一般的な定義が年収300万円以下、最終的には、全ての税金を引かれたら、200万円から250万円、それで1年間を生活していかなければいけない。最終的には月の手取りが17万円から20万円、そういった中で、どうやってこの世の中を過ごしていけばいいのか。

我が国の年収の300万円以下の低所得者は、全体の4割に達しています。そういうことを踏まえて、どういうふうな形で、助成制度が、どういったのが助成制度が正しいのかというのを、

今後考えるのが必要じゃないかなと思いますので、そういった見解を、町長はどういうふうに考えているか、伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

仮に一つの例を申し上げますと、ある程度非課税世帯、保護世帯というものは、無償でございます。もともと無償なわけです。

しかしながら、ある程度、所得のある方がお金を払います。

無償化したら、どっちが得なのか、もともと無償だった人には、恩恵がないということも考えられますので、地域経済について、なかなか費用対効果が出づらいなと思っています。

よって、例えば、健康づくりであったり、そして子供たち、親子の絆を深めるためには、そういった活動で、例えば印鑑をもらって、そういったものに参加したら、ある程度印鑑をもらって、元気度アップじゃないですが、親子でスポーツをしたら、そこに印鑑をもらえる、そして親子の家庭学習とか、そういったものに参加したら、印鑑をもらえる。その印鑑が満杯になったときに、地域振興券を発行するとか、そういったものでの支援策、補助制度というものは、私は以前から必要だろうと考えておまして、今後はそういった方面で、健康づくりをしながら、地域振興券がもらえるとか、子育て世代が平等な助成制度で対応できたら、いいなと考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

徳之島町自体も年収300万円以下の人たちが、相当いるようですけれども、今後やっぱり医療費を無償化という考えは置いといて、こういった手だてがその方々に必要なのか、今後こういった対応をしていけばいいのか、もし無償化した場合は、税改革をしていかなければ、前に進みません。

しっかりとした地方財政がなければ、無償化どころの問題じゃありません。だから、こういった手だてができるのか、こういった助成ができるのかというのは、今、町長がおっしゃいました、地域振興券とか、そういった形で健康づくりをしながら、ポイントを上げて、そして地域振興券を発行して給付するという形のベストな状態だと、私は感じております。

本当に、低所得者300万円未満の方が、1年間生活ができるのかということを考えると、なかなか難しい点がありますので、そういったことを踏まえながら、介護福祉課長の、いろいろな情報収集して、何が正しいのか、こういった助成が正しいのかを今後模索していただきたいと思います。

これを踏まえて、次に行きます。

これも低所得者に対しての給食費助成制度の拡充はできないか伺う（非課税世帯を除く）。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

現在、徳之島町での学校給食の現状を申し上げます。

学校給食は、牛乳、主食のパンと御飯とおかずを提供しております。牛乳と主食のパンとおかずは町が補助しております。1食当たりの内訳を申し上げますと、幼稚園児は牛乳49円、主食は56円、計105円。小学生は牛乳50円、主食62円、計114円、中学生は牛乳50円、主食70円、120円です。

そのため1食当たりのおかず代、幼稚園149円、小学生は165円、中学生185円を給食としていただいております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

そういうふうな答弁しかできないかも分かりませんが、年収300万円以下を低所得者と位置づけた場合、それは決まっていることですので、全体の4割にも達して年々増えています。

これは国調の調べによって、明らかになっています。

正社員の減、パート、アルバイト、非正規社員の増、そして家事手伝いの方々の、主婦の方々の労働者、過去に1990年代、年収が500万円だったのが、2018年には437万円に下がったと、こういうことを考えると、非常に生活がままならない状況でありますから、給食費の助成に関して、どういうふうな考えを持っておられるか、町長の見解を伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

先ほど、お話したように、給食費、医療費については、市町村が単独でやるべきかどうかということも踏まえないといけない。

義務教育である、そういった医療費については、国、それから県が事業主体でありますから、私は無償化については、しっかりと国や県がやるべきだと思っています。市町村の役割は、しっかりと地域経済ということになりますと、先ほど申し上げたように、そういったポイント、そしてまた食育を受けた、親子で受けたよとか、親子の絆が希薄になっている、そしてまた運動不足であると、そういったものをしっかりとポイント制にして、参加することによって健康づくり、なおかつ地域振興券をもらうことによって、徳之島町だけしか使えない地域振興券でありますので、そういったことで、対応することが一番望ましいのではないかなと思います。

あまりにも無料化が進みますと、何でもかんでも、自立性というものが、子や孫に伝えることができるかどうか、私は疑問に思っていますので、今後は外交問題とか、そういったグローバルな人材を発掘するためには、そういったことをして、我々も自分たちも努力することによって、生きていける幸せになるということ、感じ取るためにも、そういった施策のほうが、私は有効かなと考えておりますので、今後は、ポイント制度というものを構築していきたいなと思います。

○10番（是枝孝太郎君）

ポイント制度、いい方向に進んでいただくように、しっかり議論を尽くして、低所得者に対する手厚い支援をしていただきたいと思います。

それでは、次に行きます。

スマート農業でドローンの取扱いについて、補助金制度の設立はできないか伺いたしたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

農業の現場では、依然として、人手不足による、人手による作業や、熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、能力負担の軽減が重要な課題となっております。

本町では、スマート農業の普及を図るため、農業用ドローンを導入し、バレイショにおける農薬散布の実証や農業用ドローンの講習会、オペレーター資格に係る経費の助成等を令和2年度に補助事業で実施いたしました。補助金制度の創設につきましては、農業用ドローン導入事業は国庫補助金、奄美農業創出緊急支援事業や山地パワーアップ事業等を活用していただければと考えております。

今後は、農業用ドローンの普及促進として、農薬散布の事業等もさらに検討していきたいと思っております。何分にも、コロナ禍でありますので、講習会等は思うように実施できない状況にありますので、そこら辺を加味していただきたいと思います。担当のほうといたしましては、今後も検討しているということですので、御理解いただきます。

○10番（是枝孝太郎君）

課長から前向きな答弁をいただきました。具体的にドローンの農薬散布の助成ができないか。ジャガイモ1反辺り、今現在2,500円、サトウキビが1反辺り3,000円を農家の方々からいただいている。それを、ある程度、補助ができないか。そういった考えを今後やっていけるのか、伺いたしたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

その方面のほうも、いろいろ熟慮に入れながら検討をしております。しかし、何分にも、去年もおととしも営農座談会等が実施できない状況であります。非常に農家からは不満の声が農林水産課のほうへも届いておりますので、農家の声を直接聞く場も、何とか知恵を絞ってやっていく方法がないかというふうな検討中であります。今後は、またそういったものも含めて検討していきますので、よろしく願いいたします。

○10番（是枝孝太郎君）

もう1件だけ。ドローンの免許、それもひっくるめて助成、そういった考えはあるのか。全てをひっくるめて。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

令和2年度におきましては、免許の助成事業を完備いたしました。免許を持っている方が複数いらっしゃると思います。今後、その状況を見ながら、また更新手続等の状況も踏まえて、狩猟免許等に見られるように、今後もいろいろな方法を模索して行って、つくり上げて、このドローンによる農薬散布、肥料液肥散布がうまくいくように、何とかしていきたいと思います。また、これを加味しながら、本町が率先的に進めております有機農業も並行に、何とかやっていければなと思っておりますので、知恵があれば、議員の皆様にもいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○10番（是枝孝太郎君）

高城農林水産課長がいろいろなアイデアを出して、地域農業を活性化する気持ちがしっかり分かりましたので、今後とも農業の地域経済の発展のために尽力していただきたいと思っております。

10番議員の是枝の質問を終わります。

○議長（池山富良君）

お疲れさま。

次に、竹山成浩議員の一般質問を許可します。竹山議員。

○2番（竹山成浩君）

おはようございます。

議長の許可を得ましたので、マスクを外させて質問に入りたいと思っております。ようやく徳之島も日中は春めいて、温かくなってきたように感じられる今日この頃でございます。

日々、幾度となく、テレビ、ラジオ、インターネット等でウクライナ情勢が伝えられていますが、軍事侵攻によって尊い命が奪われ、また、家族が引き裂かれ、悲しい表情で親を思う子供たちの姿も頻繁に放映されています。早く解決の糸口が見つかり、平和な日々が訪れることを願ってやみません。

原油高もささやかれていますが、私たちが住む、この日本が、徳之島が、平穏で安心して暮らせることに感謝をしつつ、令和4年第1回定例会において、2番竹山成浩が通告してありました2項目について質問いたします。町長をはじめ、今回新しく課長になられた担当課長にも明解で的確な答弁を期待します。よろしく願いします。

まず初めに、母間港の利活用についてであります。私たち母間の住民は新港、新港と日頃から言っていますので、あえて母間新港と言わせていただきたいと思っております。現在、母間新港広場において工事中の遊具施設の完成はいつごろを予定しているのか、進捗状況を伺いたいと思っております。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

母間新港の遊具施設につきましては、母間集落より強い要望があったことなどから、ふるさと思いやり基金や国の補助金を活用して、母間港遊具・フィットネス器具設置事業として事業を進めているところでございます。進捗状況につきましては、昨日、令和4年3月3日に完成検査を終えたところでございます。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

では、その開放はいつごろを予定しているのでしょうか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

開放時期についてですけれども、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、今のところ未定でございます。県のまん延防止等重点措置、また町の警戒レベルの状況を踏まえて、今後、関係課とも協議しながら、開放時期を考えているところでございます。

○2番（竹山成浩君）

現在のコロナ禍でありますから、今後、早めにできたらなと考えるところでございます。その設置遊具に関してですが、子供たちだけではなく、大人や高齢者の方々までも利用できる遊具も設置されると伺っておりますが、その辺、分かる程度、お願いしたいと思います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

高齢者も使用できるフィットネス器具ということですが、長座体前屈、上体反らし、前屈運動とか、上体を反らす運動とか、また平行棒、ぶら下がり、腹筋台、背伸ばしベンチが一体となった複合器具が1台、また柔軟運動ができる一体型と、もう一つ、背伸ばし単体のベンチが2台設置されております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございます。この遊具が完成すると、今後、維持管理はどのような形でいくのか。また、保険は加入されるのか、伺いたいと思います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

保険の加入等についてですけれども、遊具、フィットネス器具に関しましては、人的保険と物的構造物保証との2種類があります。人的保険に関しては、遊具、フィットネス器具のメーカーのほうで永久的に保険に加入しているということでございます。また、物的構造保証としては、消耗部品のブランコチェーン、ブランコ座板等が自然保証となっております。また、使用構造部材のジャングルジム、すべり台等は3年保証となっております。保証期間終了後は、メーカー側と更新や再契約等はないということなのですが、町の総務課でも管理しています建物災害共済等の加入を今後は検討していく必要があるかと思っております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございます。そういうふうな形で、子供たちの安全を考えていただいて、進めていただければと、うれしく思っております。今後、施設以外の周りの環境美化に関しては、地元の集落で協力してやっていきたいと思っておりますので、ありがとうございます。北部の子供たちはもちろん、近くの保育所の園児の活動の場としても活用が広がることだと考えるところでございます。また、この広場では、地元の方々がグラウンドゴルフで健康づくりに努めてもおられます。地域の子供たちから高齢者の方々まで、見守りも含めて、活用が広がることだと認識しております。ありがとうございます。

この母間新港は、平成12年、総工費約12億円で完成したと聞いております。それから今日まで、遊漁船の利用組合の方々はもちろん、多くのイベントや健康づくりの場としても、幅広い世代の方々に利用されてきました。今回、地元の子育て世代からの要望により、ふるさと納税事業として遊具の実現に至りました。ふるさと徳之島町を思う皆様に感謝を申し上げるとともに、子供たちや高齢者の方々まで、今後、多くの皆様に利用され、喜んでいただけるものだと期待しております。

一つ、要望として聞いていただければありがたいのですけれども、地元のグラウンドゴルフをされている方々や、保育所の園児の園外保育としても活用できることから、今後、可能であれば、あずまやも併せてできればと考えておりますので、その辺もまたよろしく御検討をしていただきたいと思います。と思っております。

それでは、1項目め、2番目。母間新港から古仁屋港を結ぶ高速船の進捗状況について伺いたしたいと思います。令和元年の6月議会に2回目の質問をさせていただきましたが、その際、当時の企画課長の答弁において、非常に困難ではありますが、まず、町民の要望がどのくらいあるのか、アンケートを取ってみたいと考えておりますとの答弁をいただきました。その後、どうなっているかを伺いたかったのですけれども、通告後に吉田企画課長からアンケート調査の準備はされていたとのことをお聞きしました。それを今後、どのようなタイミングで、どんな形でアンケートの調査をするのか、伺いたしたいと思います。

○企画課長（吉田 忍君）

竹山議員の御質問についてお答えいたします。

結論を申し上げますと、アンケート調査の実施には至っていなかったことにつきましては、おわび申し上げます。また、今後のアンケート調査等の実施につきましては、郵送形式で行う場合ですと、約2,000人を無作為抽出で行った場合に、費用が40万円ほどかかります。回答率につきましても、アンケート調査については、よくて3割程度になるかと思われれます。最近では、無償で提供しておりますインターネット関連サービスで、スマートフォンを利用したアンケート調査なども、こちらのほうは無償ですので実施できるようです。今後、少し勉強しながら

ら、アンケート調査、仕組みを勉強いたしまして、コロナが落ち着き次第、奄美大島で開催される12市町村の企画課長が集まる会などがございますので、そちらのほうで大島の各市町村の同意を得た上で、幅広い形でアンケート調査を実施できないか、前向きに取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

そうしたアンケート調査を基に、必要であるかないかを判断していくことになるかと思われませんが、世界自然遺産登録も実現し、奄美から南三島への交流人口の流れをつくる役目として、また瀬戸内町との交流も含めて、空路ともに重要なポイントになり得ると思われれますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、そのアンケートの調査を熟慮した上で、検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは通告の2項目め、健康のまちづくりについてであります、本町は皆さん御存じのとおり高岡町長のお父様、高岡善吉町長時代に健康のまち宣言をしました。

そこで、健康増進課長に伺ひますが、まず質問にあります健康寿命の延伸について、本町において取り組んでいることがあれば伺ひたいと思ひます。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えいたします。

健康寿命を延ばすためには、若いうちから生活習慣病の予防を始めることが大切です。今年度は新型コロナの影響により、町主催のウォーキングは中止しましたが、今後は町民の皆様が普段の生活の中で健康づくりに取り組みやすい仕組みづくりや環境整備が必要だと考えています。

好事例としまして、母間地区では地域の見どころを生かしたウォーキングマップ「ぼマップ」を作成し、桜の時期には桜ロードに家族連れなどが集まり、子供から高齢者までの幅広い年齢層が桜を楽しみながら歩くことが定着しています。今後、このような取組が各地区でも広げられるよう、楽しみながらできる健康づくりを地域の皆様と一緒に検討していきたいと思ひます。

また、一人一人が健康づくりを少しでもできることから始められるよう、実際に取り組んで改善できた例などを紹介しながら、検診の受診、適度な運動、バランスのよい食事などを啓発し、健康寿命の延伸を目指して取り組んでまいりたいと思ひます。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

その健康寿命とは、平均寿命からおおよそ10年を引いた数字が健康寿命だと聞いております。その健康寿命を延ばすことによって、医療費の削減や介護保険料の削減にもつながると考えま

す。

さらには元気な高齢者が増えることで、一概には言えませんが税収にもつながるんじゃないかと考えるところでございます。

そこで本町の平均寿命は直近で何歳か、また県の平均は何歳か、分かればお願いします。

○健康増進課長（田畑和也君）

手元に資料がありませんので、後ほどお答えしてよろしいでしょうか。

○議長（池山富良君）

竹山議員、いいですか。

○2番（竹山成浩君）

たしか、県よりも平均寿命は下回っていると私は資料をちょっと見て思ったんですけど、そのデータはまた後で知らせていただけたらと思います。

65歳未満で亡くなれることを早世というらしいです。先日、保健センターの担当職員からデータを少し頂きましたが、その65歳未満で亡くなられた方が男性の場合、県は令和2年ですが人口1,000人に対して平均が1.65人、本町は令和元年のデータなんですけど、1,000人に対して3.71人となっています。1年のずれはありますが、明らかに倍以上の割合になっています。女性のほうも県が1.08人、本町は1.7人と、やはり上回っているようです。

男性の場合、早世が多く見られると思われれます。何らかの原因があると考えられますが、生活習慣病に対する意識の持ち方や特定検診の受診率を引き上げること、また保健指導の実施率の向上によって改善がされていくと思われれます。その辺、健康増進課長どう思われるか、見解を頂きたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

以前、伊仙町も大分前に、県のほうが長寿の島と言われている割には、議員がおっしゃるように65歳未満で亡くなる方が多いということで、食生活に問題があるのではないかなということで、伊仙町に調査が入ったことがございます。

確かに、早世になっているのは間違いございません。よって、その特定検診でありますとか、そういった受診率も低いです。そしてまた、糖尿病等の指導等も低いパーセンテージになっております。

だからこそ、今後はその健康づくりというものを65歳になってからではなくて、若いときから健康づくりをするくせをつけるということが重要だろうというふうに思いますが、それが先ほど是枝議員の質問にはありましたが、そういったポイント制度を設けながら、こういったポイントにしていくかは今後検討しますが、健康づくりであるとか、そういった親子間の関係の絆を深めるとか、そして町の行事にある程度参加をするとか、図書館に親子で通うとか子供が通うとか、そういったものにポイント制にして、知らず知らずのうちに健康になっていたとか、

そういった施策が今後は必要になってくるだろうというふうに思いますので、トータル的に全年代の世代ごとにそういった対策を打たないといけない時代になっているかなと今、感じているところであります。

○2番（竹山成浩君）

高岡町長のその令和4年度施政方針にもありますとおり、特定検診やがん検診の受診、そしてウォーキングなどの健康増進に積極的に取り組む元気なまちづくりを目指しますと明記されております。

本町においては65歳以上の方に、このチャレンジ、こういった保健センターが行っているみたいですけど、「チャレンジ！徳之島ウォーク」といったウォーキングで元気度アップ事業が行われているようです。

高齢者の方々は、昔から畑仕事に行く際にもティルを背負って、籠を背負って歩いていくことがほとんどだったと思われます。それが今では、お年寄りも若い世代も含めて、この徳之島においては近場であっても車やバイクでの移動が常で、ほとんど日常では歩くことが少なくなってきたと思われます。

そこで、65歳未満の方々にも先ほど町長も言われましたけど、こうしたウォーキングへの取組が早世につながらない、ある意味重要なポイントだと認識しているところであります。

この「チャレンジ！徳之島ウォーク」は、65歳以上の方で1人でも取り組める健康づくりとして保健センターで取り組んでおられるようですが、概要と申しますか仕組みが、課長、分かれば少し内容的に教えていただきたいんですけど。

○健康増進課長（田畑和也君）

その件についても分かりませぬので、後ほど調べて回答してよろしいでしょうか。

○2番（竹山成浩君）

このウォーキングで元気度アップというそのチラシが、手元に頂いたものですから、それはちょっと課長も今後、また今、拝命を受けて期間も短いもんですから、なかなか分からないところもあると思うんですが、これを見ますと30分のウォーキングで1ポイント、トータル50ポイント貯まると500円の商品券に交換ができるようです。

先ほど是枝議員の質問にもありました。質問に対して町長の答弁にもありましたように、地域振興券等のような発行など、そういった形で商品券が発行するという事で、その商品券等の利用で地域の経済効果へもつながると、こうした取組を高齢者のその65歳以上の方だけではなく、若年層まで広げることが大事ではないかと思ひます。

他の自治体では、スマホの歩数計アプリの活用とか、健康マイレージの利用や、また万歩計の配付など様々な事業を展開している自治体もあります。やはり、それにはきっかけづくりが最も大事だと思ひます。

先ほど課長の答弁もありましたように、2年前でしたか、母間のさくら祭りに合わせて、保健センターとのコラボでさくら祭りウォーキング大会を実施いたしました。こうした取組からウォーキングの楽しさや健康への意識の変化が現れることだと考えるところでございます。

そのウォーキングコースとしては、御自分の身近な場所でもよろしいですし、町内には整備された箇所も多くあります。中でも16メートル道路沿いの1万歩コースや下久志海浜公園の周囲、そして徳和瀬総合グラウンドなどではウォーキングをされている方をよく見受けられます。

現在は、コロナ禍で日常散歩することもままならない状況ではありますが、ただその歩くだけで健康維持・改善ができる、お金もかからないしすばらしい運動だと思いますので、ぜひ町としても推奨していただければと考えるところであります。今、コロナ禍であるからこそ、理にかなった運動であると認識するところでもあります。

ただ歩くことに対する抵抗は、少なからずあると思われまいます。恥ずかしいとか時間をもったいないとか、その辺りを意識改革していければと思います。私たち同僚議員の富田議員は毎日ウォーキングをされていることを、私はすばらしいことだなと考えているところでございます。

徳和瀬総合グラウンドの周囲は無料で開放されているようですが、周囲を含めると広大な面積があります。今後、こうしたウォーキングイベントなどの考えはないか、社会教育課長にも伺いたいと思います。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

竹山議員の御質問にお答えをいたします。

現在、総合運動公園におきましては、議員のおっしゃるとおり様々な方たちが朝早くから、中には夜間を通してウォーキングをされているのが現状であります。

今おっしゃったように、イベントとかを総合運動公園でできないかということは、前々からいろいろ言われております。その中でも、特に今はやはり皆さん御承知のとおり新型コロナの感染拡大により催しやイベントが中止をせざるを得ない状況となっております。

ただ、このウォーキングに関しましては、ソーシャルディスタンスという観点からいきましても、この手軽に誰でもが取り組めるという点では、私どももこれにはやはり健康増進課なり保健センターとも今からまたコロナが収まった状態のときには、いろんなイベントを活用していきたいと考えております。

また現在、運動公園におきましては、指定管理制度を導入しております。我々社会教育課で主管をしておりますけども、この今からにつきましては、先ほどからありますようにウォーキングを通し、またその中で管理者とも相談をしてイベントができないのかというのも協議したいなと思っておりますので、その点にはまた皆様の御意見も頂戴したいと思っております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

健康寿命の延伸はもちろん、その食育も含めて、日々の運動も非常に大事であることは間違いありません。私自身もこれをきっかけに気持ちを改めて取り組んでいきたいと思えます。

健康のまち徳之島町、医療費の助成ももちろん大事ですが、未来へ向けてまずは健康第一を念頭に、乳幼児からお年寄りまで町民の皆様が健康寿命の延伸につながるような施策に期待します。

最後に、高岡町長の見解をもう一度お願いしたいと思えます。

○町長（高岡秀規君）

この福祉関係での話で、こういった話をするべきかどうか、今一瞬迷いましたが、やはり国、町は税収で賄っているということで、ある程度経済効果というものは加味しないと国のほうでも予算化が難しいということです。

奄振の予算でも補正というものは地域経済が潤うようなハード事業については使いやすんですが、ソフト事業では非常にタイムリーで使いづらいということがございます。よって、安心して過ごせるまちづくりというものが、一番経済効果があると思えます。

それは、例えばお年寄りの年金で暮らせないとすると、お金を貯めたり使わないわけです。だから、ヨーロッパ型に見られるように、しっかりと保障制度、年金制度であるとか、私どもは年は取っても安心して年老いていけるんだという、そのまちづくりこそがある程度地域経済に与える効果は大きいだろうというふうに思えますから、健康づくりにしても、そしてお年寄りが安心して年を取れるようなまちづくりを心掛けていかなければいけないなというふうには考えております。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございました。

ぜひ、新庁舎落成の際には、現庁舎の正面玄関にあります健康のまち宣言の記念碑を、ペイントもし直してちょっと、もうかすれかかっていますので新庁舎正面へ移動していただけるように要望して、私の質問を終わりたいと思えます。

ありがとうございました。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えいたします。

先ほどの平均寿命と健康寿命の件になりますけども、徳之島町、男性の平均寿命ですが78.6歳、女性が86.5歳。県の男性が80歳、県の女性が86.8歳。

健康寿命であります、徳之島町の男性は75.8歳、女性が84歳。県になります、県の男性が79.1歳、女性が84歳であります。

以上です。

○議長（池山富良君）

いいですか、はい。

○2番（竹山成浩君）

どちらもやっぱり、徳之島町は下回っていることだと思っております。

ありがとうございました。

○議長（池山富良君）

お疲れさま。

しばらく休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、勇元勝雄議員の一般質問を許可します。

○6番（勇元勝雄君）

皆さん、こんにちは。

任期も迫ってまいりました。8年間、議員として務めてまいりましたが、私の信条が「町民目線の政治を目指す」ということで8年間一生懸命頑張ってきたつもりですけど、議員の責務は、町民の福祉の向上と生命・財産を守るということでございます。現在の議会、議員の責務を果たしているか。私は、私を含めて今疑問に思っています。

皆さんも選挙に出るときはいろいろ公約を掲げています。議員というのは、自分が掲げた公約を全うするのが議員の責務だと思います。議員というのは、議員になるのが目的じゃない。町民のために何ができるか。町民のために仕事をするには議員という資格が必要だから、ただその資格を得るために議員になっていると私は思っています。

そういうことを踏まえ、以下の9項目に対して質問をいたします。

1番目に、子育て支援について。

これは、今度で31回目の質問でございます。

子供医療費の助成は、全国的に見ても64%以上の市町村が実施している。県下43市町村のうち、実施していないのは我が徳之島町だけでございます。

町長は「保険税の上がる政策はできない」と言っているが、現在、町長は郡・県の町村会の会長をしております。その会合の場で、町長はほかの町村の首長と、こういう医療費の助成によって町長が言うように保険税が上がった市町村があるか、そういうことを話したことがあるのかお伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

医療費が無料化になって保険税が上がるということではないと、もう以前よりも答弁していると思います。医療費が上がることによって保険税が上がるということでもあります。

○6番（勇元勝雄君）

私が聞いたのは、私が聞いたのは……

○町長（高岡秀規君）

すいません、子供の医療費を無料化によって上がることはない。医療費が上がることによって保険税が上がることはあると。

○6番（勇元勝雄君）

私が聞いたのは、町長は今、郡の町村会の会長、県の町村会の会長をしていますよね。その会合の場でほかの町村の首長さんと、そういう医療費の助成によって保険税が上がった市町村はないかという、そういう話をしたことはないかという質問です。

○町長（高岡秀規君）

私は正直言っております。徳之島町だけがやっていないので、私は県の話合いのときに、県の皆様方には、今、国保は事業主体が県となっています。だからこそ、同じ医療サービスをするためにも、県がある程度指針を示していただきたいという話はずっとしておりますし、県下の町村の中の首長の話では、やはり医療費が上がると保険税を上げざるを得ないと。それを上げるときに一番困る、悩むのが、やはり選挙で戦うことでの職業が成り立っているということから、非常に首長としての悩みはあるだろうというふうなことは、共有はしております。

○6番（勇元勝雄君）

保険税の1人当たりの必要額は、徳之島町は県下でも低いほうなんです。3町を考えても一番低いのが伊仙町、次に徳之島町、天城町がもう3番目なんです。

先ほどからは枝議員のほうからも質問がありましたけど、ポイント制にしてやるとか、ほかの市町村ができていのに、今度の場合、喜界町でも今までは高校3年生まで3,000円の自己負担でできるというような助成でしたけど、昨日の新聞ですか、見たら、今年度、令和4年度から医療費を無料、そして、給食費を無料にする。恐らく、伊仙町のほうでも町長の公約ですから、給食費の無料。

ほかの市町村がしているのに、無料にするよりポイントをあげるとかそういうことじゃなくて、実際、島の経済を考えた場合、ほとんどの若者が300万以下、是枝議員も言っていましたけど、恐らく、それよりもちょっと低いと思うんです、収入は。そういう状態の中で一生懸命子育てしているわけですから、ある程度の助成はするべきじゃないかと思うんです。無料にしなければ非常に厳しいと、子育て世代は厳しいと思うんです。

就学前までは県のほうで、県と町のほうで助成していますが、就学後は助成をしたら不公

平感が出るとか言っていますけど、実際、県がやっているのも不公平です。就学前までは助成をする。それ以降は全額個人負担。そういうのが不公平と僕は思うんです。

人口の減少率を見ても、国勢調査の15年から20年の国勢調査を見ても、人口の減少率が一番多いのは徳之島町なんです、3か町で。大和村が10%以上、徳之島町が9.7、天城町が6.7、伊仙町が3.5ぐらいですか。それもある程度、全部が全部じゃないんですけど、ある程度は子育て世代への助成によってある程度はその率が変わってきていると思うんです。伊仙町の場合は、子育て世代には家賃の補助、そういうのもあるんです。無料にするのだけがベストじゃないんですけど、私はベターだと思うんです。

そういう点を踏まえ、町長は、無料にしなくても、ある程度の助成はすべきだと私は思うんですけど、どうお考えでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

今までの質問は無料化だけでしたので、無料化できないということの指針を示していますが、ある程度の支援というのは必要だろうというふうにまた思っておりますし、今、是枝議員の質問にも、ある程度の所得での支援をするのか、それとも健康づくり、町の事業と連動しながら、親子間の絆も深めながら支援をするのか、それは方法論だというふうに思いますので、ある程度の支援は必要だというふうに考えております。

○6番（勇元勝雄君）

昨日も町長が言っていましたよね、議員のときはこういうことも要望したことがあると。だから、その方法はどのような方法でもいいと思うんです。それを実行に移すのが、移せるのが町長の力なんです。そういうことに対して、我々議会も恐らく反対する人はいないと思うんです。町長の決断でどのような方法でもいいから、そういう助成の方向に持っていかなければ、ますます徳之島町の人口の減少はほかの市町村に比べたら減少率が大きくなると思うんです。

そういう点を踏まえ、どのような方法で町長は子育て支援を考えているかお伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

単なる人口減少を捉えてしまうと、実際の原因を突き止めることが私はできないと思っています。人口減少はやっぱり、今、竹山議員からもおっしゃったように、亡くなる人が多いということなんです。そして、徳之島町では特殊出生比率は全国でも3位です。それを見ても分かるように、いかに亡くなる方が多いかということでの人口減少というものを分析しなければいけないというふうに思っております。

そして、また、議員がおっしゃった、冒頭にいみじくもおっしゃったので言いますが、ほかの議員の皆さんはいろんな支援策を要望してきているんです。自分の政策をしっかりと我々に来ているんです。それは、勇元議員は分からないかもしれませんが、それによって取り入れる施策というものを選択して賛同を得ているということだけは分かっていたきたいというふう

に思います。だから、議会というものは、予算を賛成している以上、納得していただいているということなんです。それは、それぞれの議員の皆さんの要望にある程度は応える努力をしているということだけは分かっていたきたいなというふうに思います。

今後の子育て支援につきましては当然決断が必要ですので、是枝議員、竹山議員の質問にもお答えしたように、しっかりとポイント制度を構築していきたいという実行へ向けての答弁をしたつもりであります。

○6番（勇元勝雄君）

ほかの議員が要望したとかそういう話じゃないんです、今質問したのは。町長にそういう決断をしてもらいたいという話で質問したわけです。一言もほかの議員のことは、是枝議員はああいう質問がありましたということは言っています。だから、ほかの議員の例えは出さなくて、質問に答えたらいいんです。

これはもう実際、3月に選挙あります。これで最後になる可能性もあるわけです、質問。だから、そういうことを踏まえ、今後、町長の決断で子育て支援、実現できるように。どういう方法でもいいと思います。そういう方向で考えてもらいたいと思います。

2番目の入札について。

どのような基準で誰が指名を組んでいるか。これは入札のある担当課長全部に答えてもらいたいと思います。

○副町長（幸野善治君）

まず、事業所管課で課長を中心に担当者と、毎年度の建設工事参加資格審査証明書を提出した各業者の中から、工事实績や工事の内容、それから資金力、従業員数、技術者、それから手持ち量等を総合的に勘案して指名委員会に案として出してきました。指名委員会はこういったメンバーかと申しますと、副町長、総務課長、建設課長、建設課長補佐、そして事業の所管担当課長で行います。その中で、事業名、そして予算、事業実施の場所、内容等の説明を受けた後、工事实績、従業員数、資金力、工事の手持ち量、そして施工地域等を総合的に判断し、議論を交わし、そこで決定をして指名業者を決定しております。

○農林水産課長（高城博也君）

今回、前置きをしたいと思います。課長が新しく変わったことによって、事業所管課長のほとんどが変わっておりますので、代表して農林水産課、残っております農林水産課長である私のほうで答えさせていただけないかなというふうな御理解を頂きながら、答弁いたしたいと思います。

まず、農林水産課所管事業に関しましては、徳之島町契約規則21条、推薦委員会の推薦する者のうちから指名する者を選定しなければならないというふうに規定されており、指名願を取りまとめている建設課の資料を基に、これまでの実績等を鑑み、指名業者を事業所管課長であ

る私のほうで作成し、提出しております。その後、徳之島町契約規則21条に基づいて設置された入札者指名のための委員会、いわゆる指名委員会へ提案し、その決定を受け、業者指名を行っています。

基準については、所管のことになるのでありますけれども、枯損木の伐倒などのような特殊な技術等の実績や関係講習等受講済みの業者を選定し、町内、島内、県内の業者の範囲の順に指名委員会へ諮っております。

また、機械機種製品等の導入の場合に当たっては、同等品以上であればよいのですが、導入後のメンテナンス等が必要とされる場合などを考慮に入れ、選定根拠を指名委員会の中で同時に諮りながら、指名委員会で諮っているところではあります。

以上です。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

まず、指名をする場合には、有資格者であること、2番目に業務委託場所の地域性、3番目に業務についての技術的な適性を有しているかどうか、4番目に不誠実な行為の有無がないか、5番目に経営状況、6番目、信用度、7番目に安全管理状況、8番目に手持ち事業量及び指名回数等の機会均等、この8つを総合的に勘案いたしまして指名をしているところでございます。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

今、副町長がおっしゃったように、実績、経験、手持ち工事を重視し、また、工事の講習を反映し、指名委員会にて選定しております。

○企画課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

私は、1月から企画課長になりまして、現在、委員長であります副町長及び総務課長、建設課長のほうから勉強させていただいております。

以上です。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えいたします。

詳しい内容につきましては、高城農林水産課長からありましたので、社会教育課といたしましての入札につきましては、建設課の指名願通知を基に、その業種によりましてやっております。特に社会教育課では、やはりこれは町長のほうからも言われているように、地元の業者を指名するのが一点だと考えております。ただ、特殊な、特に皆さんも御承知のとおり、文化会館とかいう場所になりますと、特殊機器が発生いたします。これにつきましては、島外の業者も指名願を確認しまして通知をし、入札をしていっている状況であります。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

なぜこういう質問をしたかというのは、現在、下水道をやっていますけど、たまに現場を通ったら、非常に安全管理がなされていないような感じです。現在やっている下水道、ほとんどもう3メートル、4メートル掘っているわけです。矢板の設置とか、そういうのが現場、直接そばまで行って見ることはできないんですけど、そういう面が非常に疑問に思うわけです。去年かおとし、矢板を打っていないくて現場で作業員が土砂が崩れて埋まったという話も聞いています。

実際、土木で一番難しい仕事は下水道なんです。ミリ単位でこう配へ持っていかなければいけない。そして、どうしても深さが深くなる。水道みたいに1メートル、2メートルで通せるわけじゃないわけです。ミリ単位でこう配へ持っていかなければいけないような現場は、直線が長くなったらなった分だけ、非常に工法が、工事が難しくなるわけです。

そういう点を踏まえ、もし事故が起こったら役場の責任なんです。そういう現場管理をぴしっとしなければ。そのために役場職員の担当者もいるわけですから。そういう点を踏まえ、もっと安全面を気をつけなければ、人命がかかっているわけです。そういう点を踏まえ、建設課長、特に建設課長ですよ、現場へ出向いてそういう点をきちんと管理してもらいたい。

先ほど高城農林水産課長から、メンテができる業者と。指名の実績を見て、メンテができないような業者もその仕事を取っているような感じがします。それはその業者ができるかできないかは分かりませんが、農林水産課の仕事だけじゃないです、全般的に見て。そういう点も踏まえつつ、特殊工事はメンテができるような業者を指名してもらいたい。

世間のうわさでは、外部の人間が指名を組んでいるんじゃないかといううわさもあります。そういうような疑問を持たれるような指名の組み方じゃあ、役場として非常に不名誉なことだと思います。各課の事業で、なぜこの業者は指名に入らないのかと、そういう点も見られます。そういう点を踏まえ、町民の皆さんから疑問を持たれるような指名の組み方はしないように、これはお願いします。

また、新庁舎の役場の管理者、建設課で管理しているみたいですけど、ある職員は、1部屋与えられて、別のところで仕事をしているわけです。同じ仕事をするんだったら、同じ部署で仕事をさせなければ、特別室を与えてするような仕事じゃないと思うんです。担当者2人で話し合っただけじゃあ。この間、副町長にそういうことを話したら、前もそういうことがあったという話なんですけど、そういうことも町民の皆さんは非常に疑問に思っているんです。

いろいろうわさがあります。辞令を書き直したその場でその人は総務課を抜けたからという話でしたけど、町長の辞令1枚で建設課に変えられるわけです。そういう疑問を持たれたら、疑問を解消するのが役場の仕事であって、その人だけができるわけじゃないわけですから、建

設課の職員と一緒にやるのが本筋であって、1人は特別室を与えて、そういうことは常識ではおかしいと思うんです。副町長、どうですか。

○副町長（幸野善治君）

以前もそういった二級建築士、いわゆる技術職の職員を1部屋に置いてありました。置いて建設課から応援をもらうということで。それを今調べてみますと、建設課の応接室に図面を広げたり、打合せをしたりするのは、非常に重複、いわゆる難儀をするということで、それよりは、建設課もいろんな業者、お客さんが来るので、今の4階の部屋でやったほうがスムーズに行くということでございました。建設課と総務課と入れ替えたり、出入りがありますので、図面を広げたりする職務の執行上は便利だということでやっておりました。

今回、またそういったもう一遍調査をして、本当にそれがやりづらかった場合は、また町長とも相談して対応を考えたいと思います。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

建設課のあれだけの広さで図面を広げて毎日するわけじゃないんです。できないというの自体がおかしいと思うんです。どこの役場へ行っても、建設課で応接台があって、あれだけの横に机やらが何個か並んであります。建設課に何で応接台が必要なんですか。町民に疑問を持たれたら、それをすぐ解決するのが役場であって。二級建築を持っているからその人しかできない。役場職員もおるわけでしょう。前と現在は状況が違うんです。再雇用でしょう。職員と同じだけの権限があるんですか。職員の補佐をするのが再雇用であって。週何日ですか。三日ぐらいですか。そうしたら、現場で対応ができるわけないでしょう。建設課の職員が対応すべきであって。何回かそういう電話があったからこういうことを言うんです。「勇元に電話をしても何も対応してくれない」、そういうことを言われたくないから、こうしてわざわざ議会で言うわけです。この間、副町長に話したときも、内々でそういうことが改善できたらそれでいいと思って言ったんだけど、その場でまた副町長は「議会で取り上げたらいいですよ」と、そういう答弁をする自体が私は副町長としての認識を疑うんです。疑問に思うんです。町民に疑問を持たれる。公務員としては非常に恥ずかしいことです。

そういう点を踏まえ、答弁は要りませんから、早急に改善するようにお願いします。答弁は要らん。

○副町長（幸野善治君）

誤解があったらいけませんので、たしかその本人も呼んで、どういった対応がいいか吟味してみようということで、今は模索中です。そのうわさというのが、人のうわさというのは、簡単にはそれが事実かどうか分かりませんことを、どんなうわさがあってもそれはいけないということかまでは突き止めておりません。ただ、勇元議員からは、業務執行上、あそこで個室でさ

せるというのはおかしいんじゃないかということだと思いましたので、本人に確認したら、建設課は人が来たりしていろんな図面を広げたりしたら狭い。いろんな業者が来ますので不都合が生じる。そういうことで4階に呼んで、4階で打合せをして、4階で回答する。そういったほうがスムーズにいくからということだったんです。ただ、そのうわさというのが、やっぱり非常に僕は本人に確認してそれをやるということでしたので、今は検討中でございます。やる、やらないとは言っていません。

○6番（勇元勝雄君）

うさわが出るというのは、それが本当かうそか分からないんだけど、うわさどおりになっていることがいっぱいあるでしょう。うわさが出る。町民が疑問に思う。疑問に思うからうわさが出るんです。それを解消するのが役場の仕事であって、本人に聞いて。あれは担当者ですか。担当者じゃないでしょう。書類に名前が載っています。恐らく、建設課の職員しか名前は載っていないはずですよ。そこまで気を使う必要はないんです。何で本人に話す必要があるんですか。町長、副町長の考えでできるわけでしょう。もっと真剣に考えてください。そのときに話したもう一つの件も、副町長、電話してきた人が名前を出していいと言ったら名前を出します。そういううわさが出ること自体がおかしいわけだから。疑惑を持たれる。恥ずかしいことです。それを許している。徳之島町、恥ずかしいんです。これは町長、副町長の考えでどういうふうにするか決めてください。

今回の3番目、津波対策について。

職員の夜中に防災無線の警報が出まして、職員の皆さんは大変な苦勞をしたと思いますけど、これも公務員としての仕事。我々議員も町民の奉仕者。町長、副町長も町民の奉仕者。そういう点も踏まえ、これからいろいろな職員の皆さんも難儀をしますと思いますけど、一生懸命頑張ってもらいたい。

1番目の今回の津波放送による避難状況をお伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

避難状況につきましては、津波警報発令と同時にJアラートが流れ、その直後から多くの車両が高台へと避難しておりました。また、徒歩で一時避難へと避難している方も多くいたようでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

こういう状況になった場合は、やっぱり各駐在の皆さんには電話して、各集落はどれぐらいの避難状況だったか、そういうのを把握してもらいたいと思います。これは要望です。

いろいろ話を聞いたら、各避難所、いろいろ問題があったみたいです。特に徳高の体育館で

す。開けてもらえなかった。町と徳高とも協定を結んでいるはずなんです。津波と台風、別個の協定か、それは分かりませんが、校長の許しがなければ開放ができない。それは、こういう緊急の場合は、徳高の職員の皆さんも自己判断でやってもらいたかったと私は思います。

避難所の状況はもう広田議員も質問しているし、ある程度、こっちのほうでもいろいろ聞いて把握していますからいいんですけど、備品の配布状況はどのような備品を配布したか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

備品につきましては、職員のほうで配布いたしました。備蓄品の簡易ベッド30台と防災マットを学習センターのほうに配布しております。また、毛布につきましても、徳之島高校へ避難していた皆様方へ配布いたしました。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

備品の配布をしても、亀津地区のほうがほとんどです。町民は全体に金見から、手々から南原まで町民はいるわけです。津波の場合はもうどうしても高台に逃げる。ある程度、そういうことを勘案しながら、備蓄の品物を備蓄しなければ。その備蓄の品物はどこに備蓄しているのでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

現在、徳之島町の備蓄品につきましては、役場敷地内の消防団の拠点施設と徳和瀬運動公園のほうに保管しております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

台風の場合は役場のほうでもいいと思うんです。津波の場合は、もう役場の備蓄というのは恐らく配布できないわけです。たまたま今度の津波の場合は火山の噴火によって起きた津波だったから、そういうふうに備蓄品の支給ができましたけど、これが地震の津波だった場合は、恐らく道路も寸断されるわけです。そういう点も踏まえ、総合運動公園、花徳支所のほうにも備蓄をしておかなければ、北部地区の人は役場からの何の支援もない、そういう状態になるわけですから、備蓄場所をもうちょっと増やして考えてもらいたいと思います。これは要望です。

トイレなんですけど、備蓄品としてトイレを何個か買ってあります、簡易トイレを。予算で予算書にそういうのが出てきたと思うんです。そういうのも緊急に避難場所に持っていけるような体制に持っていつてもらいたいと思います。これも要望で聞いてもらいたい。

津波騒動の後、役場のほうで検証が行われたと思いますけど、その内容を各駐在に配布して、こういう問題点がありました、そういうのをしなければ、役場内だけで分かっても、駐在に配

布して、駐在のほうから町民の皆さんに防災無線の放送でも集落内でもまたできるんだったら、長くなると思うんですけど、町のほうからでもそういうのをしなければ、検証してその問題点を解決していかなければ、どうしても次につなげることができないと思うんです。検証してその結果を最低限、駐在の皆さんに配布してもらいたいと思います。これも要望です。

今度の場合、夜中。今までの、これも前の質問でありましたけど、夜中でした。今までの避難訓練は昼間だけ。そういう点を踏まえ、今後は夜間の訓練を年1回ぐらいやることはできないかお伺いします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

夜間の避難訓練につきましては、まず、夜間を想定した訓練を行ってまいりたいと思います。また、避難につきましては、周囲の環境や状況が個人個人で異なります。それらを総合的に考慮し、自分の身を守るための最善の行動は、各家庭でしっかり話し合いをしていただき、各事業所などにおきましては、災害時のマニュアルの作成やそれぞれの避難訓練などの実施をお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

一番あっちこっちへ、今度の津波関係であっちこっち聞いて回ったら、町民の声もいろいろ聞きました。なぜ現在地に建て替えをするのか。津波が来たらどうするのか。そういう話もありました。新庁舎を現地建て替えたことについて、今度の……

○議長（池山富良君）

勇元議員、しばらく休憩しましょう。

午後は1時半から再開します。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○6番（勇元勝雄君）

新聞報道で、防災マップにおける緊急避難所、徳之島高校は、肝心のその位置を知らせる番号は、大瀬川県2級河川上流域にミスマーキング、本紙が指摘後も、2年近く訂正されずとなっていましたけど、これは前の総務課長にもそういうことを指摘したんですけど、現在はどのような状態になっているか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

このマップの、これが前のマップなんですけど、このように縮小されているので、マークが重くなって見えているようでした。それで今回、このように拡大したものを亀津地区にはお配りしております。これですと、徳之島高校の場所にマークされております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

そういうことを新聞社が書いているわけですから、また、新聞社のほうにも連絡して、向こうのほうにも確認してもらいたいと思います。

この津波騒動が起こってすぐ、住民の方々の意見を聞いたら、なぜ津波想定区域内に新庁舎、現在地に建て替えをしたのかという意見も大分ありました。現在、町長は、現在地建て替えについてどのように考えているか、お伺いします。

○町長（高岡秀規君）

今、現在地に建て替えを行っているわけですが、答えは間違っていないというふうにつくづく感じております。

それはなぜかといいますと、今回の津波の騒動につきましては、時間が相当長く津波警報が出たということで、南海トラフとは少し別と考えたほうがいいのかというふうに思います。時間を長くとった津波でも、100%が高台に逃げたわけではないということがわかりました。

そして今回、一人暮らしの御老人や逃げ遅れがやはりあるというのを、状況で把握できたのかな。その逃げ遅れた方たちはどうやって、南海トラフの10分、30分以内に避難させるかといいますと、やはり、垂直避難の現地に役場の高い建物があるということが非常に命を助ける方向へ導いてくれるものだとして今、確信をしているところでございます。

○6番（勇元勝雄君）

役場に逃げれる人は、ごく限られた人間ですよ。距離的に近い人。そういう点も踏まえ、私は失敗だったなと思っています。

その要支援の避難のニーズは、さっき、介護福祉課ですかね、電話連絡をしたとか言っていましたけど、いざとなった場合、電話連絡じゃ全然、恐らくできないと思うんですよ。時間帯によっては。一人の人に連絡するのに1分、2分、長かった場合、もっと時間がかかると思うんですよ。そういう要支援者の名簿を駐在の皆さんにお配りして、そして、各集落で避難訓練なんかするときは、だれがその人を連れていくか、そういうのをある程度検討しとかないと、だれがそのような状態の人か、全然一般の人はわからないわけですよ。そういうことも考え、要支援の避難者の名簿を各集落の駐在の方に配るとか、そういうことをしてもらいたいと思います。

新庁舎これ、ここには6か月と書いてありますが、今度の予算書に、来年の1月までとか、1年近く、10か月近くの工期延長になっていますけど、その理由はどのような理由で工期が延

長されたか、お伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

工期が6か月間延びた理由でございます。新庁舎建設工事の工期延長の主な理由として、4点ございます。

まず1点目が、既存建物東側の書庫と基礎と新庁舎の杭工事の施工上の問題がありました。これにより、3か月間延長しております。2点目に、新庁舎の基礎工事の行程の長期化で1か月間、3点目に、建物を支える各階の大断面構造の施工日数の増加の積み重ねで1か月間、全国的なコロナ禍による作業人員不足に伴う工事の遅延で1か月間。

以上でございます。

○6番（勇元勝雄君）

前の答弁では、確認申請が遅れたとか、そういう答弁もあったんですよね。確認申請というのは、許可を下りてから着工するのが前提であって、また、基礎工事とかそういうも全部設計書に書かれているわけですよね。人員が不足するとか、そういうのはもう、私は理由にならないと思うんですよ。そういうのを全部勘案して、結局、施工業者はその工場を請け負っているわけですから。その工期が遅れたことによって金額が上がるということはないですよね。

○副町長（幸野善治君）

今のところ、ありません。

○6番（勇元勝雄君）

今じゃなくて将来的に、完成するまで上がるか上がらないか、それが肝心なんです。今から設計変更してあげることは可能ですよね。その工期が遅れることによって、恐らく、資材も全部上がっていると思うんですよ。ただ、資材が上がったから金額が上がる、そういうことはないでしょうか。

○副町長（幸野善治君）

今の旧庁舎ですね。これ、昭和49年につくったと思うんですが、あのときは、相当資材が上がりまして、工期が遅れ、突貫工事ということで、いろいろそのとき、話題になりました。今回、半年は遅れますけど、これはまた、技術的な構造計算等がありますので、また、勉強させていただきたいと思います。

○6番（勇元勝雄君）

工事の施工者というのは、設計書を見て、全部単価をはじき出して、結局、その金額を上げるわけです。現在、副町長が言うように、基礎がどうのこうのという、それが上がる可能性があるようなことを言ってましたけど、もう、基礎工事に対しては、もう終わっているわけですから、もし上げるなら、ある程度の金額は、もうわかっているはずなんですよ。建設課長ど

うですか。

○建設課長（清山勝志君）

工事発注した時点の単価でございますので、上がることはないです。
以上です。

○6番（勇元勝雄君）

今の課長の言葉を信じて、4番目に移ります。
亀津の水道施設の全体計画をお伺いいたします。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

新設亀津浄水場については、令和3年度に配水池の設置、令和4年度に大原に浄水場の設置、令和5年度に浄水場から配水池及び亀津地区への配管を予定しております。

○6番（勇元勝雄君）

亀徳地区の配管じゃないの。

○水道課長（保久幸仁君）

亀徳地区の配管につきましては、令和4年度に計画を予定しております。

○6番（勇元勝雄君）

水源はこの間、水道課の職員の方に案内してもらって見たんですけど、水量は、僕が見た時点では、1日1,000トンぐらいの水をとる水量があるとはとても考えられなかったんですけど、水量は十分な水量がとれるような、確保できるようにはなっていますか。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

水源は大原地区の河川水を予定しており、予定地区の水量検査の結果、水量は確保できるものと認識しております。

○6番（勇元勝雄君）

この流量検査を何年かしたんですかね。普通、水源を探す場合は、今までは県のほうで砂防ダムをつくって、砂防ダムからとるような、そういうあれでしたから、町のほうで計測はやったことはないんですよ。僕が水道課にいる時代は。今度の場合は、表流水をとるわけですよ。それに対して十分な、一番最悪の流量を計測して、それで十分足りるか、それをしなければ、これ何年間、流量を計測したんですか。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

令和2年度に、約1年間、調査を行っております。

○6番（勇元勝雄君）

1年間で流量を計測というのはできないんですよ。干ばつのときもある、水量が多いときもある。神嶺ダムなんか、十何年間あれ、流量計測しているんですよ。それでダムの大きさ、使用料が一日どれくらいあるか、それによって、ダムの大きさも決まってくるんですよ。流量×貯水量。1年間で計測して、13億円以上の金をかけて、もしそれが、水が足りないから断水です。そういう状態になる可能性もあるわけですよ。

亀津地区の場合、石灰分が多いから、そら浄水場、早急につくるのはありがたいんですけど、いざつくって、それが流量が足りないから断水しますじゃ、町民の方に何という言い訳をするんですか。最大限、やっぱり3年、4年、流量計測をして、それでも流量があるようだったら仕事をするべきであって、仕事の仕方もおかしいですよ。

配水池というのは、浄水場をつくって配管、送水管つくれて、最後にするべきであって、配水池をつくって、あと何年間あそこにほっとくんですか。そういうのも計算してやらなければ、お金の無駄遣いなんですよ。今度の水源は大原の水源とは別個でつくるわけですか。それとも一緒ですか。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

現在の水源を基準に、河川上流、下流のどちらかに、取水場所である堰を設置する予定をしております。

○6番（勇元勝雄君）

現在のような堰でそれだけの水量をとれないと思うんですよ。今現在の流量で。もし、一日1,000トン必要だったら、24時間平均的にとるわけじゃないんですよ。配水池が下がった場合、機械が自動で動いて、瞬間的にぼんと取水量が上がるわけですよ。もし、現在のような取水壁で取る場合は、恐らく大原の水源、亀津の水源、同時にろ過器具が動く可能性もあるわけです。幾らポンプアップでも、恐らくできないと思うんですよ。あそこに小さくてもダムをつくってしなければ、取水壁でとれるような流量はないと思うんです。その点、どのように考えているのでしょうか。

○水道課長（保久幸仁君）

先ほどの答弁の中で申し上げましたが、1年間調査を行っております。回数にすると13回のデータをもとにすると、平均値が一日当たり2,731立方メートル、最大が5,690立方メートル、最小値が1,627立方メートルとなっておりますので、浄水場の水源に十分な数字であると認識しております。

○6番（勇元勝雄君）

最低が千何百立方ですかね。だから、1年間で期間が短いというわけですよ。神嶺ダムでも、底が見えるぐらい水が少なくなったときがあるんですよ。1年で13億円も金をかけて浄水場

をつくるという市町村は、恐らくないと思うんですね。そういう点を踏まえて、その流量計測をしたのも、役場職員がただで専門の業者がしたわけじゃないですよ。

1年間に13回、そら、雨の多いときは多い、少ないときは少ない。何でもそうですよ。水道でも、水道のパイプでも一緒に蛇口を回した場合、流量が減りますよね。そうした場合、現在の取水壁でそれだけの水量がとれるか、そら、機械が別々に動いてくれたらいいんだけど、一緒に動くという可能性もあるんですよ。

タンクが満杯のときは水がいっぱい流れています。だけど、タンクと一緒に減った場合は、大原と亀津との浄水場が同時に動いた場合、恐らく、ポンプアップで上げるわけですから、それだけの水がなかったら、ポンプは空回りします。そういう点も踏まえ、もうちょっと慎重に仕事はするべきだと思います。浄水場の処理能力は何立米でしょうか。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

1日当たり1,000立方メートルまで可能となっております。

○6番（勇元勝雄君）

1,000立方メートルでした場合、現在の地下水は使用するのかわからないのか、お伺いします。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

現在使っております地下水も使用予定にしております。

○6番（勇元勝雄君）

そういう考え方がおかしいんですね。石灰分があるから石灰除去をしてくれという話も質問も何回かやりました。また、石灰がでるからどうにかしてくれという話が来た場合、前、5億円か6億円かかるという話がありましたよね。課長も介護福祉課長の時代に聞いていると思うんですよ。

1,000トンの水をとって地下水を入れる。そうした場合、石灰分が多かったら、また石灰除去をしてくれ。最低限、浄水場をつくるんだったら、表流水だけで賄うような浄水場をつくらなければ、二重投資の格好になるんですよ。5億、6億円かけて、石灰分とって、そら、ランニングコストもまた、負担しなければならない。

そういう長期的な展望で仕事をしなければ、水が足りないから、はい、大原に浄水場をつくりましょう。普通、浄水場をつくるんだったら、もっと水量の多い下流のほうにつくって、水が十分とれるような状態にしとかなければ、もう恐らく、干ばつになったら水がない。水道課におるときも大原で大分難儀しました。だから、大原の浄水場も、水源を下のほうに降ろしてポンプアップしているわけですよ。

そういうことを考えてしなければ、もし足りなくなった場合、また、石灰分が出た場合、町

長はどうします。

○議長（池山富良君）

ちょっとお待ちください。前水道課長でありました、清山建設課長のほうから、わかる範囲内でお願ひします。

○建設課長（清山勝志君）

今、保久課長が答弁しましたことについて追加したいと思います。

亀津浄水場は、今は地下水を使っています。ほとんど、1か所のみ、地下水からも出ているものですから、亀津浄水場を大原につくりますと、実際はもう、大原の浄水場は地下水は使えません。万がために、あの地下水を、今の亀津浄水場1か所を濁水になったときに使うだけなんです。

以上です。

○町長（高岡秀規君）

その石灰についてなんですが、実は、与論、永良部等々で、今、要望が上がっているのが、余りにもコストがかかり過ぎると。永良部についても、水道料金が非常に高いということから、補助事業の構築を今、要望しているところでございまして、石灰については自然のものですから、もし、石灰除去が必要となれば、しっかりと対策は打たないといけないというふうに感じています。そのときの事業については、今後は、十分な補助事業の確保と、あと簡易水道並みの補助事業を、上水道についても構築するよう今、要望しているところであります。

○6番（勇元勝雄君）

だから、そういうことを防ぐために、もっと考えて事業をやらなければいけないというわけですよ。せつかくとるのにまた金をかける。そういうことを、無駄なことをなくすために、もっと事業を考えてやらなければ、今度の予算書に、配水量が3,700トンぐらいという数字がありましたけど、これは有収水量か配水量か、お伺ひします。

○水道課長（保久幸仁君）

この質問につきましては、ちょっと資料を持ち合わせていませんので、後ほど、勇元議員のほうに報告したいと思います。

○6番（勇元勝雄君）

あれは恐らく有収水量だと思います。ダムから2,500トン、今度の浄水場が1,000トン、3,500トンですよ。それでも量的にはちょっと足りないわけですよ。それがもし、配水流量だったらそれで、ある程度賄うと思うんですけど、もし数字が有収水量だった場合は、配水流量は、大体、その1.2から1.3ぐらいにならなきゃいけないわけですよ。そしたら、1,000トンぐらいの量は足りなくなるわけですよ。

地下水でも、たまには使わなければ、その井戸の水がサビで詰まる場合があるんですね。ポ

ンプでもそう。劣化して使えない場合もある。今度の浄水場建設に対して、地下水は使わないという条件でそれは事業をやるわけでしょうか、お伺いします。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

現在の亀津浄水場におきましては、水源池が4か所あります。河川水が1か所、地下水の箇所が3か所あります。そのうち、今度の新設亀津浄水場につきましては、地下水の箇所を1か所使う予定にしております。

○6番（勇元勝雄君）

前の課長と今度の課長の答弁が違うんですね。新課長は使う予定で合っている。

○水道課長（保久幸仁君）

私の、その地下水を利用するという件につきましては、前清山課長のほうからもありましたけど、非常時という考えも含まれております。

○6番（勇元勝雄君）

大きな事業です。現在でも2億4,000万円ぐらいの繰入れをしているわけですよ。これが、今度の浄水場をつくることによって、恐らく、2億5,000万円、6,000万円の繰入れをしなければいけない状態になると思うんです。そして、今度の浄水場に最悪、水が足りなくなった場合は、それにまた、町が負担をしなければならない、そういうことを考え、今後、大きな事業をする場合は、きちっとした計画を立てなければ、そのつけは全部町民に返ってきます。そういう点を踏まえ、町の執行部、失敗は全部町民の負担になるわけです。それを肝に銘じて事業をやってもらいたいと思います。浄水場できて、干ばつのとき、水が足りないような状態にならないことを祈っております。

5番目、金見のソテツトンネル、全部がほとんど私有地です。せっかく、金見の集落のあそこにあれだけのソテツがあるわけですから、あの一帯を整備してソテツ公園みたいなことはできないか、お伺いいたします。

○地域営業課長（清瀬博之君）

勇元議員の質問にお答えします。

ソテツトンネル一帯をソテツ公園として整備できないかとの御質問でしたが、現在、地域営業課といたしましては、ソテツトンネル一帯を公園化する計画等はございません。しかし、金見地区のソテツトンネルを初めとしたソテツの群生地やその他の動植物の生息地としては、徳之島でも類を見ない地区だと考えております。

やはりそれを、子や孫に受け継いでいかなければならないと考えますので、地元や関係機関と協議し、保存に向けて問題解決に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

3町を考えても観光地、駐車場がないのは金見公園だけなんですよね。中のほうに駐車場もありますけど、あれは個人が提供して、個人の好意でできた駐車場です。

コロナが入るまでは、観光バスが来ても県道のほうにバスを駐車して、そこから歩いているような状態なんですよね。日本全国、観光地で駐車場のない観光地というのは恐らくないと思うんですよ。県道の横にでも土地を確保して、せめて観光バスが止まるような観光地にしなければ、徳之島町の恥だと思うんですよ。

実際、徳之島町で一番の自然的な観光地は金見しかないわけなんですよね。亀徳のなごみの岬、あそこも駐車場あります。下久志の公園にもあります。畦の公園にもあります。手々の公園にもあります。駐車場が、まともな駐車場がないのは金見だけなんですよね。一番の観光地がああいう状態じゃ、観光客に失礼だと思うんですよ。そういう点を踏まえて、駐車場の整備はできないか、お伺いいたします。

○地域営業課長（清瀬博之君）

勇元議員の質問にお答えします。

駐車場の整備はできないかとの御質問ですが、先日、地元の方と少しお話する機会がございまして、話をしたところ、ソテツトンネル入口にある民有地の駐車場については、そのまま生かしておいたほうが良いという意見をいただきました。

その方が言うにはやはり、金見地区におきましては、自然豊かな町並み、そして景色、そういったものを観光客のほうに楽しんでいただきたいということでした。そこにコンクリートで駐車場を整備することは、自然に対して負荷がかかると。なので、なるべくなら今あるまま、現状のままで、草払いや清掃等の整備をしていただけないかというふうな意見をいただいたところでした。

また、今先ほど、勇元議員からおっしゃられたように、県道のほうに大型バスの駐車場ができないかということですが、その件に関しても、地元の方から意見を聞いたところ、できれば、地元の方も、その駐車場は整備してほしいということでしたが、その辺についても、民有地であったり、また県道という敷地でもありますので、その辺は地元、また県、その他関係機関と十分協議をして、なるべく自然を壊さないで、自然を残した形で駐車場ができないか、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

中のほうはそのままいいんですよ。だけど、大型バスが止まる場所がない。大型バスは中のほうに入れたい。また、中に入った場合、駐車場狭いわけですよね。そういう点を踏まえて。

実際、県は関係ないと思うんですよ。県道を使うわけじゃないし。県のほうも大型バスの駐

車場をつくってもらったほうが、県道に車が止まらなくていいと思うんですよね。自然を壊さないように駐車場を整備してもらいたいと思います。

また、観光地のトイレ、2人の職員を使ってやっていますが、金見の方がそれだけ、観光地に対して愛着があるわけですから、観光地の管理も、できる限り、地元が要望するような形で管理をしたほうがいいと思います。これは要望です。

山の山グビリ線、入口、出入口にトイレを設置できないかということのを要望がありまして、世界遺産の、恐らくコア地区だと思えますけど、簡易トイレを置くようなことはできないか、お伺いいたします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

簡易トイレということでありまして、まず、それらを抜きにして、現在、林道山クビリ線は林業用の道路としてだけでなく、慰霊碑の参拝、観光・研究目的など、多用途で使用されております。しかし現在、農林水産課が所管する林道事業による設置はできないのが現状であります。

簡易トイレということでありましては、今後また、所管する作業のこともありますので、検討材料の1つかなと考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

せっかく観光地ですから、屋久島でも、トイレ関係に対してはいろいろ問題があります。そういうことを踏まえて、いい方向に進むようにお願いします。

○農林水産課長（高城博也君）

追加でお答えいたします。

検討いたしますけれども、簡易トイレは、農林水産サイドのほうでは、あくまで作業員のことを考えてでありますので、今後、こうやって観光客のこととなりますと、話は別になってきますので、維持管理等も含まれてきますので、そこら辺は関係各課と話して、また、調整したいと思えますし、お約束できる問題ではないと思えますので、勘違いをされないようによろしくお伺いいたします。

○6番（勇元勝雄君）

地域営業課長はどうですか。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

山クビリにトイレということですが、今後、花徳地区に世界自然センターが併設されて、トイレもできます。ましてや花徳闘牛場、花徳の里久浜、そして畦、山と、トイレは数か所にわ

たって、結構、設置はしてあります。そのトイレについても、地域営業課で管理をして、清掃しているというところがございますので、できれば、その世界自然に認定されたその地区において、人工物でなく、トイレ等は前もって、地元のほうで済ませてから観光地のほうへ足を運んでいただけるような観光の在り方でいいのではないかというふうに私は思っているところがあります。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

課長がそういう考えでしたら、バス会社、タクシー、観光に行く方には、前もってそういうことをお願いするような体制を役場のほうからお願いしてもらいたいと思います。

7番目のハーベスター代の助成について。

農家の話を聞いたらハーベスター代、またサトウキビの植え付け、いろいろ経費を計算したら、手元には余り残らないという話を聞きました。ハーベスター代の助成とか、そういうのはできないでしょうか。お伺いします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

現在、サトウキビのハーベスターの導入や機能向上、支援等に関しては、サトウキビ生産性向上緊急支援事業、サトウキビ機械導入等支援事業などがございます。ハーベスターの利用代金助成に関しては、事業等で活用できるものがない現状であります。

しかしながら、サトウキビでの所得向上に関しては、単収をまず上げることが最も重要ではないかと考えております。栽培農家が畑に通い、状況を把握しながら、適期での作業等を行うことが何よりも大切だと考えておりますし、現在、国の補正事業や町単独事業等により、肥料や種苗、機械作業等の助成を行っているところで、今後も、適期管理については、栽培ごよみなどの配布などを啓発に努めていきたいと思っております。

追加でありますけれども。ハーベスター代が高いというふうな認識を持っておられるようですけれども、必ずしも、私個人といたしましては、必ずしもそうだとは思っておりません。恐らく、議員の皆様全員、手かさぎの時代のことを考えると、自分の日当も計算に入れて収穫作業を考えていただくと、恐らく原因はですね、トン5,000円では済まないと思っております。

そういった意味でいうと、以上に原因は、科学肥料等の高騰にあると思っております。そこら辺の経費が高くなっている現状で、どうしても地元のほうで、ハーベスター収穫料に意識がいきがちになっているのではないかなと思っておりますし、その化学肥料が高騰する中、農林水産課のほうといたしましては、国の補正事業等を利用して、でき得る限り、現在も今日までやっておりますけれども、その肥料等の助成事業を率先してやっております。今後、こういったものに関しましてはやはり、まず、単収を6トンまで上げることが肝心ではないかなと思っております。

ます。

伊仙、天城等を考えると、徳之島町は単収が3番目になります。これは糖度もですね。ですから、作業の管理等、適期管理等、適期、肥培管理をきちっとやっていただいて、まず、6トンまでいったとき、初めてそのときに、ハーベスターの機械が高いのかどうか、検討材料として、また今後やっていきたいと思っておりますので、そこら辺は御理解いただきたいと思えます。

○6番（勇元勝雄君）

課長が言いましたようなことを、また農家でも周知してもらいたいと思えます。

8番目のコロナ対策について。

今度もたくさんの方がこうして、コロナに感染しました。自宅療養の方もあったと思うんですね。その自宅療養者の方に、鹿児島市あたりでは、食料品の支給とか、いろいろやっていますけど、徳之島町のほうでは、そのようなことをやっているのでしょうか、お伺いします。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えします。

そういうことはしておりません。そんなことはしておりません。

○6番（勇元勝雄君）

自宅療養の方が、もし全員かかった場合、買物ができないわけですね。それは親戚に頼んだり、いろいろできると思えますけど、ある程度、食料の支給というのはやらなければ、自宅療養はできないと思うんですよ。今後はそういうことも考えて、コロナ対策をやってもらいたいと思えます。

9番目のトイレの洋式化、観光地のトイレの洋式化をお伺いします。

○地域営業課長（清瀬博之君）

勇元議員の質問にお答えします。

観光地のトイレの洋式化の状況についての御質問でした。

現在、地域営業課で管理をしている観光地のトイレは9か所ございます。その中に、花徳の里久浜は含まれていませんが、男子の小便器を除く便器の数は、男女合わせて33個の便器がございます。

その33個の便器のうち、和式が9個、洋式が24個となっております。洋式の設立は全体の70%以上でございます。また、洋式の24個に対してウォシュレットが12個となっており、ウォシュレットも50%の設置をしているところであります。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

観光地、和式もなかったらいけないわけですね。

総合運動公園の洋式化の状況はどのような状況になっているか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えをいたします。

総合運動公園の状況ですが、公園内には9施設ございます。その上、洋式トイレの充足率が、男子トイレが17か所中4か所で24%、女子トイレが33か所中6か所で18%、全体としましては、50か所中10か所で20%となっております。

なお、勇元議員には、担当の者が前回の議会のほうでも御質問ございましたので、つくっております。これによりまして、どここの場所ということでありますので、この資料をお渡ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

以上であります。

○6番（勇元勝雄君）

総合の公園は老人から子供まで、子供は用式に慣れて、和式でできないという子供もいます。また、老人の場合は、立ったり座ったりするのが非常に難儀をするということでございますので、公園の洋式化も、せめて観光地のトイレぐらいの率までは持って行ってほしいと思います。町長、どう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

トイレの補修につきましては今後の防災面、そしてまた、観光面等々で、ある程度の整備は必要になってきているかなというふうには感じております。

○6番（勇元勝雄君）

いろいろ質問しましたけど、ちょうど1時間ですね。

これで終わります。

○議長（池山富良君）

お疲れさまでした。

しばらく休憩します。2時30分から再開します。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、植木厚吉議員の一般質問を許可します。

○1番（植木厚吉君）

皆様、こんにちは。

今年2022年に入ってから、世界中において目まぐるしい変化が起きています。トンガでは大規模な噴火と津波が発生して、甚大な被害が生じました。また昨今、北朝鮮が意図不明なミサ

イルを連発しております。そしてまた今度、ロシアがウクライナへ対する軍事侵攻に踏み切り、激しい戦闘へと発展しております。近年は中国による尖閣諸島沖での領海侵入も深刻化しております、つい昨日、ロシア航空機による根室半島沖での領空侵犯も起きております。

忘れてならないのは、我々日本は多くの隣国を有する国であります。第二次世界大戦の混乱に乗じて、北方四島や竹島が隣国に実効支配された過去がございます。現在、世界が混乱する中、周辺国家がひそかに我が日本領土の侵略を企ててもおかしくありません。ウクライナ問題は対岸の火事ではないような気がします。

こちらに中国の小学校の教科書に載っております国恥地図という地図があるのですけれども、中国の市町の中では我々琉球列島も中国の領土として記載されている地図がございます。

このようなこともあり、また昨今のコロナ騒動もしかり、この予測不能な自然災害、諸外国での紛争、いつ何が起きるか予想がつかない世の中であります。この平和慣れした日本で国境離島という重要な地域である我が徳之島、今後は国際情勢もしっかり見据えた行政運営、住民意識の向上も必要ではないかと考えるところであります。

先ほど勇元議員のお話にもありましたが、我々議員の責務という言葉、改めて自問自答するところであります。しかし、この4年間、議員の方々を拝見させていただいて、それぞれの地元、それぞれの立場において一生懸命取り組んでおられる姿もそばで見えてきました。また、このような議員の方々の努力もしっかり目を向けてほしいなと思うところであります。

それでは、令和4年第1回定例会において、1番植木厚吉が通告の3項目について一般質問させていただきたいと思っております。

1項目め、地域防災について。1月に発生したトンガ沖海底火山噴火に端を発する津波の警報発令は、自然災害対応の課題を改めて認識する機会となりました。海底火山噴火に伴う地震発生という、これまでに想定していない自然災害の発生であり、また今後も大規模な自然災害発生が危惧される中、どのような対策が必要と考えるか。また、具体的に現在検討している対策はあるか伺いたいと思っております。

○総務課長（村上和代君）

植木議員の御質問にお答えいたします。

幸いなことに津波による被害は確認されませんでした。未明の突然の警報に混乱が生じ、様々な課題が見えてまいりました。主に避難場所でのトイレの確保、防寒対策などです。また、避難所の解放ができなかったり、解放の遅れなどがありました。

今後の対策といたしましては、津波を想定した避難場所の再検討、避難所開設の責任者の明確化、避難所のトイレの整備など、防災情報の周知方法、備蓄品・備蓄倉庫の整備、防災グッズ常備の啓発などについての対応を進めていながら、初動や要支援者の避難体制の再確認、避難訓練の実施、自主防災組織の育成強化を図ってまいりたいと考えております。具体的に検

討していることにつきましては、集落ごとの新たな高台の避難所の確保に伴い、避難所としての協定の締結を行います。また、補助金等を活用し、防寒具等の備蓄品の確保やトイレの整備についても検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○1番（植木厚吉君）

これはたまたまといいますか、昨年の12月議会においても自主防災組織、また災害時の予見等々を触れさせていただいた経緯もあります。やはりその後、1月という、すぐすぐにこういう事態が発生したのですけれども、幸いに被害はなかったということで、しかしながら、しっかり今後の対策を考えざるを得ない事案だったと思います。何にせよ、行政対応のスピード感というのは大事なかなと思うところではあるのですけれども、先ほどの具体的な内容で、集落ごととの協定とありますけれども、その中で、先日行われた防災会議の中で、地域の商店との連携という言葉が出ていて、それが非常に資材確保という面ではいいのかなと思うところもあつたので、その辺、もし具体的に検討されていることがあれば、少し言葉をもらえませんか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

先日までにいろいろな会議等で皆様からたくさんの課題をいただいております。これを今すぐ検討しているということは現在の時点ではございません。

○1番（植木厚吉君）

備蓄品の件とかも、以前も出したのですけれども、手っ取り早くといいますか、地域にそれぞれ大小の商店があると思いますので、そういうときには、きちんと協定を結んでいて、緊急な場合に資材確保の相手としては非常に有効なのではないかなと思うところでもあります。ぜひ、そのような方向性で進めていただければなと思うところでもあります。

この災害時の協定という中で、建設業の協会とか、その辺も協定等々が、自治体とのあれがあると思うのですけれども、今、現況とかがもし分かれば。建設業協会との協定とか。

○副町長（幸野善治君）

先日、町長が出張中で、防災会議を開いたのですが、その中でもいろんな意見が出ました。これから民間の団体とかボランティアグループとか、集落とか、業界とかを含めて、もう一遍、協定を結べるのだったら結んだらいいなということで一致しております。郵便局が、今、災害とか、行方不明者・高齢者支援とか、そういった協定を結んでおりますので、そういった形でこれから検討すべきではないかなと思っております。

○1番（植木厚吉君）

これは以前、何年か前に他市町村の議員の方とお話する中で、この災害時協定という話を聞いたのですけれども、建設業界が有している機械の把握ですとか、緊急時の発電機の把握です

とか、その辺を業者さんに提出していただいて協定を結ぶという内容らしいのですけれども、恐らく徳之島町はまだだと思うのですが、その辺もぜひ今後は検討されてはいいかと思うところであります。

それと、こういう様々な災害時の対応は、地域の長であります区長さんが対応されていると思うのですけれども、その区長さんにも数年おきに任期がある集落がほとんどだと思います。ほとんどが年を追って入れ替わっていくわけなのですけれども、昨日の総務課長の答弁の中で、地域防災リーダーの養成という文言が出てまいりましたが、これもまた防災に特化した方を要請していくというのは非常にいいものだと思うので、この辺、また今後、展望とか、こういうふうにしていく予定というのがもしあれば。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

防災リーダーの養成ということではありますが、専門的な知識がないままに、いざ災害が起きたときに避難をするということは、本当に指示をする側としても、また各集落においても、駐在員の皆さん、中心となる方々も大変だと思います。また、このリーダーを育てることにより、各集落で駐在員さんも変わるわけです。ですので、各集落にしっかりとリーダーを養成することにより、各集落の自主防災組織というものが、より強固なものになるのではないかと思います。今後はリーダーの養成に力を入れていきたいと考えております。

○1番（植木厚吉君）

この防災リーダーという名前は、以前、私も聞いたことがありまして、なぜかと言いますと、広島以西日本豪雨の際に、たまたま九州圏内にいましたので、ボランティアの作業のほうに参加させていただいたのですけれども、そのときには、呉市の庁舎の中でボランティアセンターというのが緊急で設立されていたのですが、てっきり市の職員の方々が中心となっていて、その方が中心になって、社協の方々と連携を取って、しっかり連携が取れた中で作業もスムーズに行っていました。役所のほうは役所のほうで、役所がしなくちゃいけない仕事のほうを、きっちり分担としてやっていて、非常に勉強になったところもあるのですけれども、今後はぜひ、区長さんとか、その辺も防災のプロではないですので、別途として専門員を要請していくというのは非常にいいことではないかなと思うところでもあります。ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、各公民館等の防災機能の強化も必要となってくると思いますが、国や県等も、今後は予算化とかの方向性はないのでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

今後は、もちろん国の予算、また奄振等で防災に強い町をつくるために、いろいろな補助金

等を検討して進めてまいりたいと考えております。

○1番（植木厚吉君）

昨日の話にもありましたけれども、こういう災害のときには、まず自分が助かるというのが大前提という話です。確かに、そのとおりでありまして、まず自分の身の安全を確保して、その後、余裕があれば次のステップに進むという段だと思えるのですけれども、その自助というところを強化していくには、集落単位のきちんとした運営とか、集落がしっかり組織づくりされているというのが大前提だと私は考えるのですけれども、この集落機能の強化という面も含めまして、去年の12月議会において、集落交付金の増額等々も要望したところではあるのですけれども、前総務課長の答弁では前向きな答弁というふうに捉えてはおるのですけれども、その辺の事後はどんな感じでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

令和4年度の予算につきましても、令和3年度同様、活性化補助金を計上しているところではございますが、令和3年度の補助金を、まだ全部清算したわけではないですが、大体、使用している補助金の内容等を見ても、防犯灯の整備であったり、防犯灯の電気代とかが20集落中18集落、約6割が防犯灯の整備に予算が使われているようであります。今回の防災関連とかソフト面にも、もっとこの交付金が活用できるようにするためには、防犯整備につきましては、できれば総務課のほうで、別途、考えていけたらと考えております。

○1番（植木厚吉君）

その防犯灯、地域において防犯灯の設備に使われているということですが、実際、ほとんどの集落もそうだと思うのですけれども、ほとんどが集めた区費を電気代のほうに回しているという中で、電気代を下げるために防犯灯のLED化とかを進めていると思うのですけれども、そのような視点からも、ぜひ集落にサポートいただければ、また電気代が下がれば区の負担も下がり、使える財源も増えるというふうになってくると思うので、できる範囲といたしますか、できることからまずしていただいたことに感謝申し上げたいと思います。ぜひ集落機能の強化というのが自助の第一歩になってくるものと思いますので、その辺は御協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、今後は地域における防災意識の向上というものをどのように図っていくのかを伺いたしたいと思います。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

地震や津波は自然現象であり、想定を超える可能性があることを十分に認識し、今後も専門家による防災学習会やワークショップなどを実施し、地震、津波の科学的理解を深めた上で、継

続的かつ定期的に具体的・実践的な訓練の実施を行ってまいりたいと思います。

また、意識啓発、災害の知識、災害発生時の判断・行動、先ほど申しました防災リーダーの養成などを行うことで、町民の防災意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

防災意識の向上という中で、なかなか昨今のコロナ禍で会合ができないとか、そのようなネックが非常にあろうかと思いますが、逆に、こういう御時世なので、オンライン会議を地域の方に覚えてもらうために、あえてオンライン会議を開催するとか、今の時勢に合った対策を打ってみてはどうかと思います。いかんせんスピード感というのは非常に大事で、やはり準備しようと思っていたのにとか、後手に回るとどうしようもないことですので、その辺はしっかり今後も検討していつていただきたいと思います。

次の道路整備について伺いたいと思います。町内主要道路は、ほぼ海岸線を網羅しており、台風災害や津波、またはその他沿岸部に影響を及ぼす自然災害発生時には機能不全に陥る可能性があります。また、農繁期などの大型車両等の交通増加に伴う安全面等の確保から、現在山手のほうにあります農用道路の機能強化または整備等を進めるべきと考えます。このようなところに国や県などの事業を活用した整備等ができないか、伺いたいと思います。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

町道尾母旭ヶ丘轟木線のことだと思いますが、近年、自然災害の危険性が高まってきています。防災計画上の緊急輸送道路は県道ですが、あらゆる災害に町としても対応できるよう、消防交通係と連携し、災害時に補完的な輸送道路として再整備等ができないか、検討していきたいと思っております。

○1番（植木厚吉君）

この提案は、今現在の道路自体を整備してほしいというのも、最近、伐採隊員のおかげで非常に通りやすくなって、利用しやすくなってはいるのですが、やはり陥没等々も多いですし、業者等で取るのは少し厳しいのかなというところもあります。先日の警報発生時にも、やはりそのような道路が非常に活用された側面もありますので、ただ単に道路の整備というよりは、奄振のしっかりとした事業として、こういうのを次世代のインフラ整備というような捉えで取り組めないかというところなのですが、これは先ほど地図のほうを出したのですが、徳之島という土地柄、国境離島でありますし、またこのような国際情勢が不安定な中で、いつ、何時、何がというのも、絶対には限らないわけです。そういう流れで、奄振の事業として、実際のインフラ整備という捉えができないかというところなのですが、町長、町として何か見解があれば一言。

○町長（高岡秀規君）

今後のハード事業につきましては、防災でありますとか、国土強靱化に沿った形での整備が必要になってきております。仮に畑総地域の農免道とかを整備するとき、今までは損益、どういったことで費用対効果があるのかということの、ビーバイシーみたいなのが、補助事業の指標になっていたわけです。そうすると、どうしても生産性の高いものの作物に限られたりとか、現実的でない文書をつくらないと、なかなか補助事業の対象にならなかったということもあろうかというふうに思いますので、今後、補助率は別として、防災上必要な道路整備という事柄から、今後の奄振の補正予算というのは、大体が防災面であったり、そういったものの対象、観光面もあるのですが、ハード事業が対象となりますから、今後、国に対して防災施設、防災道路についても、社会資本整備交付金等の枠を広げることが必要だろうというふうに思いますし、今後の奄振のハード事業についても、大体予算計上すれば100%ぐらいの予算はつくとなっておりますので、今後も奄振の枠の拡大を図るためにも、国防上の重要な位置を占めるのが沖縄と奄美であるということを訴えながら、奄振の事業の延長に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○1番（植木厚吉君）

昨日の一般質問の中にも出ておりましたけれども、奄振が5年で更新、離島振興法が10年で更新というところで、やはり限られた年度の中で、奄振予算も未来永劫あるわけでもないでしょうし、決められた期間の中で、次世代のきちんとしたインフラを整備していくという観点が必要かと思っております。この農用道路も、現在は農業用道路というか、そういう意味ですけれども、実際、先日の災害時など、もし、このような国際危機が訪れた場合の国防上という観点も一つ必要になってくるのではないかという考えもあります。どなたか覚えていらっしゃる方がいたら話してほしいのですけれども、以前、山と松原間にトンネル開通とか、そういう話も少しあったのではないかと思います。どなたか御存じの方がおれば。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

これは私が以前、経済課、二十何年か前、今、総合営農推進本部というふうな形になっておりますけれども、うちの町が今、当番制で回っておりますけれども、トンネルというか、これは国営の絡みで、広域営農整備計画というのができております。この計画自体は、実際にはまだ国のほうでは策定されたまま、平成元年か、62年か分かりませんが、作成されたまま残っている。これは記憶が曖昧になっておりますけれども。

まず一つが大原のトンネル。徳之島ダム、それと山松原間のトンネルか、線か、やって、一時期、議員連盟でそういうような要望、陳情等も行われた経緯がございますけれども、その経済効果とか利用頻度とか、そこら辺を問われて頓挫したと思っております。

そもそも、その計画は国営農地開発のための広域営農整備計画というのがあって、これに関しては3か町を網羅した計画でありまして、今、選果場の問題とか、競り市場の問題とか、全ての中に入っております。しかしながら、平成の頭ぐらいに、全ていろんな方向で流れて、国の事業を使わないまま、こういった30年過ぎているような状況であります。改めていろんな意味で、その30年前の計画を私のほうも探したんですけれども、残っておりませんでしたので、なかなかそれと比較することができません。恐らく徳之島ダムの問題も、ファームポンドの位置も全て、その地図に唯一載っていたのですけれども、3か町の中でうちのほうに唯一持っていたのですけれども、それが頓挫した形で、この30年間の間、計画は棚上げになっている状態です。見直していいのか、その存在すら薄れてしまってきているというような現状です。

恐らく3か町でこのことを知っている農政担当は私一人だと思います。これはなぜかという、私がその頃、営農推進部を引き受けたときに、事務局を一番最初に、県のほうから下ろされたときに担当していましたので、たまたまこういったものが記憶として残っているので答弁いたしました。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

ここで、あえてトンネル関係の話をさせていただいたのも、非常にやゆ的な言葉でありますけれども、奄振の事業は大島でトンネルを掘るためであるとやゆされるほど、隣の島では、そういう工事にかかなりの予算が組まれております。これは詳しい話は忘れましたが、本土のほうでは防災機能とシェルター機能とかを持ち合わせたトンネルとか、バイパス道路の整備というのがされている自治体もあるそうです。

また、先ほどの話の流れですけれども、そういった観点で、農用というよりかは、観念の角度を変えた意味での捉えで、そのような整備を奄振として提案してみるというのも一つの案ではないかなと、また担当課長の腕の見せどころではないかなと思うところでもあります。ぜひ、そのようなところでチャレンジしていただければと思います。

また、今現在ある農用道路と一般の県道とのアクセスが非常に悪いんです。北部でいえば、花徳のほうから直接的に広く道路で取られているところもありませんし、母間の池間辺りに1本あるんですけれども、そこから徳和瀬辺りまでもきちんとしたアクセス道路がないのが現状です。今後、そのような整備計画等は検討されていないですか。

○建設課長（清山勝志君）

現在のところは計画はないのですけれども、各集落から、尾母、旭ヶ丘、轟木線へのアクセス道路及び避難道路路線の整備も検討が必要だと思います。

○1番（植木厚吉君）

これもぜひ検討という域を超えて、アクションまで移っていただければなと思うところであり
ます。また、この農用道路と、今、伊仙町の義名山のほうから山手の幹線がきれいに通って
いるのですけれども、そのおかげといたしますか、通勤時等に活用されているのをよく見ます。
ところが、その道が南原の辺で一旦遮断されているのですけれども、その辺も時系列等々が分
かる方はおられますか。なぜ工事がストップしたとか。

○副町長（幸野善治君）

今、植木議員から指摘があった、途切れている道路というのは、恐らく奥名の上ですよね。
今、皆さんが一番使っている農道は農林漁業用揮発油税見返り農道という正式な名称なんです。
あれは本当は全島を網羅する農道、産業道路だったのですが、今から25年ぐらい前、ごみ焼却
場から南原を通って亀津に向かう道路、奥名の上に橋を計画しておったんです。県と耕地課の
ほうで進めておったのですが、近隣の住民何人かの反対があって、それをその当時、耕地課で
は、ある程度進めておったのですが、できなくなり、母間の農道につながれた経緯があります。

町長が町長に就任してすぐ、もし、奥名とか南原辺りでがけ崩れがあった場合は、一番代替
地として活用できる道路は、その道路だということで、町長も私も県のほうに、その当時の農
政部のナンバー2になっていた前の土地改良の所長だった東郷さんという技官がおりまして、
その方にもお願いしたのですが、一旦、反対にあって予算を消化しているということで、非常
に耕地課サイドの事業では難しい。次にやるんだったら防災用、災害用の何かを引っ張らない
といけないということで、当時の金子国会議員などにも要望した経緯があります。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

先ほど出しましたトンネルの件もそうなんですけれども、今の南原の件もそうですが、以前
にもいろんな企画は出て、立ち消えとか、いろんな事情で頓挫した経緯はあろうかと思えます。
しかし、先ほど来からの話の流れで、防災上、国防上、いろんな面から、その当時とは道路の
ニーズも恐らく変わってきていると思うので、またその辺を奄振とか国の予算、ほかの事業等
も含めて、ぜひ予算化にこぎ着けるようなふうに持っていけないかなという趣旨での今回の質
問だったのですけれども、やはりこのような事業をするには、奄振事業というのは欠かせない
ものでありますけれども、町長、今後の奄振の持っていき方といたしますか、徳之島に向けての
いろんな事業があると思いますが、今後の展開といたしますか、思うところがあれば、ひとつ言
葉をください。

○町長（高岡秀規君）

奄振事業につきましても、どうしても自己負担というものが発生いたします。この奄振の
ハード事業につきましても、ある程度の要望はかなっている。特に、まだ要望がないというこ
とも理由の一つになりますから、町の財政で、やはり自己負担もありますから、財務と今後の

町村の長期的な計画に従ってプラスアルファというのは出てくると思うのです。

そこで、今後の奄振事業につきましても、離島における経済効果というものは、ハード事業というものが非常に効果があるということは分かっておりますから、陸続きの内陸部と、離島における経済活性化というのは、どうしても公共事業が必要であるということは訴えていこうかなというふうに思いますし、そして今後の町村の自己負担に耐え得る地方交付税の措置でありますとか、今回、臨時財政対策債が恐らく今後はなくなっていくというふうに思いますから、そういった自己資金をしっかりと確保するというのが一番重要になってきます。その確保した時点で、今後の自己負担でのハード事業をしっかりと要望できるような体制づくりが必要かなというふうに考えております。

○1番（植木厚吉君）

この道路整備も含めてですが、今後の奄振というもの、そもそもが、昨日、町長の弁の中にもありましたけれども、保岡先生の力強いお言葉の中で生まれてきたものと思われま。そのおかげと申しますか、大正、昭和の初期と、先人たちの苦勞された姿を見て、政治的な大きな判断で、こういうような事業があったおかげで、我々も今、都会並みといいますか、平均並みの社会の中で暮らせているわけでありましてけれども、今後は、この奄振の活用というのは、次世代に向けてのインフラを整備してあげるという観点で我々も取り組まなければならないと思っております。また、ぜひいろんな角度から攻めていただいて、こういうような予算を引っ張ってきていただきたいなと思うところであります。

次、3項目めに移らせていただきたいと思っております。現在、計画が進められております道の駅を併設した自然遺産センターでありますけれども、施設全体の概要と建設に向けてのタイムスケジュールを伺いたいと思っております。

○企画課長（吉田 忍君）

植木議員の御質問についてお答えいたします。

仮称ではありますが、世界自然遺産センターにつきましては、昨年7月に徳之島町花徳地区に整備する方針が公表されたところです。現在示されておりますのは、2022年度の概算要求では、世界遺産保全管理拠点施設等整備費3,000万円が計上され、実施設計が計画されているところでございます。この世界自然遺産センターは遺産管理の拠点施設として生物多様性や自然の見どころを紹介する機能を有しているほか、遺産地域の利用ルール、盗掘や外来種対策などの取組を紹介し、環境保全と適正な利用を促進する機能を備えることと伺っております。具体的な着工時期につきましては、令和5年度着工となっております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

令和5年の着工ということで、恐らく、その後、数年内に完成という段になると思うのです

けれども、該当する地区が花徳の万田川周辺になるのですが、そのセンター周辺に、世界自然遺産センターという名を打っているわけですが、他の地域といたしますか、日本のほかの自然センターとかを見ますと、核の部分の周辺に建っているわけです。今回の遺産センターも山裾に建つわけですが、そこにちょうど山くびり林道というものがありますけれども、そこが今のところはなかなかきれいな整備というふうには至っておりません。また、このようなセンターを訪れた観光客が、ぜひそのような核となる自然に触れてみたいという要望も多分あるかと思えますので、その中で、山くびり線等々を観光周遊ルートとして整備、活用することは検討できないか、伺いたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

林道山くびり線及び手々線を含むその他の林道については、農林水産課所管として、現在も林道管理作業員による定期的な管理を行っております。また、林道の通行に支障が出る災害などが発生した際は、その都度、林道事業などを国・県へ要望し、復旧改良を行っているところです。ちなみに現在、手々線は令和2年、3年度で改良工事を実施したほか、山くびり線は本年度から現在2か所で災害復旧及び改良を行っているところであります。

御質問の再整備による観光周遊ルートとしての活用については、農林水産課の所管する本来の目的用途と違うことから、関係機関の調整も要するかと思えます。観光所管課及びその関係機関での検討を含めた形でやっていきたいと思っております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

今回、この質問の趣旨にも、今現在は林道という扱いになろうかと思えますが、このような自然遺産登録をされまして、核となる部分が山くびり線の中にあるということで、これは本当に一番観光のネタになるといいますか、観光客が恐らく体験したいであろう地域であると思えますので、そのような流れで、今までの枠組みの中での整備というのを超えまして、観光としての視点とか、そういうふうな事業としての取組はできないかというところの趣旨でした。今後は、そのような観光とか自然遺産関連の予算等々で何か引っ張ってこれる予測はありますか。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

観光庁による観光地の整備事業等、そういった補助事業ですが、今現在、手持ちの資料がないもので、はっきりとしたことは答弁できませんが、一応、そういった事業ができる補助事業等を調査をいたしまして、そしてまた関係機関と連携を取りながら、なるべく自然に配慮した形の整備ができるような方向で考えていきたいと思えます。世界自然遺産なので、自然の遺産なので、その自然を生かした観光の周遊ルートとか、そういった資源を生かした補助金が何か

ないかとかを調査したいと考えております。

○企画課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

道路の整備とは少し違いますが、これまでも奄振交付金等、国や県の交付金を活用して、例えば遊歩道であったり、サイクリングコース等の整備などの実績もございます。いろんな面で、国・県の奄振等の活用は可能かと思われまます。林道山くびり線の観光周遊ルートとしての利用につきましては、企画課といたしましても、生態系保全上、問題等がないか確認をしながら、関係各課と協議を図りながら、慎重な検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

これはお隣の天城町の話になるんですけれども、天城町のほうでも天城岳登山道のところに登山道の整備をして、今、観光バス等が駐車できる駐車場等の整備も行っております。徳之島町のほうも負けじといますか、せつかくそのようなセンターができますので、それに関連づけた周遊ルートをしっかり整備するというのは、やはりリピーター確保の意味にも必要な条件だと思いますので、ぜひあらゆる手段を尽くして、予算確保に向けて努力していただきたいと思うところであります。

また、先ほど勇元議員からもありましたけれども、山くびり線、利用者も徐々に増えてきているそうです。今現在は、まだ工事中だと思うのですが、工事終了後に、また観光目的とか、自然目的で訪れる方も増えてくるかと思えます。先ほど出た話、トイレの件なのですけれども、奄美大島のほうでの大和村の宮古崎というところで、バイオトイレといって、電気も水道も使わない独立したトイレ等をそのような観光地で活用している事例もあるようですので、今後、観光客が増えて、もしトイレのニーズが出てきたときには、そのような対応ができないか、お伺いしたいと思います。

○企画課長（吉田 忍君）

植木議員の御質問にお答えいたします。

少し奄美大島のトイレとは形が違うかもしれませんが、私もバイオトイレの構造について少しお調べしております。バイオトイレの特徴といたしましては、水洗の水を循環利用するため、給排水の設備等が不要になってくる。あと、中におがくずを入れて、ろ過する形になっていきます。何よりも臭いが出ないというのが特徴であるように聞いております。こちらのほうのバイオトイレにつきましては、必ず必要なもの、先ほど水がいらぬというお話だったのですが、まず必要な条件としましては、水、酸素、中で病原虫や寄生虫が死滅しますので、温度管理が大事になってくると思われまます。価格につきましては、1基当たり最低で、本体価格、設置費まで含めまして1,260万円から、2人以上利用する場合には3,070万円ぐらいの範囲内の価格

となっているようです。設置につきましては、やはり電気が必要である。ろ過用の杉チップが必要になります。年2回の定期点検、こちらのほうで大体の維持管理費が25万円程度かかってまいります。こちらを設置するに当たりましては、例えばアンカー等で固定するのか、基礎で固めるのかとか、用地の選定であつたりとかが必要になってくるかと思われまます。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

恐らく、見たカタログの違い等々はあると思いますので。自分が拝見したカタログの中では太陽光を利用して、水分も循環型ということで、電気は太陽光で賄って独立でいけるといふところと、多分、自分が見たのは規模が小さかったと思うのですが、価格も特段、先ほどの値段よりかは安かったようなイメージもあります。また、今後の観光客等が増えた場合というのを前提にして、そのようなことも考えていただければなという提案でございました。

本日の一般質問の趣旨といたしましては、やはり期限ある奄振という予算の限りの中で、いかにいろんな提案を出して、攻め込んでいって、予算を確保していくかという考えが、これから先は必要になってくるであろうという意味であります。その辺も、今までのこういうものだという既成概念をいろいろと変えて、いろんな方面から、そういう予算確保に向けて取り組むという姿勢が必要ではないのかなという考えであります。町長に最後に一言、奄振絡みについて言葉があれば。

○町長（高岡秀規君）

今度、世界自然遺産センターができますが、その横に情報発信センターみたいな施設もできます。これを機に、あらゆる提案が必要になってきていると思います。当然、道路とかそういった整備は、町道であれば町の負担、県道であれば県の負担、国のものであれば国の負担になりますが、どうしても奄美大島は国道であるとか、県道であるとかというのがあるので、奄振がそこに流れていくのは間違いない。だから、我々は、今後は県道についても、しっかりとした提案力は持たないといけない。町道については、町の負担があるということで、今後の自然を守るためにどうしたらいいかというところの企画力と、今後のカーボンニュートラルをテーマにした東天城地区の活性化というものが、農業の一次産業から六次産業まで可能ではないかなというふうに思いますので、若い人たちの提案力であつたり、発想であつたり、また議会の皆様の発送であつたり、ぜひお聞かせいただいで、取り入れて、地域の活性化に努めていきたいというふうに思います。

○1番（植木厚吉君）

先ほど冒頭にも話しましたがけれども、これまで国際情勢が不安定化してきますと、先ほど勇元議員の話の中で資材の高騰という話もありましたけれども、実際、そういうのも国際情勢の不安定から来るものであります。農林水産課長の中でも資材と農薬の高騰というお話もありま

したけれども、それも昨年末、尿素がなくなってしまうとかという騒動もありました。やはり今、島も含めて、国際化の中でそういう情勢に実際に左右されているという中にあるわけです。それが現実なわけです。国防という、なかなかテーマの重い話ではありますがけれども、実際、徳之島も位置的には非常に外界離島の国境離島でありますから、そのような観点も改めて考え直すべきではないかなと思うところでもあります。国防という、ちょっと重いですがけれども、その辺、町長の見解がもしあれば。

○町長（高岡秀規君）

実は、今回の延長を、住民と、そしてまた国交省等に要望する際の意見交換が実は事前に行われました。国交省のほうからの要請でお話を伺いたいということで。そのときに、なぜ延長が必要かということは、国防上、今、議員が提示しました地図、あれが1930年代に小学校から教育されているということですよ。国恥地図イコール国の恥と書いてありますよね。それがなぜ恥かということ、今まで、あそこまで支配していたのに、歴史とともに失っていったということで、国の恥なんです。そういったものを小学校から教育されると、恐らくウクライナであるとか台湾であるとか、もともと中国のものであるから、取るのは当然のことだと思われてしまうと、我々はとんでもない外交に巻き込まれてしまうということですから、私たちもしっかりと、国防上、歴史観の中で、沖縄と奄美については、昔は1609年に薩摩の侵攻があった。その前までは琉球であったということから、その歴史上、中国から見たら奄美は台湾と同時に私たちのものであると。将来、そういった価値観が生まれてしまうと非常に困る。当然、人がいなくなれば取られます。竹島にしてもそうです。尖閣諸島にしても、ああいうふうな外交の問題が発生する。人がいて、地域があって、しっかりとした活性化がある地域があることこそ、国防上、重要ではないかという話を今しているところですのでございますから、しっかりと奄振の重要性を訴えながら、地域の振興には力を入れていきたいなというふうに思います。

○1番（植木厚吉君）

力強いお言葉、ありがたいと思います。まさにいろいろな観点から、今後の予算確保に向けて、ただ単に、その予算でおんぶにだっこという意味ではなくて、しっかりと国を守っていくという観点で、我々住民もしっかり今後の考えの下に生きていかなければなと思うところがあります。

以上で質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（池山富良君）

お疲れさまでした。しばらく休憩します。3時40分から再開します。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時40分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、松田太志議員の質問を許可します。

○3番（松田太志君）

皆様、こんにちは。

令和4年第1回定例会、最後の質問者です。

質問に入らせていただきたいと思います。

経験を教訓に。去る1月16日深夜、津波警報による避難に多くの町民が不安な夜を過ごされました。この経験が教訓へと生かされるよう、現状と課題について伺いますが、令和3年6月議会の際にも、防災、減災について質問をしていましたので、その方向からも町当局へ質問をいたします。

まずは、1月16日深夜の警報に伴い、見えてきた現状と課題について、3番松田太志が質問をいたします。

○総務課長（村上和代君）

松田議員の御質問にお答えいたします。

先日から防災に関してたくさんの御質問を頂いておりますので、同じような答弁になりますが、お許してください。

現在の徳之島町の災害時の対応については、台風をメインに考えていたこともあり、今回の深夜の津波警報への対応は大変苦慮いたしました。現況といたしましては、避難場所のトイレの不足や、冬場での毛布などの防寒具の不足、夜間での施設開放の連絡先の確認ができないなどとなっております。

○3番（松田太志君）

総務課長、ありがとうございます。昨日、今日と、広田議員、宮之原議員、勇元議員、植木議員、4名の議員が多く質問をされていますので、なるべく重なる質問は省いて、違う方向性から質問をしていきたいと思っております。

先ほど、総務課長から答弁等ありました避難所のトイレ等の不足、そして冬場でしたので、毛布等が足りなかったと、これが夏場になりますと、空調関係であるとか水分、そういったものも必要になってくると思います。

あともって、常備品の質問はありますので、その際に質問として挙げさせていただきますが、昨日、ほかの議員の方が質問をした後に、今日も植木議員がありました災害協定、この際に、私も福祉施設で働いていた際とふと感じたことがあります。避難場所の再検討、台風を主として検討していたわけです。今回、夜間の津波を想定したというふうなことがあります。避難所を今後、入所系の施設、例えば保育園であるとか、デイサービス、デイケア、そういった施設系のほうと例えば協定を結ぶことによって、ホールがあつたりですとか、ある程度のス

ペースが確保できるのかと感じております。そういった観点から、こういった施設と協定を結ぶような方向性というのはどうでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

施設との協定ということですが、確かに保育所とか高台のほうにある施設が多くございます。保育所とかであればトイレもありますし、また、ホールとかもありますので、避難所としては最適じゃないかなと考えるところであります。

ただ、保育所のほうが現在のようなコロナ禍の中、開放していただけるかどうか、この辺は施設のほうと協議しながら慎重に進めていく必要があるかなと考えています。

以上です。

○3番（松田太志君）

施設のほうだと、その施設を利用されている乳幼児さんがいる家庭等もあります。そういった施設等ですと、保育士の方々も昼間の状況等も把握できるわけです。そして、こういったところに例えばミルクであるとか、おむつであるとか、そういった常備品を備えることによって、ある程度の課題は解決できてくるのではないかというふうに考えるわけです。

高岡町長はどのようにお考えですか。

○町長（高岡秀規君）

以前、グループホームや老人ホーム等々からも、大分前でしたか、ホールがあるので、台風時の避難所については私どもも提供していいという話があったのですが、今回の津波を鑑みて、そしてまた新型コロナウイルスの感染症を鑑みますと、今、総務課長が話をされたように、保育所であれば利用者がいらっしやらないので、ある程度安全確保できるかなと。ただ、徳寿園でありますとか、そういった御老人の利用者がいる建物について、外部から入るとなると、非常に感染症であったり、また、具合が悪くなったりする寝たきりの方がいらっしやると、非常に大変だなというふうに思っていますので、今後、災害協定については、逐次、ケース・バイ・ケースで現場と話し合いをして、協定を結ぶのが一番いいかなあというふうに思います。

○3番（松田太志君）

今後、社会福祉法人であったり、小規模の保育園であったり、デイサービス、デイケア、そういった介護福祉課と総務課と町長、行政と連携を図っていただいて、福祉施設の方向性というのもありますので、まずは相談をしていただいて、受入れが可能かどうかというふうなことを、まず検討していただければと思います。

昨年、令和3年6月議会の際に、庁舎周辺の避難困難者の人数についてお伺いをしたことがありました。担当課長が替わりましたので、その後どういうふうに避難困難者が変化しているのか、人数等を把握されていますか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

庁舎周辺の避難困難者ということで、昨年の6月議会においても、南区と中区の困難者について答弁しておりますけれども、現在のところ、南区のほうでは52名、中区のほうでは52名ということで、若干、一、二名少なくなっているということでございます。

以上です。

○3番（松田太志君）

昨年、令和3年6月の際には、南区で54名、中区で53名だったかと把握しております。

今回の警報の際に、この方々が順調に避難ができましたか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

この台帳に載っている方がいらっしゃいますけれども、その方につきましては、基本的には台帳の中で避難の支援者とか、関わりのある人が台帳に載ってまして、その支援者が載っていない方を中心に連絡しているところでございます。

今回の津波のときには、支援者、連絡先の登録のない方に連絡をしております、南区から海岸沿いの集落についてなんですけれども、南区から反川までの方、19名に対して連絡を15件行っております。その中で、連絡がついたのが1名なんですけれども、つかなかった方は、やはりほかの集落の方とかが避難をさせていたものだと考えております。

また、連絡のついた方は、急いでその後、避難所を確認して避難しております。

以上です。

○3番（松田太志君）

廣課長、避難をしていた可能性がある、それは確定ではないが、避難していた可能性があるというふうな捉えでいいんですか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

実際、津波、今回の対応後、実際にしっかりとした調査とかをちょっと行っていないので、そこが不確定なところでございます。

以上です。

○3番（松田太志君）

調査を行っていない理由は、どういった理由があるんですか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

行っていない理由というと、その後、その方と直接連絡を取っていないということと、あと、ほかの方から、この方は避難していましたよとかいう情報があったりとかというのが数件あったということでございます。

基本的に、その後、後追いでその後どういった対応をしたか、どういうふう避難をされたかというのを確認はしていないということになります。

○3番（松田太志君）

町長、人命に関わることで、共通の情報が必要だと思います。例えば、どの方がどこにいて、どこに避難したという、後もって、アプリをつくってくれというのはそこにつながるんですが、避難場所が学習センターであって、介護福祉課の職員が次の日まで対応に当たっていたというふうなことも伺っております。

しかしながら、この経験を教訓に生かしていかないと、次に同じようなことが起きたときに、本当に生命や財産を守る形にならないわけです。町長はどのようにお考えですか。

○町長（高岡秀規君）

その津波の日、そしてまた翌日明けて、避難ができなかった、そういった情報等は察知していないということは、私も知っています。

そこで、今回の反省材料として、やはりそういった責任はあるということで、連絡が取れなかったからそのままにしておいたということもあるでしょうし、連絡がついたとしても、そこまでの連絡をしていなかったとか、そういったことが様々な要因が考えられますから、今後は津波の情報で、逃げたか逃げなかったかという情報のデータは必ず必要で、そのデータを基に、今後、垂直避難であるとか、今後、誰々がそこの方を連れていくとか、そういったものを構築しないといけませんので、今後はそういった対応をどういうふうにとったのかということについては、我々は調査することが必要になってきているなというのは思います。

○3番（松田太志君）

町長、お願いします。廣課長もこの経験を次に生かしていくために、早急にすべきだと思いますが、課長のもう一度答弁をお願いします。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

今、町長からも答弁があったとおり、やはりこの件に関しましては、その後、どうなったかといったところが把握できていないというところが、ちょっと非常に反省点に上がっていますので、そこはまた介護課、ほかの職員と共に、ちょっとどういった対応が取れるかということをもっと検討してまいりたいと思います。

○3番（松田太志君）

次の質問に行きたいと思います。

避難情報の場所、人、災害情報、個人情報になるかとまではいかないかもしれませんが、町民が情報共有をできるようなアプリが開発できないか、これは令和3年6月議会でも質問をしております。その際に、町長は検討していくというふうなことを言われていますが、町長、そ

の後、この町民が共通の情報として認識していくアプリはどのようにお考えですか。

○町長（高岡秀規君）

そのアプリについては、既存のアプリということも今あるのではないかな。位置情報を知るとか、そういったことでの情報というものは、今できるのではないかなというふうに思いますし、今、現在、消防とかそういったものについても、一時期はそういったアプリの検討をしたことがございます。

そして、今後、この位置情報なのか詳細についてのアプリなのか、そのアプリの中身についても、じゃあガラケーでそのアプリが使えるかどうか、そのアプリの対象となる方は、大体が私は高齢者が多いのではないかなと。若い人たちは既に避難であるとか、警報とかがアプリ自体に機能がついていますから、それを扱えない方、そしてまた、携帯自体をお持ちになっていない人たちの救済措置というものが一番重要かなと。まだアプリを持っている方たちの救済については、ある程度無料のアプリもあるし、そういった情報を提供するという必要だろうというふうに思います。

そして、今後は、アプリを使えない人、そして、携帯とかガラケーでそういったアプリを利用できない人たち等の対策が必要になってきているかなというふうに思います。

○3番（松田太志君）

そのアプリについて、以前、LINEアプリというふうに私は投げかけたんですが、ソフトバンク社といろいろ提携して、少しずつ前に進めていきたいというふうなこともちょっとお伺いしています。

町民の方々が利便性を一番に考えるかと思うんです。すぐ相手の安否が確認できるか、町長先ほど言われた位置情報であったりとか、避難場所に何十代の男性、女性がいるというので、ここにいるかもしれないというふうな情報であるとか、そういったのを行政のほうで更新していく、町民の方々がそれを確認して、もしかしたらこの避難所にいるかもしれないというふうなことで、ピンポイントで避難所に確認をしに行く、そういった流れができればというふうに感じていますので、村上総務課長はどのような考えをお持ちですか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

今、町長が申したように、無料のアプリも現在ございます。実際にアプリを本当に使えない方も大勢いらっしゃると思うんです。全ての町民の方々に逐一情報を配信するために、どのように進めていけばいいかということは、これから検討していかなければならないなと考えております。

以前からお話ししておりましたLINEの件につきましても、先日、ちょっとお話がありましたので、そこもまた含めた上で防災関係、また情報の発信については考えていけたらと思っ

ております。

○3番（松田太志君）

前向きにまた検討のほうをよろしく願いいたします。

次の質問に行きたいと思います。

PCR検査を来島者に検査できる予算ができないかというふうなことなんですが、これについて答弁をお願いします。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えします。

現在、鹿児島県がPCR等無料化事業を実施しています。実施場所としては、鹿児島空港、奄美空港、鹿児島中央駅など県下158か所で無料でPCR等検査ができますので、来島者の検査につきましては、今のところこの事業で対応が可能であると考えています。

徳之島でも、徳之島町2か所、天城町1か所、伊仙町1か所で実施しています。実施期間は、今のところ令和4年3月31日までとなっています。実施期間の延長等は未定でありますので、動向を見て3町で話し合っていきたいと考えています。

以上です。

○3番（松田太志君）

田畑課長、令和4年3月31日となりますと、もうやがてなんですが、今後未定ということで、今後の見通しはまだ全然はっきりしないですか。

○健康増進課長（田畑和也君）

まだ分かっていません。

以上です。

○3番（松田太志君）

町長、県下でこういったPCR検査が実施されているということで、町内でも実施されているわけです。今後、このPCR検査を継続していくお考えはありますか。

○町長（高岡秀規君）

PCR検査につきましては、一応今は民間グループ等々を利用しながら、県のほうで無料で、私も出張のたびに大体PCR検査を受けています。そのときは、県内の住所があるので無料です。そして、東京とか羽田空港等も来島する際には、予約をすればPCR検査が都内であれば無料で受けられます。

今は無料でのPCR検査がある程度できていますので、恐らく今後も県、国等、都道府県は無料のPCR検査をしていただけるものだというふうに思います。もし、先行き、何月何日までとなりますと、必要とあらば我々も要望して、継続を訴えていきたいなというふうに思います。

○3番（松田太志君）

ありがとうございます。令和3年6月議会の議事録を見ますと、6月議会で呼びかけた成人式、3町が足並みをそろえていただいたことから、成人者や御理解の御理解を頂けて成人式は開催できたことだと思います。これは、町長や教育長、茂岡社会教育課長並びに行政の皆様が、ぜひとも3町足並みをそろえて成人式を祝いたいというようなことで実施できたというふうな経緯がありましたので、率直に私は感謝を申し上げたいと思います。

二十歳の子供たちに行政がお祝いできた、それは思い出に残りますので、また来年の成人式も今後検討していただいて、実施していただければと思いますが、茂岡社会教育課長は思いがありますか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えいたします。

今、松田議員、どうもありがとうございます。本当はこの場をお借りしてお礼を言いたいの、この成人式は、先ほど褒めていただきましたけども、実際に参加をしていただいた成人者並びに親御さん、その関係者の方が本当に守っていただきました。そのことが、この3町においての成人式の成功ではなかったかなと思っております。

今、松田議員のほうから御指摘がございましたように、来年の成人式も徳之島はもちろん、それから日本の中で、いろんな場所において、コロナがどういう状況なのかというのを判断をしまして、やはりこれは3町長とも言うております。成人の皆さんを温かく成人式をやってやりたいという思いがありますので、臨機応変に考えまして、そのときの状況に応じた形をまた町長も含め、財政とも協議をして進めていきたいと考えております。本当にありがとうございます。

○3番（松田太志君）

ありがとうございます。次の質問に行きたいと思います。

夜間を想定した避難訓練ができないか、先ほど、ほかの議員も質問しましたので、若干かぶる面があるかと思いますが、去る1月16日がまさにそういった形になってしまったのではないかと思います。

総務課長は、今後この夜間を想定した避難訓練をどのように考えておりますか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

夜間を想定した避難訓練ということですが、想定した避難訓練については検討していきたいと思っております。

また、先ほども申しましたが、避難については、周囲の環境だったり状況が個人個人で異なります。それらを総合的に考慮し、まずは自分の身を守るための最善の行動は各家庭でしっか

りと話し合いをしていただきたいと思います。各事業所などにおきましても、災害時のマニュアル等の作成であったり、それぞれの避難訓練の実施をお願いし、またそれと併せて、先ほど植木議員の御質問にもお答えいたしました、防災リーダーというものを各集落に構築していけたら、自主防災組織の強化を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○3番（松田太志君）

今後検討していただいて、植木議員からもありました防災リーダーを育成していただければと感じたところです。

これに伴って、避難経路の電柱やブロック倒壊の予測ができますか。例えば、庁舎周辺で今後、今庁舎を造っている途中ですが、この庁舎の周辺のブロックはそのまま残される予定ですか。建設課長。

○副町長（幸野善治君）

建物が今年の9月で大体完成しますが、その後は外構に入ります。外構に入る前に庁舎解体があります。解体の後、ブロック周辺全部撤去。どこからでも逃げ込める、いわゆる緊急避難ビルとしてこの役場に逃げ込めるような造りをいたします。花園も撤去ですけど、島に由来のあるハイビスカスとかハマユウの木とか、そういった桜とか、そういったきれいな皆さんが検討委員会で残してもいいという木々は残すように、その木々の間から逃げ込めるように、常時できるようにします。車以外は。ですから、ブロックは全面撤去ということになります。

以上です。

○3番（松田太志君）

ブロックは撤去するというふうなことで副町長ありまして、以前、竹山議員が無電柱化の一般質問をしたことがありまして、令和3年6月議会でも取り上げさせていただいたんですが、電柱については、今後検討していく課題として残されていますか。副町長。

○副町長（幸野善治君）

今のところは電柱は撤去というのは考えておりませんが、いわゆるこの周辺の景観とか、いろんな総合的に勘案して、本当に電柱が災害時に危ないとなった場合は、またこれも移動とか撤去とかを考えなければならないと思います。

まず、立派な強固な、常時台風、まず台風関係です。風水害に強いビルを造ること。ピロティ方式の。そして、南海トラフ地震が来て津波が想定されるであろう、いわゆる高台に避難する方もおりますでしょうし、南区、中区の近辺の宮上病院関係の人たちが逃げ込める、この周辺関係の人たちが逃げ込める緊急時の避難ビルとしての機能を最大限に生かしたいと思います。

○3番（松田太志君）

副町長、ありがとうございます。副町長のこちらのほうにもありますSDGsのバッジ、誰一人取り残さないというふうな言葉で、町民誰一人取り残されないような防災組織が必要だと思いますので、またよろしくをお願いします。

次の質問に行きますが、常備品について伺いたいと思いますが、先日、防災無線が町の役場の職員の方が一生懸命配っていただきました。この防災無線は民家が優先として配られたというようなことで、昨日、担当者からお伺いをしたんですが、先ほどありました福祉施設であるとか、ほかの事業所さんには今後どういった対応をされますか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

現在、防災ラジオの配布状況を申します。約4,300戸配布しております。全体の86%の世帯に配布済みとなっております。まだこれから約700戸を配布しなければならないんですが、全世帯に配布後に各施設であったり事業所であったり、事業所の方々もやっぱり防災ラジオが欲しいという御相談はたくさん伺っておりますので、今後、追加のほうも検討していかないといけないかなと考えております。

○3番（松田太志君）

その事業所が、建物によっては様々な事業所が入っている建物もあるわけです。グループホームであったり、居宅であったり、入所であったり。その入所も1階、2階に分かれていたりする場合があります。

徳洲会病院さん、建物が高くありますが、そういったところには行政としてどういった対応を検討されていますか。建物に1つという考えなのか、事業所ごとに個数を配布する予定なのか。少し個数がかさばることになるかと思うんですが、その事業所によっては、災害が大切な情報になりますので、行政としてはどういった方向性をお持ちなのか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

様々な事業所がございますので、まずは、1台ずつと考えておりますが、病院とか大きな施設等では、またそちらのほうの希望も聞きながら決めていきたいと思っております。

以上です。

○3番（松田太志君）

ありがとうございます。災害時に情報が人を救うと感じております。行政の方向性として、各事業所と話し合っ決めていくというふうなことで、その他の常備品として現在あるもので、これから準備していかないといけないもの、1月16日以降で、こういったものも必要だったというふうなことで、そろえていかないといけないものというふうなものがありましたか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

現在、本町での常備品につきましては、コロナ対策で購入いたしております消毒液だったり、簡易テント、シート、以前にも購入しております毛布、簡易ベッドなどがございます。毛布につきましても、これまでも答弁してきておりますが、夏場を想定したもので、毛布の数が非常に足りないなということを感じましたので、毛布であったり、今後は簡易トイレというの、使い捨てのトイレとかそういったものも、こちらのほうでそろえておいたほうがいいのかなど。

また、このほかにもたくさんございますので、これから各課、また一緒に話し合いをしながら、いろいろと検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○3番（松田太志君）

ありがとうございます。総務課長、ぜひ各課と連携を図って、常備品について、冬ばかりではなく夏もイメージしていただいて、夏には水分が必要だったりもしますので、そういった点も考慮していただければと思います。

続きまして、9番目の町が指導等を行うグループホームや小規模多機能、小規模保育園の災害対応についてお伺いしたいと思います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

グループホーム、小規模多機能施設、小規模保育園につきましては、国等が示す運営基準や法令によりまして、それぞれで災害マニュアルを持っておりますので、それによって災害時には対応することとなっております。

○3番（松田太志君）

廣課長、施設を中心として、周りの住民との協力関係であるとか、そういったものは施設側とこういったことを協力しているというものもあるんですか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

私もちょっと課長になったばかりで、そこまで詳しく分からないところでございます。今、答弁の言っているマニュアルというのは、自分たちの避難行動についての災害のマニュアルになっていると思いますので、ほかとの地域との関連等については、今ちょっと把握していない状況でございます。

以上です。

○3番（松田太志君）

グループホームであったり、小規模多機能であったり小規模保育園であったり、災害時には人の手が必要になってきますので、夜間帯だとどうしても入所系は人数が少ない形になってきます。そういったときに、周りの住民さんと、コロナの関係もありますが、そういった形も必

要ではないかと思えます。

町長は、こういった方向性に対してどのようなお考えがありますか。

○町長（高岡秀規君）

その点については、先ほどもお話ししましたが、関係者としっかりと意見交換しながら、どういった方法が一番ベストなのか、ベターなのかということは話し合っただと進めていくべきものだと思います。

○3番（松田太志君）

ありがとうございます。各施設と周りの住民の方々と協力し合えるような関係性づくりも必要だと思いますので、ぜひ行政のほうも投げかけていただいて、また教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、次の2項目めの質問に行きたいと思えます。

子育て環境について質問をしたいと思えます。

(1)になるんですが、北部地区における認定こども園の計画、方向性についてお伺いをしたいと思えます。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

北部地区における認定こども園については、現在、徳之島町子ども子育て会議で議論を行っているところであります。令和3年7月5日には、北部地区の議員の皆様へ現段階での子ども子育て会議での検討状況をお伝えしているところです。

今後の計画についてですけれども、建設費用、各種補助金事業が利用できませんので、全額起債による対応を検討しているところであります。

そこで、財政担当課や企画課等関係する所管課と協議を実施し、ほかの計画等との兼ね合いがありますので、そこら辺を考慮しながら計画を進めてまいりたいと思えます。

以上です。

○3番（松田太志君）

廣介護福祉課長の答弁がありました。今、庁舎を造っています。庁舎も少し遅れるというふうなことで、今後、認定こども園も遅れるのではないかというふうなことを心配しているんですが、認定こども園といいますと、保育と幼児教育が合わさったものになるんです。学校教育と介護福祉課の連携が必須になってくるんだと思えます。

学校教育課長、太課長は、廣課長とどのような連携を図っていますか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

認定こども園に関しましては、幼保連携型を検討ということで、今、介護福祉課と連携して

おります。

この間の北部地区における認定こども園設立会議等でもそのように説明しておりますし、今後そのように進めてまいりたいと思います。

○3番（松田太志君）

太課長、ありがとうございます。町長、私は1期目からこの認定こども園について町当局に投げかけていた問題です。

なかなか前に進んでいない状況ではありますが、少しずつ前に進んでいかなければならないと感じております。町長は、北部地区における認定こども園をどのように考えておりますか。

○町長（高岡秀規君）

北部地区についての認定こども園については、町がしっかりと構築しなければいけないというふうに思っております。ただ、ハード面での整備が、先ほど課長のほうからもございましたが、起債を行うということで、財務との調整が必要になってきていると。今、現実には、学校等が東天城中学校にしても、延び延びになっていたものがあったり、やはりどちらを優先的にするのかという問題もございますが、東中の建設と同時にできるかどうか、そしてまた東中の建設後に可能なかどうか、ハード面での予算の面での問題が大きいということです。

そしてまたその間に幼稚園の指導者、そしてまた保育園の指導者の意識の格差もありますから、今年度、令和4年度から幼稚園の先生方や保育園の先生方の認定こども園についての仕事の在り方、子供たちへの接触の仕方を研修を重ねて、無理のない移行を、中身について、やっぱり人が中身を成功するかせないか決めますから、人材育成を今年度を進めて、ハード面に着手したらいいと私は考えています。

○3番（松田太志君）

町長、幼児教育と保育とを合わせるわけですから、やはり職員間でずれがあってはいけないわけです。そして、介護福祉課と学校教育が連携を図って、行政の方向性をしっかりと定めることが必要だと思います。

この問題を取り上げて私も長くなるんですが、ようやくここまで来たわけです。じゃあ次はしっかりとした建物、そして、人材育成が必要になり、そこで幼児教育であったり保育を学ぶ子供たちがしっかりと育っていく、そういったことが北部地区に望まれるんだと思います。

もう一度、町長の認定こども園に対する思いをお聞かせ願いますか。

○町長（高岡秀規君）

保育園もさることながら、幼児教育については、しっかりと町しかできないレベルの高い幼児教育を実は目指そうとしているんですが、なかなかそこがまだまだ僕の思うようなスピード感は正直言ってないと。

それで、やはり必要性、そしてまたどこまでのレベルまで持っていくかをしっかりと検証を

重ねながら、さらに議論を深めるべきかなというふう到现在感じているところです。

そこで、特に幼児教育については、もう徳之島のその学校の通わせたいぐらいのレベルじゃないと、なかなか子育て環境の充実には図れないだろうというふうに思いますから、より今後の問題は人材確保であったり、いわゆるスキルアップというものが今後の課題になりますから、しっかりと今年度あたりから教育長とも話をしながら進めていきたいというふうに思います。

○3番（松田太志君）

町長の思いを伺いました。今、町長が北部で進めていますタブレット端末、そういったものも認定こども園、子供たちは可能性を秘めていますので、先日、知人の子供が、2歳の子がタブレット端末で自分で操作してユーチューブを見るわけです。びっくりしました。ですが、環境が人を育てるんだと思います。子供たちも今後国の方向性もタブレット端末が1人1台というふうな方向性を示していますので、そういった環境づくりをしていくことこそが、徳之島町の発展につながっていくんだと思います。

ぜひこういった取組も一つの検討課題として上げていただければと思いますので、今後、検討されてください。

最後の質問に行きたいと思います。

住環境の充実について質問をしたいと思います。

高岡町長の施政方針にもありました民間住宅改修助成、各集落に空き家が目立ち人口減少が進む中、都会で、定年後、第二の人生を世界自然遺産となった徳之島で過ごしたい方々がいると伺っております。空き家を改修して人口増加につなげれないかというふうに感じております。

私の地元、徳和瀬でも、20軒弱の空き家がありまして驚いております。本当に、改修したら人が来るのか、人が来たけど家がないのか、鶏が先か卵が先かという議論ではなく、お隣の永良部の取組を見ますと、ANAの職員の方が地域おこし協力隊として入ってきたというふうな取組をちょっと伺いまして、現在、町長が様々なところで御尽力されていますので、例えば、第二の人生を歩む方々であったり、JALの方であったり、そういった方々を協力隊として島で活動していただくような、そして定住していただくような仕組みができればと思い、この質問を投げかけさせていただきましたが、町長はどのような見解をお持ちですか。

○町長（高岡秀規君）

一番の我々が重く受け止めているのが、定住につながるかどうかということです。そこで、当然、どういった職業を今の若い人たちが選ぶのか、そしてまた、今、群島内ないしは鹿児島県内で地域おこし協力隊をされている市町村がほとんどなんですが、その中に、地元との交流がうまくいかないケースだったり、なかなか定住には結びつかないケースも出てきております。

そこで、我々が今後取り組むべきは、地域おこし協力隊もさることながら、何をここで仕事

をしたいのか、求めている仕事は何なのかということをしかりと把握する必要が出てくると。実際に、徳之島全体では、人手がいないとか雇用がないわけではなくて、人がいないんです。だから、3Kであるとか、人が望む、やりたい仕事ももしかしたら離島の中にはないかもしれないという今不安を抱えています。

だから、今後は、若い人たちがどんな仕事に就いて幸せを感じるのかをしかりと把握する必要があると。それには、当然、外部からの意見、そしてまた地域おこし協力隊等の意見等を伺うということも必要ですから、今後は、外部からの交流人口、関係人口を増やすために、学校教育課と進めているのが、CIRの外国の方をまず招致できないか、そしてまた、子供たちがグローバル化できないか、そしてまた、ICT関係のいわゆるシステム開発エンジニアの企業誘致をしながら、島の子供たちとコミュニケーションできないかとか、そういったICT関係では、アナログ的な生活がしたいということもあったり、いわゆる花粉症であったり、そういった我々が思いもよらない需要があたりしますので、今後はそういった意見等を伺いながら、具体的に進めていきたいなというふうに思います。

○3番（松田太志君）

町長、ありがとうございます。尚支所長がいらっしゃいますので、北部で今空き家をどのように進めているか、少し伺いできますか。

○花徳支所長（尚 康典君）

それではお答えします。

北部の支所、北部振興室では、今年度、新型コロナウイルス感染症を起因とした地方への移住需要の高まりを見据えた、地域住民と一体となり空き家活用についての検討をし、取り組むべき方針や方向を定めた徳之島町北部地区空き家活用計画を策定いたしました。

その内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症を起因とした地方への移住調査、2番目に、北部地区における空き家の現状調査と3番目にワーキンググループ、ワークショップを用いて地域の意見の集約とか、あと、4番目に、地域の実情に応じた空き家の利活用、活用法の提示とかを行いました。

また、本年度、令和4年度には、また北部の予算として、北部地区空き家流動化モデル構築実証事業で、空き家キャラバンでの啓発活動や一集落一モデルを着手し、空き家の活用の見える化を進めるなどして、集落や大家さんの啓発を進めたり、また、同時に各集落ごとに目指す将来像とか、その実現のための空き家活用を推進していきたいと思っております。

以上です。

○3番（松田太志君）

尚支所長、急に振りましたが、ありがとうございます。先ほど、高岡町長からもありました熱い思い、人が定住しているんな仕事をつくり出して、そして地域が活性化していく、北部地

区もいろんなすばらしい取組をしているんです。町長が今後こういった形で北部地区を盛り上げていきたいという思いがありますか。

○町長（高岡秀規君）

例え話をしますと、下久志である程度店舗の改修を行って、そこで企業化をしているケースがあります。そういった希望に対して、我々は予算をかけて定住促進を図りたいと思います。そしてまた、空き家対策であるとか、東天城地区につきましては、課の要望があつて、要望書を私のほうで県のほうにしております、今まではバリアフリーとかそういったものには補助金があつたんですが、民間の空き家対策についての改修には、なかなか補助金があまり充実していなくて要望を行ったところです。

聞くところによりますと、非常に県のほうとしても、空き家対策については補助事業の構築に向けて検討しますということでしたので、そういった要望も加味しながら、補助事業があれば取り組んでいきたいというふうに思いますし、奄振事業でも、例えば親子留学であるとか、そういったものでしっかりと、住まいはお金をかければちゃんと整備できますから、人がなかなかお金をかけても来るか来ないか分かりませんので、ハード事業については、親子留学も含め、東天城地区の空き家対策で定住促進は図っていきたいというふうに思います。

○3番（松田太志君）

町長、ありがとうございます。空き家も改修して、人が住むことによって空気の流れであったり、傷みやすくなったりというふうなこともあります。

先ほど、植木議員からもありました防衛的な、人が住むことによって、その地域が発展して平和的離島防衛というんですか、そういったことも考えられますので、今後お願いしたいと思います。

最後になりますが、最初に質問しました防災、災害時の対応について、奄美市の安田市長とちょっとやり取りをしました。奄美市では、様々な課題が出てきまして、少し紹介させていただきたいと思います。

車両避難での交通渋滞の対策についてというのもありました。避難行動支援者、高齢者、障害者の避難対策等、そして、避難呼びかけの範囲の内容、最もありましたのが、警報が終わるまで長時間かかり負担が大きく、全ての方に高台に避難を呼びかけなくてもよかったのではというのは結果論であり葛藤がある。こういった言葉がありまして、ただ、この経験を教訓に生かしていきたい。まさに安田市長から頂いた言葉です。我が徳之島町もこの経験を教訓に生かせるように、ぜひとも高岡町長をはじめ、各課の担当課長、町民の方々の生命を守っていただくようお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（池山富良君）

お疲れさん。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は3月7日、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 4時32分

令和4年第1回徳之島町議会定例会

第3日

令和4年3月7日

令和4年第1回徳之島町議会定例会会議録
令和4年3月7日（月曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

○開 議

- 日程第 1 議案第 1 号 専決処分について承認を求める件 ……………（町長提出）
- 日程第 2 議案第 2 号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定につ
いて ……………（町長提出）
- 日程第 3 議案第 3 号 徳之島町公益的法人等への職員の派遣等に関する条
例の制定について ……………（町長提出）
- 日程第 4 議案第 4 号 徳之島町課設置条例の一部を改正する条例について
……………（町長提出）
- 日程第 5 議案第 5 号 徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更
について ……………（町長提出）
- 日程第 6 議案第 6 号 徳之島町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正す
る条例について ……………（町長提出）
- 日程第 7 議案第 7 号 徳之島町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例
の一部を改正する条例について ……………（町長提出）
- 日程第 8 議案第 8 号 徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正す
る条例について ……………（町長提出）
- 日程第 9 議案第 9 号 工事請負変更契約の締結について（徳之島町役場新
庁舎新築工事（1工区）） ……………（町長提出）
- 日程第10 議案第10号 工事請負変更契約の締結について（徳之島町役場新
庁舎新築工事（2工区）） ……………（町長提出）
- 日程第11 議案第11号 工事請負変更契約の締結について（徳之島町役場新
庁舎新築工事（3工区）） ……………（町長提出）
- 日程第12 議案第12号 物品購入変更契約の締結について（令和3年度徳之
島町役場新庁舎備品購入（2工区）） ……………（町長提出）
- 日程第13 議案第13号 物品購入変更契約の締結について（令和3年度徳之
島町役場新庁舎備品購入（6工区）） ……………（町長提出）
- 日程第14 議案第14号 物品購入変更契約の締結について（令和3年度徳之
島町役場新庁舎備品購入（7工区）） ……………（町長提出）
- 日程第15 議案第15号 物品購入変更契約の締結について（令和3年度堆肥
生産基盤整備事業） ……………（町長提出）

- 日程第16 議案第16号 物品購入変更契約の締結について（地元産材活用促進業（3工区））……………（町長提出）
- 日程第17 議案第17号 物品購入変更契約の締結について（給食配送車購入業事）……………（町長提出）
- 日程第18 議案第18号 令和3年度一般会計補正予算（第8号）について……………（町長提出）
- 日程第19 議案第19号 令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について……………（町長提出）
- 日程第20 議案第20号 令和3年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について……………（町長提出）
- 日程第21 議案第21号 令和3年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について……………（町長提出）
- 日程第22 議案第22号 令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について……………（町長提出）
- 日程第23 議案第23号 令和3年度水道事業会計補正予算（第4号）について……………（町長提出）
- 日程第24 議案第24号 令和4年度一般会計歳入歳出予算について……………（町長提出）
- 日程第25 議案第25号 令和4年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について……………（町長提出）
- 日程第26 議案第26号 令和4年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について……………（町長提出）
- 日程第27 議案第27号 令和4年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について……………（町長提出）
- 日程第28 議案第28号 令和4年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について……………（町長提出）
- 日程第29 議案第29号 令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について……………（町長提出）
- 日程第30 議案第30号 令和4年度水道事業会計歳入歳出予算について……………（町長提出）
- 日程第31 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について……………（町長提出）
- 日程第32 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について……………（町長提出）
- 散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉	2番	竹山成浩
3番	松田太志	4番	富田良一
5番	宮之原順子	6番	勇元勝雄
7番	徳田進	8番	行沢弘栄
10番	是枝孝太郎	11番	広田勉
12番	木原良治	13番	福岡兵八郎
14番	大沢章宏	15番	住田克幸
16番	池山富良		

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 福田誠志君 次長 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	村上和代君
企画課長	吉田忍君	建設課長	清山勝志君
花徳支所長	尚康典君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	水野毅君	地域営業課長	清瀬博之君
農委事務局長	藤康裕君	学校教育課長	太稔君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	廣智和君
健康増進課長	田畑和也君	収納対策課長	吉田広和君
税務課長	新田良二君	住民生活課長	大山寛樹君
選管事務局長	白坂貴仁君	会計管理者・会計課長	当洋子君
水道課長	保久幸仁君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

3月4日の本会議にて、廣介護福祉課長より答弁の訂正がありますので、お願いします。

○介護福祉課長（廣 智和君）

3月4日金曜日の松田議員の要支援者の避難状況の質問に対する答弁に誤りがありましたので、訂正いたします。

先日、答弁した資料は津波警報後の把握できた情報が反映されていない資料となっていましたので、申し分ございませんでした。

今新しい資料によりますと、避難行動要支援登録者台帳の中で、海手側、津波の影響のあると思われた15集落のほう、要支援者の連絡をしております。その15集落の方の支援者登録台帳に支援者の登録がないということで載っている方が28名、連絡済みがその中で17件、不在またはつながらなかった方が11名、その後、追跡の確認を随時取っておりますので、取れたのが3名でございました。

実際まだ8名は避難状況が確認できておりませんので、議員より指摘のあった避難状況の確認については、介護福祉課職員へ民生委員等通じて後追い調査を早めにするよう指示をしているところでございます。

また、現在、要支援者登録台帳の更新を随時行っておりまして、毎年駐在員、民生員、消防署、警察署、社会福祉協議会等の関係機関へは配布を行っておりますので、来年度もまた早い段階で配布できるようにと思っております。

以上です。

○議長（池山富良君）

廣課長、お疲れさまでした。

△ 日程第1 議案第1号 専決処分について承認を求める件

○議長（池山富良君）

日程第1、議案第1号、専決処分について承認を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第1号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度一般会計補正予算（第7号）について議会の承認を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,181万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億6,370万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金4億6,579万6,000円、繰入金602万円の増額であります。

歳出の内容は、総務費3億6,398万円、民生費1億783万6,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしました。何とぞ御審議の上、承認していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

新聞、テレビ等で別居中の家庭に、旦那のほうに支援金が行くというような報道がありますが、徳之島町ではそのような事例はないものでしょうか。

○企画課長（吉田 忍君）

現在のところ、企画課のほうにはそういった方々の相談はございません。

○6番（勇元勝雄君）

徳之島町ではそういうことがないということで、よろしいですか。

○企画課長（吉田 忍君）

今回の非課税世帯及び家計急変世帯に対する臨時特別給付金事業につきましては、3つの課で共同して行っております。

非課税世帯及び家計急変世帯の決定確定及び確認書の発送、申請書の発送事務を税務課及び収納対策課、予算編成及び国への補助金申請、そして給付事務を企画課で行っております。企画課のほうではそういった御相談は受けておりません。

以上です。

○介護福祉課長（廣 智和君）

別居中の方への給付金の支給はなかったかということですが、ちょっと情報確認できておりませんので、また後もって報告とします。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を行います。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第1号、専決処分について承認を求める件についてを採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は承認されました。

△ 日程第2 議案第2号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（池山富良君）

日程第2、議案第2号、特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第2号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、議会の議決を求める件であります。

内容は、町長副町長及び教育長の給料月額を令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、10%減額支給するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第2号、特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第3号 徳之島町公益的法人等への職員の派遣
等に関する条例の制定について

○議長（池山富良君）

日程第3、議案第3号、徳之島町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第3号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、議会の議決を求める件であります。

内容は、令和4年4月1日より公益財団法人鹿児島県市町村振興協会へ職員を派遣するため、本条例を制定するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第3号、徳之島町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第4号 徳之島町課設置条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第4、議案第4号、徳之島町課設置条例の一部を改正する条例について議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第4号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町課設置条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、税務課と収納対策課を統合し「税務課」とするものであります。また世界自然遺産登録に伴い、観光や産業の振興、世界自然遺産業務の拡充を図るため、「おもてなし観光課」を設置するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号、徳之島町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第5号 徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

○議長（池山富良君）

日程第5、議案第5号、徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第5号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の中で、3. 産業の振興の中に、（4）産業振興促進事項及び2件の事業を追加、9. 教育の振興の中に、徳之島町体育センター及び体育センター長寿命化事業を追加、以上の追加に伴い計画書本文の文言を変更するためのものです。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第5号、徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第6号 徳之島町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第6、議案第6号、徳之島町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第6号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更に伴い、徳之島町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第4項第1号に規定する産業の振興を促進する区域において、本町が振興すべき業種として定めた製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業または旅館業の取得費用に係る固定資産税について、徳之島町税条例の特例を定めるため、現行の徳之島町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正するためのものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第6号、徳之島町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第7号 徳之島町飼い猫の適正な飼養及び管理
に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

○議長（池山富良君）

日程第7、議案第7号、徳之島町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第7号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島の世界自然遺産登録に伴い、徳之島3町の飼い猫条例を統一し、足並みをそろえた普及啓発を行うため見直し等を行うものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号、徳之島町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第8号 徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第8、議案第8号、徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第8号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について議会の議決を求める件であります。

内容は、町営住宅の新築建て替えに伴う条例第3条第2項に関する別表の改定を行うものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号、徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第9号 工事請負変更契約の締結について（徳之島町役場新庁舎新築工事（1工区））

○議長（池山富良君）

日程第9、議案第9号、工事請負変更契約の締結について（徳之島町役場新庁舎新築工事（1工区））を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第9号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る令和3年1月25日、指名競争入札した徳之島町役場新庁舎新築工事（1工区）に係る工事請負変更契約について議会の議決を求める件であります。

本工事は、令和3年3月8日、工期を365日間延長し施工を行っておりましたが、既存建物

基礎と新庁舎くい工事施工上の問題から柱位置の変更に伴う遅れや新庁舎基礎工事の工程の長期化、建物を支える各階大断面構造材の施工日数増加の積み重ね、また、全国的コロナ禍による作業人員の不足に伴う工事の遅延などの理由により、工事期間を延長する必要が生じ、工期を214日間延長するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

1工区は10月31日ですね。2工区、3工区は1月31日、この工期がばらばらになった理由はどのような理由でしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

2工区、3工区につきましては、旧庁舎の解体後にしか作業のできない外構工事がございます。玄関のはりでありましたり、外部階段施工、外構増築と消防車庫などの改修がございます。以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号、工事請負変更契約の締結について（徳之島町役場新庁舎新築工事（1工区））を採決します。

お諮りします。

本件は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は可決されました。

△ 日程第10 議案第10号 工事請負変更契約の締結について（徳

之島町役場新庁舎新築工事（2工区）

○議長（池山富良君） 日程第10、議案第10号、工事請負変更契約の締結について（徳之島町役場新庁舎新築工事（2工区））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第10号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る令和3年1月25日、指名競争入札した徳之島町役場新庁舎新築工事（2工区）に係る工事請負変更契約について議会の議決を求める件であります。

本工事は、令和3年3月8日、工期を365日間延長し施工を行っておりましたが、既存建物基礎と新庁舎くい工事施工上の問題から柱位置の変更に伴う遅れや新庁舎基礎工事の工程の長期化、建物を支える各階大断面構造材の施工日数増加の積み重ね、また、全国的コロナ禍による作業人員の不足に伴う工事の遅延などの理由に加え、現庁舎解体後に正面玄関ひさし屋根を施工することになるため、工事期間を延長する必要が生じ、工期を306日間延長するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

今、町長が説明しましたが、もろもろのことによって設計変更なされたと思うんですね。金額が上がる可能性があるわけですね。恐らく現在も設計も上がっていると思いますけど、大体どれぐらいの金額が上がる予定ですか。

○建設課長（清山勝志君）

金額については、もう変わることはありません。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号、工事請負変更契約の締結について（徳之島町役場新庁舎新築工事

(2工区)) を採決します。

お諮りします。

本件は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は可決されました。

△ 日程第11 議案第11号 工事請負変更契約の締結について（徳之島町役場新庁舎新築工事（3工区））

○議長（池山富良君）

日程第11、議案第11号、工事請負変更契約の締結について（徳之島町役場新庁舎新築工事（3工区））を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第11号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る令和3年1月25日、指名競争入札した徳之島町役場新庁舎新築工事（3工区）に係る工事請負変更契約について議会の議決を求める件であります。

本工事は、令和3年3月8日、工期を365日間延長し施工を行ってまいりましたが、既存建物基礎と新庁舎くい工事施工上の問題から柱位置の変更に伴う遅れや新庁舎基礎工事の工程の長期化、建物を支える各階大断面構造材の施工日数増加の積み重ね、また、全国的コロナ禍による作業人員の不足に伴う工事の遅延などの理由に加え、現庁舎解体後にキュッQ広場外部階段を施工することになるため、工事期間を延長する必要が生じ、工期を306日間延長するものであります。

何とぞ審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号、工事請負変更契約の締結について（徳之島町役場新庁舎新築工事（3工区））を採決します。

お諮りします。

本件は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は可決されました。

△ 日程第12 議案第12号 物品購入変更契約の締結について（令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（2工区））

○議長（池山富良君）

日程第12、議案第12号、物品購入変更契約の締結について（令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（2工区））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第12号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る令和3年8月31日、指名競争入札した令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（2工区）に係る物品購入変更契約について議会の議決を求める件であります。

内容は、新庁舎新築工事に合わせて納入期限を令和4年3月31日としておりましたが、新庁舎新築工事の工期延長に伴い、納入期限を214日間延長するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

この品物は、もう去年のうちに発注してあるはずなんですよ、3月31日まで間に合わさなければいけない。それが200何十日延びているわけですよ。その間、発注して今年の、今月いっぱい3月31日で納めなければいけない、恐らく品物はもう全部発注して来ていると思うんですよ。今変更がこうして出てきているわけですから、発注して品物は恐らく200何十日も延ばしたら、その間、保管する場所、もし今から発注するなら恐らく単価も上がっていると思うんですよ。工期延長によって単価が上がることはないかお伺いします。

○建設課長（清山勝志君）

物品についても、金額の変更はありません。

○6番（勇元勝雄君）

役場は変更なしでよろしいんですけど、もし品物自体の単価が上がった場合、業者がそれを負担するんですか。この工期延長はいつ頃決まっているんですかね。

○総務課長（村上和代君）

申し訳ございません。確認してからお伝えしたいと思います。

○6番（勇元勝雄君）

確認する問題じゃないと思うんですよ。これ大事なことですよ。これ工事をしている、本体工事をしている業者も、それである程度分かっていると思うんですけど。発注後にこうして3月31日もう納入期限迫っているのに今から工期変更は最低限、もう品物発注した時点で早い段階でしてなければ、業者は全部発注するんですよ。発注しても品物が来て、恐らく1月、最低でも1月頃は品物到着してなければ、据付け等そういうのはできないわけですな。それが工期変更いつ頃あったか分からない。そういう工期変更してなければいけないようになった、その日時も分からないとなつては……

○議長（池山富良君）

勇元議員、総務課長がお分かりになったようです。

○総務課長（村上和代君）

申し訳ございませんでした。12月から1月の工程会議のほうで変更が決まっております。

また、備品につきましては、各業者において発注済みでありますので、今後金額は変わることはございません。

○6番（勇元勝雄君）

業者、メーカーは。メーカーと話して、それはもう決まっているわけですか。恐らく、その間にも今はいろいろ問題があつて資材単価は上がっていますよね。今度こういうことで納入業者に金額的な迷惑をかけないように、それは絶対守ってもらいたいと思います。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号、物品購入変更契約の締結について（令和3年度徳之島町役場新庁舎備

品購入（2工区））を採決します。

お諮りします。

本件は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は可決されました。

△ 日程第13 議案第13号 物品購入変更契約の締結について（令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（6工区））

○議長（池山富良君）

日程第13、議案第13号、物品購入変更契約の締結について（令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（6工区））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第13号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る令和3年8月31日、指名競争入札した令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（6工区）に係る物品購入変更契約について議会の議決を求める件であります。

内容は、新庁舎新築工事に合わせて納入期限を令和4年3月31日としておりましたが、新庁舎新築工事の工期延長に伴い、納入期限を214日間延長するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号、物品購入変更契約の締結について（令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（6工区））を採決します。

お諮りします。

本件は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は可決されました。

△ 日程第14 議案第14号 物品購入変更契約の締結について（令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（7工区））

○議長（池山富良君）

日程第14、議案第14号、物品購入変更契約の締結について（令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（7工区））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第14号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る令和3年8月31日、指名競争入札した令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（7工区）に係る物品購入変更契約について議会の議決を求める件であります。

内容は、新庁舎新築工事に合わせて納入期限を令和4年3月31日としておりましたが、新庁舎新築工事の工期延長に伴い、納入期限を214日間延長するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号、物品購入変更契約の締結について（令和3年度徳之島町役場新庁舎備品購入（7工区））を採決します。

お諮りします。

本件は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は可決されました。

△ 日程第15 議案第15号 物品購入変更契約の締結について（令和3年度堆肥生産基盤整備事業）

○議長（池山富良君）

日程第15、議案第15号、物品購入変更契約の締結について（令和3年度堆肥生産基盤整備事業）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第15号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る令和3年11月11日に一般競争入札した令和3年度堆肥生産基盤整備事業に係る物品購入変更契約について議会の議決を求める件であります。

内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により、部品の導入が遅れているため、納入期限を275日間延長するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

これも納期が遅れることによって、単価が上がるということはないでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

変更契約でメーカーと話している状況の中では、契約変更、金額の変更はございません。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号、物品購入変更契約の締結について（令和3年度堆肥生産基盤整備事業）を採決します。

お諮りします。

本件は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は可決されました。

△ 日程第16 議案第16号 物品購入変更契約の締結について（地元産材活用促進事業（3工区））

○議長（池山富良君）

日程第16、議案第16号、物品購入変更契約の締結について（地元産材活用促進事業（3工区））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第16号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る令和3年1月26日に指名競争入札した地元産材活用促進事業（木製議場家具の整備）3工区に係る物品購入契約について議会の議決を求める件であります。

内容は、物品の納入場所である徳之島町役場新庁舎建設工事の工期延長に伴い、納入期限を214日間延長するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

この品物はもう出来上がっているわけでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

製造の確認はしておりませんが、工期が当初から変更になっている状況からすると納品待ちということになります。庁舎建設工期が延びたことに伴い納期が遅れているというふうなことを聞いております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

業者も迷惑なんですよ。品物つくって工場に置いとく、その間、金をかけてつくったのにお金が入ってこない。そういう点を踏まえてもうちょっと業者のことも考えないと。取引業者、島の業者も契約をして品物発注して、恐らく島の業者とメーカーとは当初の契約でしているわけですよ。役場はただ、数字だけ取り替えて200何十日延びました、それは役場はそれでい

いでしょうけど、島の業者、また家具のメーカー、その間品物つくってお金が入ってこない、もうちょっと業者のことも考えて仕事しなければ、役場はただ数字替えるだけですからよろしいですけど。

今後はそういう点を踏まえ、工期が遅れるなら遅れるで、もっと早く業者に連絡してやるような仕事をやってもらいたい。これは要望です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号、物品購入変更契約の締結について（地元産材活用促進事業（3工区））を採決します。

お諮りします。

本件は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は可決されました。

△ 日程第17 議案第17号 物品購入変更契約の締結について（給食配送車購入事業）

○議長（池山富良君）

日程第17、議案第17号、物品購入変更契約の締結について（給食配送車購入事業）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第17号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る令和3年9月13日に指名競争入札した給食配送車購入事業に係る物品購入変更契約について議会の議決を求める件であります。

内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により海外自動車工場閉鎖に伴い、納入期限を365日間延長するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

これも一緒ですけど、メーカーの都合で工期が延びたわけですから、金額の変更がないようによろしくお願ひ、これは要望です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号、物品購入変更契約の締結について（給食配送車購入事業）を採決します。

お諮りします。

本案は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は可決されました。

△ 日程第18 議案第18号 令和3年度一般会計補正予算（第8号）について

○議長（池山富良君）

日程第18、議案第18号、令和3年度一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第18号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度一般会計補正予算（第8号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,185万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億555万7,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税 1 億4,780万4,000円、地方消費税交付金6,110万4,000円、町税1,950万円などの増額、寄附金 1 億円、分担金及び負担金4,965万7,000円、町債3,700万円、繰入金1,393万6,000円、国庫支出金1,018万4,000円の減額などです。

歳出の主な内容は、総務費5,181万8,000円、民生費3,294万7,000円、商工費1,963万4,000円などの増額、教育費2,961万9,000円、農林水産業費2,000万7,000円、衛生費894万5,000円などの減額です。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

表 3、8 ページの繰越明許費、総務費 1 億4,813万2,000円、配布の遅れている理由です。

3、2の児童福祉費1,935万は同じく遅れている理由ですね。

6、1、堆肥生産基盤整備事業1,243万、遅れている理由、繰越しの理由ですね。

6、3、水産物供給基盤機能保全事業1,314万1,000円、事業内容と遅れている理由。

7、1、里久浜トイレシャワー整備事業、場所はどこか。

8、2の社会資本整備道路事業 1 億487万、毎年繰越しが多いと思うんですよね。その理由。

8、3の県単急傾斜1,316万円、遅れている理由。

8、5の総合運動公園改修事業1,092万、遅れている理由。

8、6公営住宅建設事業4,150万3,000円、遅れている理由。

10、6幼稚園給食導入事業819万5,000円、遅れている理由。

11ページの第 5 表、一般廃棄物運搬委託料、清掃車の稼働状況ですね。

歳入の 3 ページ、7、11の地方消費税交付金、社会保障財源交付金、その使い道4,050万8,000円。12、1の農林水産業費分担金4,965万7,000円減になった理由。

7 ページ、15、2 総務費県補助金、新型コロナウイルス感染症対策利子補給事業、195万3,000円減になった理由、15、2の3 保健衛生補助金、164万1,000円減になった理由。同じく節 6 海岸漂着物、100万減になった理由。

8 ページの16、1の渚上建設工業株式会社、これは貸し付けした場所はどこか。ゆうな住宅貸付料24万、入居者がいなかったのか。

9 ページ、16、2、3の水産物売払い収入540万、どのような品物が売れたのか。17、1の寄附金、補正で 1 億ぐらい上げたと思うんですけど、また 1 億減になった理由です。それは寄附が少なくなったからだと思いますけど。21の延滞金215万円、これは何の延滞金か。

歳出。13ページ、2、1、18の新型コロナウイルス感染症対策951万3,000円、これは全体の

総額は幾らか。2、1、4の13麦穂峯町有地木材伐採、これは場所はどこか。同じく徳和瀬町有地木材伐採10万円、これも場所を。2、1、5の財政調整基金、現在の残高は。6の減債基金、現在の残高。

15ページ、2、1、16企画費、徳之島高校バス通学支援事業、何名ぐらいの生徒が利用しているか。移住就業・起業支援事業補助金160万組んで、160万落として、その減になった理由です。新型コロナウイルス感染症対策、どれぐらいの利用があったのか。

16ページ、2、1、22の委託料、世界自然遺産普及啓発看板製作費委託料70万、今から発注して間に合うのか。

17ページ、2、1、24のふるさと納税、寄附金が1億減になって、報償費が3,000万かかるというのはどのような理由で上がるのか。また、町で肥育している肥育牛の肉はどれぐらいの量が出るか。

18ページ、2、1、40の18、1,800万減になった理由。

22ページ、3、1、6の扶助費、出産祝い金、減になった理由と実績。

24ページ、3、2、18、保育認定世帯新型コロナウイルス対策補助金、その事業内容。

26ページ、4、1、2の10誘導灯感知器修繕、82万5,000円を補正して82万5,000円を落とした理由。4、1、4、保健対策事業費、12委託料、実績と今後の対策です。4、1、5の12委託料、111万1,000円減になった理由。

28ページ、4、1、14の12委託料、現在の接種率は何%ぐらいか。

29ページ、6、1、1の1報酬、268万8,000円増になった理由。

31ページ、6、1、10地域農業管理施設運営費、備品購入費500万補正して500万落とした理由。

33ページ、6、1、20営農研修センター管理運営費、230万減になった理由。

34ページ、金属探知機修繕、修理内容。15原材料費、品物が出なくて減になったのか、お伺いします。6、1、23の10パワーショベル修繕費、修理内容。補正補正で100万以上の修理費がかかってますけど、機械の状態です。修理して使うべきか、買い替えるべきか。12委託料、徳之島町農道台帳作成業務委託料、240万組んで240万落としてる。計画書作成業務委託料300万組んで300万落としている。その計画書はどここの計画書か。

36ページ、6、1、29、450万。コロナ禍で店を閉めてるのに、品物がそれだけ出ているのか、お伺いします。

37ページ、6、2、2、農林水産物輸送コスト事業、どのような品物が出るのか。6、2、5、280万、実績はどのようなになっているのか。

39ページ、7、1、6の観光地整備事業、場所は里久浜のどのあたりになるのか。17、まぶる飲食券セカンド事業、2月いっぱい使用ができないということでしたけど、使用され

てない食事券は、残。18のささえ愛、同じく使用されていないチケットの残。19、新型コロナウイルス感染症クラスター関連支援事業、2,000万減になった理由。

40ページ、8、2、3、14工事請負費、場所はどこでしょうか。

41ページ、8、3の河川維持費、150万減、仕事をする場所がなかったのか。

42ページ、8、6、2の14工事請負費、1,525万6,000円減になった理由。18の空き家活用セーフティネット住宅改修助成事業、200万組んで100万落としている理由。

44ページ、10、1、4、各学校の教員住宅を見たら本当にみすぼらしいです。大規模改修の予定はないのか伺います。

49ページ、10、4、3の亀津幼稚園樹木伐採、場所はどこなのか。

50ページ、10、5、1の町青年団連絡協議会補助金、10万円減になった理由。

以上です。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

今、ベルがちょっと故障していたようでございますので。

今の勇元議員の御質問に対して、担当課長、それぞれ答弁してください。

○総務課長（村上和代君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

まず、歳入3ページでございます。款7、項1、目1、節1の地方消費税交付金の社会保障財源交付金4,050万8,000円についてでございます。社会保障財源交付金は、全額を社会保障4経費に充当することとされております。保育所運営委託料や老人保護措置費、障害福祉費に係る扶助費等の社会福祉費や、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業への繰出金、保健対策事業費や自殺対策事業費等の保健衛生費に対して、全額一般財源として充当を行っております。

続きまして、歳入8ページ、款16、項1、目1、節1土地建物貸付収入についてでございます。7万円につきましては、淵上建設会社本社横の町有地でございます。下水道工事に伴う資材置場として貸付けいたしております。

同じく、ゆうな住宅貸付料の24万円の減額の理由ですが、4か月間入居者がいなかったため、6万円の4か月分、24万円を減額いたしております。

続きまして、歳出13ページ、款2、項1、目1一般管理費、節18の新型コロナウイルス感染

症対策時短要請協力金給付事業負担金でございます。鹿児島県のまん延防止措置による営業時間短縮要請に係る市町村負担金として計上いたしております。県の試算によります事業費総額は3億5,895万1,000円で、その10分の1の3,584万4,000円が町の負担分となります。8月16日から8月19日の時短要請に係る申請店舗数は111件、8月20日から9月12日の申請店舗数は109件、9月13日から9月30日の申請店舗件数は105件となります。今回の予算計上分につきましては、1月27日から2月20日要請分に対する負担金でございます。

同じく、歳出13ページ、款2、項1、目4、節13の亀津麦穂峯町有地木伐採借上料20万4,000円でございます。これは、亀津麦穂峯県職員住宅裏の町有地に隣接いたします個人の畑へ張り出している樹木を伐採するための費用でございます。

次の徳和瀬町有地木伐採借上料の10万円につきましても、徳和瀬白嶺神社周辺の町有地の道路に張り出している樹木の伐採費用でございます。

歳出14ページ、款2、項1、目5、節24の財政調整基金の総額でございます。現在3月時点、現在の総額は10億6,546万5,399円でございます。

同じく14ページ、款2、項1、目6、節24の減債基金積立金でございますが、現在の総額は2億6,108万7,123円でございます。

以上でございます。

○企画課長（吉田 忍君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

まず、予算書8ページ、款2総務費、項1総務管理費、事業名、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、限度額1億4,813万2,000円について。進捗状況といたしまして、まず確認書の送付を2月1日に行いまして、受付は同日からしております。1回目のお振込を2月10日から随時行っているところでございます。1月31日の国からの交付決定通知と、2月21日時点での執行済額及び年度内執行見込額を予想した上で、残額を繰越明許費限度額として計上しているところでございます。

続きまして、事項別明細書7ページ、款15県支出金、項2県補助金、目1総務費国庫補助金、1、総務費補助金、新型コロナウイルス感染症対策利子補給金事業補助金マイナス195万3,000円についてでございますが、こちらのほう、奄美群島12市町村同時に行っている事業でございます。昨年の事業開始が10月からということもありまして、年度途中からの事業開始ということもあり、補助の対象となる融資期間が短いケース等もあったことから、当初計画しておりました391万6,000円から執行予定額を差し引きまして今回減額しているところでございます。

次に、事項別明細書9ページ、款17寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金、節2ふるさと思いやり基金寄附金マイナス1億円でございます。減額の理由といたしましては、昨年度と寄附件数はさほど変わっておりませんが、1件当たりの平均寄附額の減少による減額でございます。

続きまして、事項別明細書15ページ、款2総務費、項1総務管理費、節16企画費、18、負担金補助及び交付金でございます。まず徳之島高校バス通学者支援事業補助金につきましては、実績は現在のところ延べ13名となっております。

次に、移住就業企業支援事業費補助金160万全額の減額についてでございますが、こちらのほうは補助金の対象者に当たる該当者がいなかったため、今年度については全て減額しております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策利子補給事業でございますが、現在のところ申請件数は14件でございます。

続きまして、事項別明細書16ページ、款2総務費、項1総務管理費、節22自然環境保全事業費、節の12委託料、世界自然遺産普及啓発看板制作70万円でございますが、本委託金はG C F、ガバメントクラウドファンディング、思いやり基金、こちらのほうを活用した目的基金事業でございます。当初より事業計画では計画されておりましたが、何分このG C Fにつきましては目標を設定をしても寄附金が入るかどうかが不明確なため、これまで予算化しておりませんでした。今年に入りまして、1月から2月上旬にかけて、目標額を上回る御寄附を頂いておりますので、寄附者の気持ちに応えるために、今回補正予算として計上させていただいております。啓発看板につきましては、ふるさと納税においてデザインしておりますアマミノクロウサギのキャラクターをかたどったもので、あまり複雑なものではございません。当初より事業を計画しておりましたので、年度内に執行も可能でございます。

続きまして、事項別明細書17ページ、款2総務費、項1総務管理費、節24ふるさと納税推進事業費、こちらのほうの節7報償費、ふるさと思いやり寄附金報償物品費3,000万円の増額でございますが、今年度は寄附金の減少が予想されておりましたが、12月に入りまして寄附のお申込みが例年どおり増えてきたことにより、報償物品費の不足が予想されておまして、今回増額しております。例年では12月補正のほうで調整しておりましたが、今回は12月補正をしていなかったため、今回の増額となっております。

次に、徳之島の肥育牛の返礼品の状況について御説明いたします。

令和3年12月19日より、ふるさと納税総合サイト、ふるさとチョイスで受付を開始いたしました。現在までの寄附件数218件、寄附額677万6,000円のお申込みを頂いており、ほぼ完売となっております。

最後に、事項別明細書18ページ、款2総務費、項1総務管理費、目40住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業でございます。こちらの節18、負担金補助及び交付金マイナス1,800万円でございますが、こちらにつきましては、当初申請時に非課税世帯予想世帯を2,700世帯、1月2日以降の転入世帯を300世帯、計3,000世帯を見込んでおりました。本事業は御存じのとおり、予算を翌年度繰越処理を行い来年度まで実施いたします。今回、残りの方々、最

大限の方々を確保した上で1,800万円を減額しております。

以上です。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

8ページの繰越明許費、8、2、社会資本整備道路事業の1億48万7,000円の繰越理由については、今現在、亀津中央線道路改良工事は現在下水道事業後に工事発注となるため、繰越しとなっております。

また、亀津19号線の建物補償調査業務委託は10月後半の完了のため、その後契約となり、年内の所有移転が難しいため繰越しとなりました。

また、亀津中央線自動車学校下の法面の特殊工事で、天候に左右されやすく不測の日数を要したため繰越しとなりました。

花徳大湊橋の補修工事は、県の河川に架かっている橋については、渇水期や出水期時期である11月までは工事ができないため繰越しとなりました。

8、3、県単休憩施設崩壊事業対策事業の1,316万円の繰越しについては、井之川中学校裏の法面崩壊部分の対策工事で、擁壁工、防護柵工でしたが、大雨による法面が崩れたことから、設計及び準備に不測の時間を要し、年内施工が難しいため繰越しとなりました。

また、8、5、総合運動公園改修工事の1,092万の繰越しについて、野球場の防護ネット材料がコロナ禍で入手遅れによって繰越しとなりました。

8、6、公営住宅建設事業の4,150万3,000円の繰越しについては、港川住宅の外壁改修工事のため、入居者の窓等の開閉ができないことから冬場の時期の発注となりましたが、天候不良により塗装工事の遅れや新型コロナウイルスまん延防止期間もあり、繰越しとなりました。

そして、歳出の40ページ、8、2、3、社会資本整備道路事業、14、工事請負費2,472万3,000円は、亀津中央線の中央通りであります。

そして、41ページ、8、3、2、河川維持費、14、工事請負費150万円減額については、当初見積りより土量が少なかったため、減額となりました。

42ページの8、6、2、住宅建設費、14、工事請負費1,525万6,000円の減額になった理由は、当初要望国費の80.86%の内示額のため、工事規模の減少で減額となっております。

同じく18、負担金補助及び交付金の100万円の減額となった理由は、当初2件の空き家活用セーフティーネット住宅改修事業を計画しておりましたが、件数が3件ありました。2件が徳之島町空き家活用セーフティーネット住宅改修事業補助金交付要綱に該当しなかったため、減額となっております。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

最初に、8ページ、繰越明許費、6、1であります。堆肥生産基盤整備事業、これにつきましては、議案でも審議いただいたように、納入が遅れております。堆肥センターに導入するホイルローダーについて、メーカーによる部品受入れがコロナ禍により遅れており、今年度間に合わないというふうな形でありましたので、繰越明許というふうな形になりました。ちなみに、もう1件のほうは年度内に入る予定であります。

続きまして、同じく繰越明許費の6、3、水産業費、水産物供給基盤機能保全事業、これにつきましては、亀津漁港の機能保全計画に基づいた補修工事を行っており、本年度事業計画が護岸補修、隣接する泊地のしゅんせつ工事でありました。安全面を考慮して工事の同時進行はできず、機能保全計画の中でも緊急度が高かった、傾倒した、要するに傾いた護岸の補修を最優先として泊地しゅんせつの年度内執行は困難となったため、繰越明許というふうな形で計上してあります。

続きまして、歳出の31ページ、6、1、10の地域農業管理施設運営費の中の備品購入費、土壌分析器500万の減額であります。これにつきましては、当初、予算を計上する段階で備品見積り依頼をしたときに、メーカーのほうから、当初は納入予定で計画して年度内に入る予定でありましたけれども、その後予算を執行する段階においてメーカー側に問い合わせたところ、依頼とともにやったところ、新型コロナの影響により半導体不足による部品時期が未定であるというふうなことがありましたので、年度内の納品が困難と判断したためであります。

ちなみに、機械のほうはいつ壊れてもおかしくない状況にありますけれども、新年度で計上することも検討いたしました。しかしながら、メーカー側に聞くと、令和4年度でも納入の見込みが立たないというふうな状況で、半導体というふうな世界的な状況でありますので、どうしても立たないということで、令和4年度もまだ計上しておりません。そういった意味で減額の補正を計上いたしました。

続きまして、33ページ、6、1、20の営農研修センター管理運営費のほうの報償費、研修生作業報償費マイナス230万の減であります。これにつきましては、年度当初募集した研修生が、なかなか募集が入ってこないという状況もありました。で、その後、2名の研修生が入ったんですけれども、1人が、1ターンの方が私的理由のためお辞めになったということで。この状況に関しましては非常に、その分1人減っていた状況の下、それでまた募集停止して、受入れが当初なかったことと合わせて、そういったもので減額となっております。

続きまして、37ページ、6、2、2の18、林業振興費負担金補助で農林水産物等輸送コスト支援事業補助金、品目は何かということでありまして、これに関しては品目のほうはまきの出荷になります。本土のほうにまきを生産して出荷しておりますので、その輸送コストの事業費の減額であります。

続きまして、6、2、5の有害鳥獣対策事業費の7の報償費、追加の280万です。イノシシ捕獲増を予想されるため増額となります。内容のほうは、実績はということでもありますので、ちなみに令和2年度がイノシシのほうで718頭捕っております。で、現在までに、令和3年11月の買取りまでの実績でありますと、523。今後見通しとしては約750頭程度の見込みがされるので、それに伴う報償費の増額を計上してあります。

以上です。

○耕地課長（水野 毅君）

お答えいたします。

歳入の4ページ、12、1の1の1の減になった理由なんです、農業費現年度分担金は、県からの予算要求額から農家負担額を概算で計上しておりますが、コロナ禍による資材不足により工期が遅れ、農家への引渡しが行えずに減額いたしました。

続きまして、歳出の34ページ、6、1、23の10、修理内容とのことなんです、昨年メーカーさんに見積りを出した結果、新車を買うより修理修繕をしたほうが買うよりは安いということで修理修繕をいたしました、今回また使用している中で予想外の不具合が出たため修繕費を計上させていただきました。

続きまして、同じく34ページ、6、1、23の12、減になった理由。農道台帳作成業務委託料なんです、これが管理できる対象農道がございませんでしたので、減額いたしました。

続きまして、同じく34ページ、6、1、23の12、計画書作成業務委託料、これは井之川地区の井之川畑総事業の今年度予定の計画書作成が1年先送りになったため減額いたしました。

以上です。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

8ページ、繰越明許費、款7商工費、項1商工費、事業名、里久浜トイレシャワー施設整備事業、限度額4,000万ですが、場所については、花德里久浜の現在仮設のシャワー施設を置いているところを予定をしておるところです。

続きまして、歳入の9ページ、項2財産収入、目3生産物売払収入、節、生産物売払収入みのり館生産物売払収入540万円ですが、どういったものかといいますと、一番多いのが今現在アイスなどですが、アイス、ほかは他社が作っていただいているお菓子、クッキーとかです。黒糖また豆類、味噌豆とか、サタマメとかそういったのが主に売り上げている状態であります。

続きまして、歳出の34ページ、款6農林水産物費、項1農業費、目、みのり館工場運営費の節15原材料費ですが、150万減額してあるのにつきましては、昨年度、コロナ禍において店舗を閉めたことや、なかなかイベント等が開催されずに、みのり館の商品を製造することがなかなか難しくなったために、その原材料が残っているがために、購入を少し控えたということ

150万減額いたしました。

続きまして、歳出36ページ、款、農林水産事業費、項1農業費、目29みのり館店舗運営事業費、節10需用費450万ですが、この消耗品の450万につきましては、昨年度からふるさと納税が大変好評をいただいているところで、他社の商品の購入費の分でございます。

続きまして、歳出39ページ、款7商工費、項、商工費、目6観光地整備事業費ですが、先ほども明許繰越のところでも述べたとおり、委託料と工事請負費ですが、場所は里久浜の現在ある仮設トイレの付近を予定をしているところであります。

続きまして、その下の17、まぶ～る飲食券セカンド事業につきましては、残り枚数ですが2,800枚、金額にして140万ほど残金が残っているところです。

続きまして、その下のささえ愛チケット事業につきましても、残り枚数が2,485枚で、金額にして124万2,500円が残金として残っている状態です。

続きまして、40ページ、款7商工費、項1商工費、目19新型コロナウイルス感染症クラスター関連支援事業ですが、節の負担金補助及び交付金ですが、2,000万の減額であります、これにつきましては執行残でございます、中には昨年度から比べて15%以上売上げが減少していないという事業者もございました。そういったところも含めての7,200万に対して2,000万円の執行残が出たということでございます。

以上です。

○農業委員会事務局長（藤 康裕君）

補正予算についてお答えいたします。

歳出、6、1、1の1、29ページです。これは農業委員及び農地利用最適化推進委員の今年度の活動及び成果の実績に応じて報酬を計上して、補正予算として上げさせていただきました。

以上です。

○学校教育課長（太 稔君）

勇元議員の質問にお答えいたします。

8ページ、第3表、繰越明許費、款10教育費、項、保健体育費、事業名、幼稚園給食導入事業費ですけども、これは、幼稚園給食導入事業費は、先ほど議案第17号で変更契約を可決していただきました給食配送車購入事業のことでございます。理由といたしましては、新型コロナウイルスの影響で海外の工場の閉鎖に伴い、部品不足のため生産が遅れていることです。

続きまして、歳出のほう、44ページ、款10教育費、項1教育総務費、目、教員宿舍管理費です。改修工事があるかという質問でしたけども、学校施設に関しましては、長寿命化計画を令和3年3月に策定いたしました。長寿命化計画に基づいて今後改修を行っていく予定です。

続きまして、49ページ、款、教育費、項、幼稚園費、目、幼稚園施設整備費、亀津幼稚園の伐採に関してですけども、場所は亀津幼稚園の遊具と校庭の間にありますアカギ2本の伐採で

ございます。

以上です。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えいたします。

ページは歳出の50ページであります。教育費の中の社会教育費、社会教育総務費の中の御指摘のありました補助金についてですが、社会教育課におきましては、様々な団体のほうに補助金を支出をしております。皆さんも御承知のとおり、今回、新型コロナウイルスの影響により、やはり感染拡大防止という観点から活動を自粛をしないといけないという状況にありますので、青年団の補助金に対しましても、今年度活動がなかなかできないということで全額返納とさせていただきます。また、それ以外の団体につきましても、一部であり、全額という形を取らせていただいております。

以上です。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

まず、事項別明細書の8ページ、繰越明許費、款の3民生費、項2児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金事業でございます。対象者の中でも、申請分である公務員、高校生と看護されている方へ、新生児等は申請となっております。申請が3月31日までの申請受付となりますので、まず総事業費から既に交付された額と今年度振込の見込み分を除いた1,935万円、限度額1,935万円を繰越明許費としております。

続きまして、事項別明細書22ページの款3、項1、目6の19、出産祝金でございますけれども22ページ目の下のほうですね、出産祝金ですけれども、実績ということで、第1子が19名、第2子が21名、第3子が9名、第4子が2名、第5子以降が1名の合計52名で、総額が850万円が支給済みでございます。減になった理由なんですけれども、当初、第1子から第4子までの合計100名で想定したんですけれども、今後支給が見込まれる10名分の経費105万円分を残しまして、予算減額を行っているところでございます。

続きまして、事項別明細書のページ24の款3の項2、目1の真ん中ほどであります保育認定世帯への給付金事業でございますけれども、新型コロナウイルス感染拡大を受け、保育園の休園、登園自粛要請による、仕事をすることができず収入が減少した保育認定世帯への生活を支援する目的のために支給する給付金事業となっております。

以上です。

○健康増進課長（田畑和也君）

勇元議員の御質問についてお答えいたします。

歳出の26ページ、款4、項1、目2、保健センター運営費、需用費、修繕料の誘導灯感知器

修繕。減になった理由ですが、コロナの影響により資材不足のため、年度内に間に合わないため落としました。

次、26ページ、款4、項1、目4、保健対策事業費、委託料、実績と今後の対策についてですが、実績は胃がん検診419名、子宮がん検診753名、乳がん検診731名、肺がん検診638名、集団検診は延べ2,506名です。減の理由といたしまして、コロナの影響により5月の検診が中止になったことと、コロナの影響により受診見込数より受診者が減少したことです。対策といたしまして、コロナ禍でも予防や早期発見のために検診が重要であることを啓発し、待ち時間の解消など、受診しやすい対策を検討していきたいと考えています。

続きまして、28ページ、款4、項1、目14、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費ですが、現在の接種率についてですが、3月3日現在、2回目接種を終了した人は7,621名、対象者の83.1%となっています。追加接種3回目は、3月3日現在で2,991名、対象者の32.6%となっています。

以上です。

○収納対策課長（吉田広和君）

勇元議員の御質問にお答えします。

予算書の歳入9ページ、21、1の1、延滞金につきましては、町県民税、法人税、固定資産税、軽自動車税になります。

以上です。

○住民生活課長（大山寛樹君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

ページが11ページ、第5表、債務負担行為の補正について、清掃車の稼働状況について。現在6業者で12台の清掃車でごみの回収を行っています。

続きまして、歳入7ページ、15、2、3、6の地域環境保全対策費補助金の減額の理由についてですが、これは県からの補助金の減額によるものです。

続きまして、歳出の26ページ、4、1、5、12、委託料の減額の理由といたしまして、これも補助金の減額によるものです。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第18号、令和3年度一般会計補正予算（第8号）について採決します。

お諮りします。本番は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 議案第19号 令和3年度国民健康保険事業特別会計
補正予算（第4号）について

○議長（池山富良君）

日程第19、議案第19号、令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。高岡町長。

○町長（高岡秀規君）

議案第19号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,897万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,147万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、県支出金2,128万3,000円の増額、国民健康保険税230万4,000円の減額であります。

歳出の主な内容は、保険給付費2,010万円の増額、保険事業費102万1,000円、予備費10万円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第19号、令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 議案第20号 令和3年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（池山富良君）

日程第20、議案第20号、令和3年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高岡町長。

○町長（高岡秀規君）

議案第20号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,114万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,941万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金770万9,000円、国庫支出金705万円、支払基金交付金531万円などの減額であります。

歳出の内容は、保険給付費1,761万円、地域支援事業費318万4,000円、総務費35万2,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第20号、令和3年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第21 議案第21号 令和3年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（池山富良君）

日程第21、議案第21号、令和3年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高岡町長。

○町長（高岡秀規君）

議案第21号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,085万円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金3万4,000円の減額であります。

歳出の内容は、公債費12万円の増額、事業費10万6,000円、総務費4万8,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第21号、令和3年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第22 議案第22号 令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について

○議長（池山富良君）

日程第22、議案第22号、令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高岡町長。

○町長（高岡秀規君）

議案第22号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ156万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,705万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、諸収入74万7,000円、後期高齢者医療保険料62万円、繰入金19万9,000円の減額であります。

歳出の内容は、保健事業費94万6,000円、後期高齢者医療広域連合納付金62万円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第22号、令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第23 議案第23号 令和3年度水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（池山富良君）

日程第23、議案第23号、令和3年度水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高岡町長。

○町長（高岡秀規君）

議案第23号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度水道事業会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、収益的収入におきまして、営業外収益786万6,000円の増額であります。

収益的支出におきまして、営業費用786万6,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第23号、令和3年度水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

- △ 日程第24 議案第24号 令和4年度一般会計歳入歳出予算について
- △ 日程第25 議案第25号 令和4年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第26 議案第26号 令和4年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第27 議案第27号 令和4年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第28 議案第28号 令和4年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第29 議案第29号 令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第30 議案第30号 令和4年度水道事業会計歳入歳出予算について

○議長（池山富良君）

日程第24、議案第24号、令和4年度一般会計歳入歳出予算についてから日程第30、議案第30号、令和4年度水道事業会計歳入歳出予算についてまで、以上7件は一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高岡町長。

○町長（高岡秀規君）

令和4年度の予算書を提出するに当たり、予算編成に当たっての主な方針と予算の概要を説明申し上げ、議会の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和4年度の予算編成に当たっては、財源不足を解消するとともに歳入に見合った歳出とし、

継続可能な財政構造の確立を目指す必要がございます。そのため歳入面では、国や県の情報を収集し共有化を図るとともに、全職員が新たに活用できる補助制度等の活用を検討することや自主財源の確保につながる施策に取り組む必要がございます。

歳出面では、全ての経費を見直し、これまで以上に義務的経費の抑制に努め、物件費、補助費、繰出金の抑制削減に取り組むほか、公共施設の長寿命化計画等の策定による年次的改修計画など維持補修経費への特定財源の確保に努め、本町が実施している各種施策を実りあるものとするため、限られた財源の中でより質の高い行政サービスを図ることなどを主な方針といたしました。

令和4年度の一般会計の当初予算は79億8,625万円で、前年度当初予算に対し3.2%、金額にして2億6,723万2,000円減額の予算であります。

予算編成では主な施策を実施するに当たり、財政調整基金、ふるさと思いやり基金等の繰入れを行いました。また公債費につきましては、東天城中学校建設事業債、北部地区観光拠点施設整備事業債の借入れにより今後は増加することが予想されます。経常収支比率につきましても、昨年度より若干改善が見られているものの、依然として硬直化が進んでおりますので、引き続き税収等一般財源の確保や経常的経費の削減を図り、財政の健全化に努めてまいります。

主な歳入の概要を、前年度当初予算対比で御説明申し上げます。

町税は513万5,000円の減額、主に固定資産税の減額であります。

分担金及び負担金は3,751万2,000円の減額、主に畑かん等現年度分担金の減額であります。

国庫支出金は5,568万9,000円の増額、主に小規模保育事業所建設に係る保育所等整備交付金の増額であります。

県支出金は316万6,000円の減額、主に畜産クラスター施設整備事業補助金、産地パワーアップ事業補助金の減額であります。

財産収入は1,005万円の減額、主に高速インターネットのサービス供給に係る伝送路設備賃貸借料の減額であります。

繰入金は2億9,575万7,000円の減額、主に徳之島用水基金繰入金、庁舎整備基金繰入金の減額であります。

次に、歳出概要を、前年度当初予算対比で御説明申し上げます。

議会費は733万4,000円の増額、主に旅費の増額であります。

総務費は2億3,696万6,000円の減額、主に新庁舎建設事業による減額であります。

民生費は1億1,480万2,000円の増額、主に小規模保育事業所建設に係る保育所新設補助事業の増額であります。

衛生費は2,607万3,000円の減額、主に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の減額であります。

農林水産業費は2億6,614万1,000円の減額、主に徳之島ダム償還金、畜産クラスター施設整備事業の減額であります。

商工費は656万1,000円の増額、主に農林水産物等輸送コスト支援事業による増額であります。

土木費は215万4,000円の減額、主に公営住宅建設事業による減額であります。

消防費は6,688万3,000円の増額、主に大型水槽付ポンプ自動車導入事業による増額であります。

教育費は6,616万2,000円の増額、主に東天城中学校建設事業による増額であります。

公債費は230万9,000の増額、町債元金償還金の増額であります。

続きまして、特別会計の当初予算規模は、それぞれ次のようになっております。

国民健康保険事業特別会計14億3,517万3,000円、前年度比1.9%の増額。

農業集落排水事業特別会計1,240万4,000円、前年度比3.2%の減額。

介護保険事業特別会計11億7,473万2,000円、前年度比0.1%の増額。

公共下水道事業特別会計5億4,169万5,000円、前年度比2.3%の増額。

後期高齢者医療特別会計1億3,560万3,000円、前年度比4.4%の増額。

水道事業会計のうち収益的支出は3億7,321万9,000円、前年度比1.7%の減額。資本的支出は6億3,195万円、前年度比78.8%の増額であります。

以上、令和4年度の当初予算案の概要を申し上げます。

何とぞ御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

これから7件について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本予算案7件については、議長を除く14名の委員で構成する令和4年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、本予算案7件については、議長を除く14名の委員で構成する令和4年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

委員会条例第8条2項の規定により、委員長及び副委員長は委員会において互選することに

なっております。

互選のためしばらく休憩します。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 0時13分

○議長（池山富良君）

休憩前引き続き会議を開きます。

ただいま予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

委員長に、総務文教厚生常任委員会委員長の行沢弘栄議員、副委員長に経済建設常任委員会委員長の徳田進議員が決定しました。

△ 日程第31 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（池山富良君）

日程第31、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

町長の説明を求めます。高岡町長。

○町長（高岡秀規君）

諮問第1号の提案理由を御説明申し上げます。

本諮問は、人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求める件であります。

内容は、徳之島町亀徳986番地8、安田司氏を推薦するものであります。

何とぞ、御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 0時14分

再開 午後 0時15分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本件は適任であると答申することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任であると答申することに決定しました。

△ 日程第32 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（池山富良君）

日程第32、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
町長の説明を求めます。高岡町長。

○町長（高岡秀規君）

諮問第2号の提案理由を御説明申し上げます。
本諮問は、人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求める件であります。
内容は、徳之島町亀徳2040番地2、徳山とし子氏を推薦するものであります。
何とぞ、御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 0時16分

再開 午後 0時17分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りします。
本件は適任であると答申することにしたいと思えます。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任であると答申することに決定しました。
以上で本日の日程は全部終了しました。
次の会議は3月9日午前10時から本会議を開きます。
本日はこれで散会いたします。
お疲れさまでした。

散会 午後 0時18分

令和4年第1回徳之島町議会定例会

第4日

令和4年3月9日

令和4年第1回徳之島町議会定例会会議録
令和4年3月9日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第4号）

○開 議

○日程第 1 議案第24号 令和4年度一般会計歳入歳出予算について
……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 2 議案第25号 令和4年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算
について ……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 3 議案第26号 令和4年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算
について ……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 4 議案第27号 令和4年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算につ
いて ……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 5 議案第28号 令和4年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算に
ついて ……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 6 議案第29号 令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算に
ついて ……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 7 議案第30号 令和4年度水道事業会計歳入歳出予算について
……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 8 議員派遣の件

○日程第 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について
……………（議会運営委員長）

○閉 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
10番	是枝孝太郎君	11番	広田勉君
12番	木原良治君	13番	福岡兵八郎君
14番	大沢章宏君	15番	住田克幸君
16番	池山富良君		

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 福田誠志君 次長 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	村上和代君
企画課長	吉田忍君	建設課長	清山勝志君
花徳支所長	尚康典君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	水野毅君	地域営業課長	清瀬博之君
農委事務局長	藤康裕君	学校教育課長	太稔君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	廣智和君
健康増進課長	田畑和也君	収納対策課長	吉田広和君
税務課長	新田良二君	住民生活課長	大山寛樹君
選管事務局長	白坂貴仁君	会計管理者・会計課長	当洋子君
水道課長	保久幸仁君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

- △ 日程第1 議案第24号 令和4年度一般会計歳入歳出予算について
- △ 日程第2 議案第25号 令和4年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第3 議案第26号 令和4年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第4 議案第27号 令和4年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第5 議案第28号 令和4年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第6 議案第29号 令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第7 議案第30号 令和4年度水道事業会計歳入歳出予算について

○議長（池山富良君）

日程第1、議案第24号、令和4年度一般会計歳入歳出予算についてから、日程第7、議案第30号、令和4年度水道事業会計歳入歳出予算についてまで、以下7件を一括議題とします。

本案について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（行沢弘栄君）

おはようございます。

それでは、報告をいたします。

令和4年度一般会計歳入歳出予算並びに6特別会計歳入歳出予算について、予算審査特別委員会での審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月7日に委員会を招集し、7日、8日に一般会計の審査並びに特別会計の審査を行いました。町長はじめ、副町長、総務課長並びに各担当課長、財政担当及び各担当職員の出席を求め、説明資料に基づいて審査をいたしました。

審査の過程では、令和4年度の予算に係る事業の報告、課題、方策等について、質疑や要望がなされました。

主な要望について御報告いたします。

地域営業課の販路拡大、観光客集客に、町長のトップセールス、職員の勉強会等への積極的な参加で売出しに努められたい。

畑かん以外の農地へのボーリングモデル事業の策定を要望する。

各種税金、料金の不納欠損の削減に努められたい。

審査の結果については、審査終了後、議長へ報告しており、質疑内容については、御承知のことですから省略いたします。

結果について、これから報告をいたします。

議案第24号、令和4年度一般会計歳入歳出予算について、議案第25号、令和4年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について、議案第26号、令和4年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について、議案第27号、令和4年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について、議案第28号、令和4年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について、議案第29号、令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、以上6件については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第30号、令和4年度水道事業会計歳入歳出予算についての認定については、採決の結果、起立多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（池山富良君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第24号、令和4年度一般会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第24号、令和4年度一般会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第24号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第25号、令和4年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第25号、令和4年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第25号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第26号、令和4年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第26号、令和4年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第26号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第27号、令和4年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第27号、令和4年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第27号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第28号、令和4年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第28号、令和4年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第28号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第29号、令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第29号、令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第29号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第30号、令和4年度水道事業会計歳入歳出予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○6番（勇元勝雄君）

水道事業全体に対しての反対ではございませんけど、今度の亀津浄水場の増築に対して反対いたします。その理由は、流量計測は1年間の計測では、流量計測としてはあまりにも拙速であると私は考えます。干ばつのとき最悪の場合を考えて流量計測をしなければ、最悪の場合、川の水がありませんから断水します。町民に対して、13億以上の金をかけてやる事業に対して、あまりにも拙速な計画だと私は思います。

私も、過去水道課に足掛け17年間いました。その間、県のほうにお願いして砂防ダムをつくってもらって、手々から、手々、山、花徳、母間、井之川、砂防ダムをつくってもらって、それでも水が足りないという状態でした。

現在は、人口が減によって水は足りていると思いますけど、亀津の場合はこれからも人口が横ばいの状態だと思いますので、流量計測、それが1年で果たして計測できるのか、神嶺ダムも干ばつときは底をついたときがあります。そういう状態で13億もの金をかけてやるには、あまりにも拙速な計画だと私は思いますので、反対いたします。

○議長（池山富良君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○12番（木原良治君）

12番、木原が賛成討論をさせていただきます。

この議会に席を置いて24年になります。水道事業を振り返ったときに、水質の問題とか、水量の問題とか、あらゆる課題に対して歴代の課長は真剣に取り組んできた場をこの議会で拝見しております。そして、徐々に水質が改善され、そして、その量も確保されてきています。

これからも、水道事業というのは町民全体の生命と生活に必要な事業であり、今日までお互いが生活できたのは、その生命線である水道事業がしっかりと継続されてきたものだと思います。

先ほどの反対討論者の討論の中に、全体的なものに対しては賛成だけど、部分的なものに対しては反対だと、そういう討論の仕方というのは、議員研修の時に条件付きの賛成討論とか反対討論はあり得ないという、皆さん議員になったときにしっかりと研修されたと思います。そして、議員必携の中に、議案の審議の中の討論において条件付きの賛成討論というのはあり得ないということ、もう一度思い起こしていただきたいと思います。

これからも、水道事業はしっかりと継続され、その量が確保されるために、この13億の予算は必要不可欠と考え、賛成討論とさせていただきます。

○議長（池山富良君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで討論を終わります。

これから、議案第30号、令和4年度水道事業会計歳入歳出予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第30号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（池山富良君）

起立多数であります。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議員派遣の件

○議長（池山富良君）

日程第8、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま決定された議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに決定しました。

△ 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について

○議長（池山富良君）

日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出についてを議題とします。

委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（池山富良君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回徳之島町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉 会 午前10時18分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

徳之島町議会議長 池山富良

徳之島町議会議員 富田良一

徳之島町議会議員 是枝孝太郎